スポーツ安全保険の解説

傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険

令和3年度

公益財団法人 スポーツ安全協会

はしがき

公益財団法人スポーツ安全協会は、各方面のご要望にこたえ、文部省（現文部科学省）、財団法人日本体育協会（現公益財団法人日本スポーツ協会）等のご尽力によって、スポーツおよび社会教育活動の普及振興に寄与することを目的として、昭和45年12月に設立されました。

平成24年に公益財団法人へ移行し、補償事業を含むすべての事業を公益目的事業として行っています。

本会のスポーツ安全保険は、スポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に伴う傷害事故、賠償責任事故の補償を行って、団体員や指導監督者等が安心して活動できるようにするとともに、これら活動グループの育成および運営の円滑化を図る趣旨から創設されたもので、全国的規模を持った保険であり、安価な掛金で大きな補償が得られるなど種々の特色を持つものであります。

平成23年にスポーツ基本法が施行され、スポーツ立国の実現をめざしスポーツに関する施策が総合的に推進されています。令和 3年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、国民の間のスポーツに関する機運が高まることが期待されます。そのような中でスポーツ安全保険は、今後も人々がスポーツなどの各種の活動を安心して行うための環境を整備する役割を担って行くと考えます。

本会補償事業は、各方面のご賛同を得て約850万人のご加入がありますが、今後とも本会のこの制度が活用されてスポーツや文化などの団体・グループ活動（社会教育活動）に、より一層安心して参加できる環境が整うことを念願いたします。

公益財団法人　スポーツ安全協会

会長　工藤　智規

目　　次

Ⅰ．スポーツ安全保険の概要

1．共通事項（傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険に共通）

(1) 本保険制度の趣旨 …… 1
(2) 本保険制度の仕組み …… 1
(3) 対象となる事故の範囲 …… 2
(4) 加入できる団体 …… 3
(5) 加入区分と加入の単位 …… 3
(6) 掛金および補償金額 …… 6
(7) 補償期間（保険責任期間） …… 7
(8) 異動その他 …… 7

2．傷害保険

(1) 被保険者 …… 8
(2) 補償内容 …… 8
(3) 支払保険金の種類および支払金額 …… 8
(4) 保険金が支払われない主な場合 …… 10

3．賠償責任保険

(1) 被保険者 …… 11
(2) 補償内容 …… 11
(3) 支払保険金 …… 11
(4) 保険金が支払われない主な場合 …… 13

4．突然死葬祭費用保険

(1) 被保険者 …… 15
(2) 補償内容 …… 15
(3) 支払保険金 …… 15
(4) 保険金が支払われない主な場合 …… 15

Ⅱ．加入手続き

1．加入依頼書での加入手続き …… 16
2．インターネットでの加入手続き …… 17
3．個人情報の取扱い …… 19

Ⅲ．保険金の請求手続き

1．傷害事故（加入者自身がケガをした場合）

(1) 事故の通知 …… 20
(2) 保険金の請求 …… 20
(3) 保険金の支払い …… 20

2．賠償責任事故（他人の身体や財物に損害を与えた場合）

(1) 事故の通知 …… 21
(2) 保険金の請求 …… 21
(3) 保険金の支払い …… 22

3．突然死葬祭費用保険（被保険者の突然死に伴い親族に葬祭費用の負担があった場合）
(1) 事故の通知 …… 22
(2) 保険金の請求 …… 22
(3) 保険金の支払い …… 23

Ⅳ．事務の流れおよび用紙の様式

1．加入依頼書での加入手続き
(1) 加入事務の流れ（指定銀行経由）（フロー） …… 24
(2) 加入事務の流れ（郵便局・ゆうちょ銀行経由）（フロー） …… 25
(3) 加入依頼書 …… 26
(4) 団体員名簿 …… 27
2．インターネットでの加入手続き …… 28
3．保険金請求に関する手続き
(1) 保険金請求事務の流れ（フロー） …… 29
(2) 事故通知ハガキ（記載例） …… 30
(3) 傷害保険金請求書兼事故証明書・治療状況記入書（記載例） …… 31
(4) 診断書（記載例） …… 32
(5) 賠償責任保険金請求書兼事故証明書（記載例） …… 33
(6) 突然死葬祭費用保険金請求書兼事故証明書（記載例） …… 34
4．その他
(1) スポーツ安全協会会員登録申込書様式 …… 35
(2) 団体情報変更ハガキ …… 36

Ⅴ．質疑応答

1．共通事項
(1) 対象となる団体 …… 37
(2) 加入区分について …… 38
(3) 団体の管理下における団体活動とは …… 41
(4) 保険の始期 …… 44
2．傷害保険について
(1) 傷害とは …… 45
(2) 支払保険金 …… 47
(3) 保険金の請求 …… 50
3．賠償責任保険について
(1) 被保険者 …… 51
(2) 補償内容 …… 52
(3) 支払保険金 …… 55
(4) 保険金の請求 …… 57
4．突然死葬祭費用保険について
(1) 突然死とは …… 58
(2) 補償内容 …… 58

(3) 支払保険金 …… 59
(4) 保険金の請求 …… 59

Ⅵ. 保険約款・特約条項・特約書

1．傷害保険普通保険約款 …… 61
2．スポーツ安全協会傷害保険特約 …… 73
3．熱中症危険担保特約 …… 75
4．細菌性食中毒等担保特約 …… 75
5．スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）…… 75
6．通院保険金支払限度日数変更特約 …… 81
7．通院保険金の支払要件変更に関する特約 …… 81
8．条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 …… 81
9．共同保険に関する特約（傷害保険用）…… 82
10. 突然死葬祭費用担保特約 …… 82
11. 後遺障害追加支払等級限定補償特約 …… 85
12. 賠償責任保険普通保険約款 …… 86
13. 施設所有（管理）者特別約款 …… 91
14. スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項 …… 92
15. 各種特約条項 …… 94
16. スポーツ安全保険特約書 …… 96

Ⅶ. 資　　料

1．スポーツ安全協会登録会員一覧表 …… 100
2．加入手続先（スポーツ安全協会）一覧表 …… 102
3．保険事故通知先、保険金請求先（東京海上日動）一覧表 …… 104
4．東京海上日動営業店一覧表 …… 106

Ⅰ．スポーツ安全保険の概要

１．共通事項（傷害保険・賠償責任保険・突然死葬祭費用保険に共通）

(1) 本保険制度の趣旨

スポーツ安全保険は、スポーツ団体およびその他の社会教育関係団体に所属してスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等の社会教育活動を行う者が、その活動中に生じた事故等によって傷害を被った場合、これを補償するため保険制度を活用して救済措置を講じ、社会一般におけるスポーツ活動等の社会教育活動の普及振興に寄与することを目的として創設された。いわば、「誰もが安心してスポーツや文化などの**団体・グループ活動**（社会教育活動）に参加できるようにするため、（公財）スポーツ安全協会が損害保険各社と協力して作り上げた、小さな掛金で大きな補償が得られる**公益目的事業**」である。

また、国民の権利意識の高揚から、団体活動にともない思わぬ損害賠償の請求を受けて法律上の損害賠償責任を負う事例も増加していることから、昭和60年度に傷害保険に賠償責任保険を付帯させた。さらに、傷害保険の死亡保険金の支払対象とならない突然死についても、突然死葬祭費用保険（平成2年度から平成22年度までは、共済見舞金制度）を付帯させ、加入者が安心してスポーツ活動等の社会教育活動に参加できる制度とした。

(2) 本保険制度の仕組み

① 本保険制度は、「**傷害保険**（スポーツ安全協会傷害保険特約・スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）・**突然死葬祭費用担保特約**付帯普通傷害保険）」および「**賠償責任保険**（スポーツ安全協会賠償責任保険特約等付帯施設賠償責任保険、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）付帯普通傷害保険賠償責任担保条項）」で構成されている。

② 本保険は、公益財団法人スポーツ安全協会が保険契約者となり、その傘下[(注1)]の社会教育関係団体の団体構成員を被保険者[(注2)]（補償の対象となる方）として東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社とする以下の損害保険会社（国内元受8社（令和3年4月予定））との間に一括契約するものである。

あいおいニッセイ同和　　共栄火災　　損保ジャパン　　大同火災

東京海上日動　　日新火災　　三井住友海上　　ＡＩＧ損保

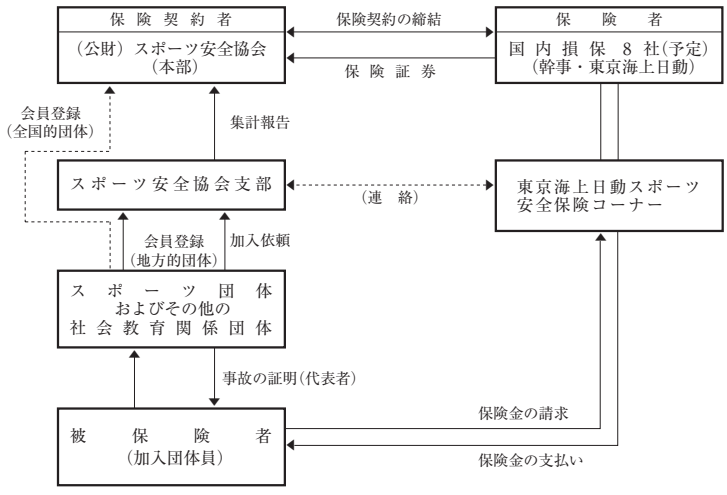

（注１）「その傘下の社会教育関係団体」とは、公益財団法人スポーツ安全協会に会員として登録されている社会教育関係団体をいう。会員登録はスポーツ安全協会会員登録申込書（35頁参照）または加入依頼書（26頁参照）をスポーツ安全協会に提出すること、もしくはインターネット加入依頼システムの会員登録機能（17頁参照）により行うことができる。

全国的組織をもつ団体で、現在までに会員登録されている主な団体の名称は、後記一覧表のとおりである。（100頁参照）

（注２）個々の団体の構成員は、その所属する団体代表者がこの保険への適正な加入手続きを行うことにより、被保険者の地位を取得することになる。

※　この保険契約においては、保険証券は保険契約者である公益財団法人スポーツ安全協会に対して引受保険会社から発行される。各団体および各被保険者に対しては、保険証券の発行または保険加入や契約引受けを証明する書類の交付は行わない。

各団体は加入手続済の「加入依頼書③（代表者控）」（インターネット加入の場合は、インターネット上からダウンロードできる団体員名簿および払込完了通知書）を証拠書類として保存する。

〈保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて〉

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがある。なお、経営が破綻した場合には、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から３ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100％）まで補償される。詳細については、106頁の東京海上日動まで照会のこと。

(3) 対象となる事故の範囲

① 団体での活動中	加入手続きを行った**団体の管理下**(注1)における**団体活動中**の事故
② 往　復　中(注2)	加入手続きを行った団体が指定する集合･解散場所と被保険者の自宅との**通常の経路往復中**の事故

※　AW区分に限り、上記以外の「団体での活動中およびその往復中」以外の事故も補償の対象となる。ただし、AW区分に加入の場合でも、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒の事故および突然死の場合は、団体での活動中およびその往復中のみが対象となる。

（注1）「団体の管理下における団体活動」とは、日時、場所、内容等、団体が定めた活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従った活動で、かつ加入手続時に提出された団体員名簿に記載された者が集って行う活動をいう。具体的には、次のとおりである。

（ア）1日ごとに実施される、少年サッカー、ママさんバレーボール、早起き野球等の地域グループ、あるいは職場の運動部や同好会等の日々の練習や対外試合の場合では、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施（その間の移動中や休憩中を含む。）し、後始末をし、解散するまでの間である。

（イ）複数日にまたがって実施される、スポーツ少年団等の合宿、遠征試合、同好会の旅行、老人クラブの研修旅行等は、集合してから解散するまでの間、全行程が対象となり、その間の休憩中等も含まれる。

（ウ）団体の指示・命令に基づいた以下の活動についても団体活動として補償の対象となる。（特約書第2条第3項）

イ．国、地方公共団体、日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に団体の代表として参加して行う活動（41頁問18参照）

ロ．大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

ハ．一定の資格等を有する者が行う指導等の活動（42頁問20参照）

ニ．団体が総合型地域スポーツクラブまたは会員制スポーツクラブである場合において、それら団体が指定する場所において行う活動

ホ．昇級・昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動（43頁問21参照）

（注２）自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはならない。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となる。

※　学校および保育所の管理下（10頁2.（4）、③参照）における活動中の事故は補償の対象とならない。

※　傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険ともに日本国内における事故または突然死に起因する場合に限られる。（AW区分については、国外での活動中における賠償責任事故も一部補償の対象となる。）

(4) 加入できる団体

この保険は、指導監督者(注)を置き、かつ団体員が明確に把握されている、団体員4名以上で構成されたスポーツ安全協会登録のアマチュアスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育関係団体を対象とする。

（注）指導監督者とは、団体の会長、部長、監督、キャプテン、代表者等をいう。

具体的には次のような団体が加入対象となる

イ．主に中学生以下の子どもにより構成された団体

スポーツ少年団、子ども会、海洋少年団、交通少年団、青少年赤十字、鼓笛バンド、少年野球クラブ、少年サッカークラブ、学童クラブ、放課後子ども教室等

ロ．地域住民により構成された団体

草野球クラブ、ママさんバレーボールクラブ、ゲートボールクラブ、ウォーキングクラブ、コーラス同好会、民謡クラブ、茶道サークル、防犯・防災活動団体、PTA団体、青年団等

ハ．各種スポーツ教室、講座

テニス教室、柔道教室、体操教室、ヨガ教室、各種ダンス・バレエ教室、料理教室、茶道教室、華道教室、英会話教室、カラオケ教室等

ニ．学校、企業等の部活動団体

※学校および保育所の管理下（10頁2.（4）、③参照）における活動中の事故は対象とならない。

ホ．アスレチック、スイミング、テニス等の会員制スポーツクラブ

ヘ．一定の資格のあるスポーツ（審判を含む。）指導者の団体（42頁の問20参照）

ト．総合型地域スポーツクラブ　　など

(5) 加入区分と加入の単位

この保険に加入を行う団体は、次にあげる一般団体の加入区分または短期スポーツ教室の加入区分のいずれかを選択し、加入手続きを行う必要がある。

①一般団体の加入区分

一般団体の加入区分へ加入を行う団体は、団体員ごとに年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類、補償額および補償範囲により加入区分を選択し、合計人数4名以上で加入する必要がある。

加入対象者	加入区分	補償対象となる団体活動
子ども （中学生以下※1）	A1	●スポーツ活動　●文化活動　●ボランティア活動　●地域活動
	AW	上記団体活動に加え、個人活動も対象
大人 （高校生以上※2）	C 64歳以下	●スポーツ活動（指導・審判を含む。）
	B 65歳以上	※A2区分で対象となる活動も補償
	A2	●文化活動　●ボランティア活動　●地域活動　●準備・片付け・応援・団体員の送迎
全年齢	D	●危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む。） ※C，B，A2区分で対象となる活動も補償

※１　特別支援学校の高等部の生徒を含む。

※２　特別支援学校の高等部の生徒を除く。

A1区分およびAW区分

中学生以下の団体員（特別支援学校高等部の生徒を含む。）を対象とした加入区分。

※　危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

C区分

スポーツ活動またはスポーツ活動の指導・審判を行う高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）64歳以下の団体員を対象とした加入区分。

※　C区分で加入を行った団体員が文化活動等を行う場合も補償の対象となる。

※　「スポーツ活動」とは運動競技および身体運動（キャンプその他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

スポーツ活動となる具体的種目例を次にあげる。

・バレーボール、野球、サッカー、ソフトボール、卓球、バスケットボール、バドミントン、テニス、ラグビー等の球技
・剣道、空手道、柔道、少林寺拳法、合気道、弓道、なぎなた、相撲等の武道・格闘技
・水泳、陸上、体操、自転車等の競技スポーツ
・インディアカ、グラウンドゴルフ、ペタンク等のレクリエーションスポーツ
・健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操等のフィットネススポーツ
・社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バトントワリング、カラーガード等のダンス・踊り
・スキー、スノーボード、スケート、アイスホッケー等のウィンタースポーツ
・パラグライダー(注1)、パラセイル、熱気球等のスカイスポーツ
・スキンダイビング、スキューバダイビング等のマリンスポーツ
・ボーイスカウト、ベンチャースカウト（高校生以上）、ローバースカウト（大学生）等が行う野外活動。
・スポーツクライミング（人工壁のみ）
・その他これらに類似する身体活動

（注1）パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を含む。

※　危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

B区分

65歳以上[注1]のスポーツ活動を行う団体員を対象とした加入区分。

（注1）令和３年3月31日以前の加入手続きの場合は令和３年4月1日の年齢が65歳以上、令和３年4月1日以降の加入手続きの場合は、掛金の支払い手続きを行った日の年齢が65歳以上である必要がある。但し、翌月一括追加方式（18頁参照）により、加入手続きを行う中途加入者は、各団体の構成員となった日の年齢とする。

※　B区分で加入を行った団体員が文化活動等を行う場合も補償の対象となる。

※　危険度の高いスポーツ活動を行う場合は、D区分で加入を行う必要がある。

A2区分

文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う高校生以上（特別支援学校高等部の生徒を除く。）の団体員を対象とした加入区分。

また、準備・片付け・応援・団体員の送迎を行う高校生以上の団体員も加入対象となる。

※　A2区分で加入を行った団体員はスポーツ活動中の事故は対象とはならない。

D区分

次に該当する活動（指導、審判を含む。）を行う団体員を対象とした加入区分。

山岳登はん[注1]、アメリカンフットボール、ボブスレー、リュージュ、スケルトン、スカイダイビング、航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）の操縦（職務として操縦する場合を除く。）、超軽量動力機[注2]の搭乗、ハンググライダーの搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動

（注1）冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミング（スポーツクライミングを除く。）など特殊な技術と経験を要するもの。（具体的にはピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）

（注2）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除く。

※　D区分で加入をした団体員が文化活動等または通常のスポーツ活動を行う場合も補償の対象となる。

②短期スポーツ教室の加入区分（インターネット加入限定）　令和４年１月31日加入受付終了

参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、次にあげる条件を全て満たす講義・講習型の短期スポーツ教室（文化活動の教室で開催期間中にスポーツ活動を行う教室を含む。）については、インターネット加入依頼システム「スポ安ねっと」を利用し、短期スポーツ教室の加入区分で加入することができる。

なお、加入の単位は、教室ごとに4名以上での加入が必要である。

加入条件

イ．実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集していること。
ロ．活動場所に指導者がおり、参加者を指導、監督していること。
ハ．予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。

※　3か月とは、教室の開催初日から3か月後の応当日までをいう。

※　危険度の高いスポーツ活動を実施するスポーツ教室は当加入区分での加入は行えない。

短期スポーツ教室に該当する例

・各市区町村、各体育・スポーツ協会、各種目別競技団体等が主催する開催期間3か月以内のスポーツ教室

・総合型地域スポーツクラブや会員制スポーツクラブが実施する短期スポーツ教室

短期スポーツ教室に該当しないもの

×開催期間が3か月を超える各種スポーツ教室

前期・後期と分かれた教室の場合で、それぞれの参加者が同一で活動時期を分けているだけのケースについては、前期教室の開始日から後期教室の終了日が教室の開催期間となる。

×野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセン等、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動

×スポーツ活動が予定されていない短期教室

×D区分に該当する危険度の高いスポーツ活動を行う教室

(6) 掛金および補償金額

1名につき次のとおりとし、同一団体で1口しか加入できない。

一般団体の加入区分

加入区分	年間掛金(注2)(1人当たり)	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)(注3)	通院 (日額)		
A1	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
AW(注1)	1,450円	団体活動中とその往復中	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	対人・対物賠償 合算1事故5億500万円 ただし、対人賠償は1人1億500万円	
		上記以外	100万円	150万円	1,000円	500円	対人・対物賠償 合算1事故500万円	対象外
C	1,850円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円
B	1,200円		600万円	900万円	1,800円	1,000円		
A2	800円		2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
D	11,000円		500万円	750万円	1,800円	1,000円		

短期スポーツ教室の加入区分（インターネット加入限定） **令和4年1月31日加入受付終了**

加入区分	掛金(注2)[教室ごと1人当たり]	対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
			死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)(注3)	通院 (日額)		
短期スポーツ教室	800円	団体活動中とその往復中	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償 合算1事故5億円 ただし、対人賠償は1人1億円	180万円

（注1）AW区分の熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒の補償額は、「団体活動中とその往復中」では、死亡2,000万円、後遺障害3,000万円、入院1日4,000円および通院1日1,500円となり、「団体活動中とその往復中」以外では、補償の対象外となる。

（注2）年間掛金には制度運営費（10円）が含まれる。公益財団法人スポーツ安全協会に支払われた制度運営費は、スポーツ安全保険の制度運営に係る各種事務処理等に要する費用の一部に充てられる。

（注3）手術を行った場合、入院中に受けた手術の場合は10倍、それ以外の場合は5倍が手術保険金として支払われる。

※　中途加入および中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、年度途中での加入区分の変更はできない。

(7) 補償期間（保険責任期間）

① 一般団体の加入区分で加入の場合

補償期間は、令和3年4月1日午前0時に始まり、令和4年3月31日午後12時に終る。

（特約書第 4 条参照）

ただし、中途加入の場合の補償期間は加入手続日(注1)の翌日午前0時に始まり(注2)、令和4年3月31日午後12時に終る。

（注１）加入手続日とは、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書①②が回収された場合は振込日を、それ以外の金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）で振込む等、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、掛金の振込日または加入依頼書を同封した封筒の消印日のいずれか遅い日を指す。また、インターネットでの加入の場合は、掛金の支払いを行った日を指す。

（注２）翌月一括追加方式を導入している団体における中途加入者の補償の開始は、その団体の会員になった日（団体への入会日）の翌日午前0時からとなる。（18頁参照）

② 短期スポーツ教室の加入区分で加入の場合

「教室開始日、掛金支払いが完了した日の翌日または令和3年4月1日のうち最も遅い日の午前0時」から「教室終了日、令和4年3月31日のうちいずれか早い日の午後12時」までとなる。

(8) 異動その他

① 中途加入

保険期間の中途において加入した者に対しても年間掛金を適用する。

（スポーツ安全協会傷害保険特約第 6 条（2）、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第 3 章第 3 条（2）、特約書第 3 条第 2 項参照）

② 中途脱退

保険期間の中途において脱退した者に対しては、未経過期間に対する掛金の払戻しは行わない。

また、中途脱退した者が、他の団体に所属した場合でも従前の補償は引継がれないため、新団体においても加入手続きが必要である。

（スポーツ安全協会傷害保険特約第 6 条（2）、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第 3 章第 3 条（2）、特約書第 3 条第 3 項参照）

③ 加入区分の変更

保険期間の中途における加入区分の変更はできない。

④ 団体名・団体代表者の変更

団体名・団体代表者に変更があった場合には、加入依頼書で加入の場合は、スポーツ安全協会へ所定の団体情報変更ハガキで通知すること。（36頁参照）

インターネット加入依頼システムにより加入の場合は、「各種変更」機能により変更すること。

なお、団体代表者に変更があった場合は、次の代表者に、各種資料、加入状況等の引継ぎを行うこと。

2．傷害保険

(1) 被保険者

スポーツ安全協会に登録されているアマチュアのスポーツ活動、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員（各個人）全員とする。ただし、団体員名簿に記載されている構成員に限る。(特約書第1条参照)

(2) 補償内容

被保険者が1.(3)「対象となる事故の範囲」に掲げる場合で、**急激**かつ**偶然**な**外来**の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を対象とする。(傷害普通保険約款第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約第1条､スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第1章第1条参照)

身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）は、ここにいう傷害に含む。また、団体活動中およびその往復中の事故の場合は、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒についても対象とする。

急性心不全（心臓マヒ）等の心臓疾患は、原則としてここにいう傷害には含まない。(46頁の問33参照）なお、団体活動中およびその往復中の心臓疾患等による突然死は突然死葬祭費用保険の支払対象となる。ただし、被保険者の親族が葬祭費用を負担した場合に限る。(15頁参照)

疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、しもやけ、野球肩、テニス肘等のスポーツ特有の障害で、急激・偶然・外来の要件を満たさないものは、ここにいう傷害には含まれない。(45頁の問30、問31参照)

(3) 支払保険金の種類および支払金額

① 死亡保険金（事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで死亡したとき）

……保険金額の100％

※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額を支払う。

② 後遺障害保険金（事故の日からその日を含めて180日以内にその傷害がもとで後遺障害が生じ、かつ生存しているとき）

…その程度によって後遺障害等級第１級の場合は、最高額（死亡保険金額を基準としてその1.5倍）後遺障害等級第２級～第14級の場合、死亡保険金の4％～ 89％

（70頁別表２参照）

例えば

○両眼が失明したもの……100％
○１眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの……78％
○両耳の聴力を全く失ったもの……69％
○両眼の矯正視力が0.1以下になったもの……50％
○外貌に著しい醜状を残すもの……42％
○正面視で複視を残すもの……20％
○長管骨に変形を残すもの……10％
○上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの……4％

なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が後遺障害保険金の支払限度となる。

③　入院保険金(注1・2・3)および手術保険金

傷害により、医師の指示(注4)に基づき入院したときに、事故の日からその日を含めて180日を限度として、1日につき所定の入院保険金日額が支払われる。

ケガの治療のために所定の手術(注5)を受けたときは、手術保険金が次の算式によって算出され被保険者に支払われる。

a. 入院中に受けた手術の場合　入院保険金日額×10倍

b.「a.」以外の手術の場合　　入院保険金日額×５倍

ただし、１事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術１回に限る。

④　通院保険金(注1・2・3)

傷害を被り、その直接の結果として入院によらずに医師の治療を受けた場合、その通院日数に対し30日を限度として１日につき所定の通院保険金日額が支払われる。

なお、前記の治療の期間で通院をしない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った約款所定の部位を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について上記の通院日数に含められる。

ただし、入院保険金が支払われるべき期間中の通院（ギプスの常時着用を含む）については、通院保険金を支払わない。（48頁の問42参照）

※ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす約款所定の部位

１．長管骨または脊柱

２．長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限る。

３．肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限る。

また、**事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金は支払われない。**

（傷害普通保険約款第５条、第６条、第７条、第８条、スポーツ安全協会傷害保険特約第２条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第１章第３条、通院保険金支払限度日数変更特約、通院保険金の支払要件変更に関する特約、後遺障害追加支払等級限定補償特約参照）

（注１）**入院保険金と通院保険金の支払いは、入院および通院日数が１日目から対象となる。**

（注２）入院、通院とも医療費の実費ではなく１日当りの定額保険金が支払われる。

（注３）入・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをしても入・通院保険金は重複して支払われない。

（注４）柔道整復師による施術は医師の治療に準じて取扱う。（48頁の問41 参照）

※１　上記の保険金は、生命保険、労災保険、健康保険、他の傷害保険からの給付、加害者からの賠償金等と関係なく支払われる。

※２　保険金は死亡保険金のみがあらかじめ所定の方法により被保険者の同意を得ることで受取人を指定することができる。

（傷害保険普通保険約款第５条（2）、第32条参照）

（注５）公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術、抜歯手術を除く。）および先進医療に該当する診療行為（治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限る。）をいう。（傷害保険普通保険約款第１条参照）

(4) 保険金が支払われない主な場合

① 次のような事由により生じた傷害に対しては、保険金が支払われない。(傷害普通保険約款第3条、スポーツ安全協会傷害保険特約第8条①、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第3章第4条①ア. 参照)

イ. 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失

ロ. 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

ハ. 被保険者の脳疾患、疾病**(心臓疾患を含む。)**、心神喪失

ニ. 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び運転をしてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)を運転している間に生じた事故

ホ. 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置。ただしこの保険で支払われるべき傷害を治療する場合はこの限りでない。

ヘ. 地震、噴火、またはこれらによる津波

ト. 戦争その他の変乱※

※ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除く。

チ. 核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性

リ. 放射線照射または放射能汚染など

② 原因のいかんを問わず、次のような傷害に対しては保険金が支払われない。
(傷害普通保険約款第3条(2)参照)

イ. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの

ロ. その他の症状で、医学的他覚所見のないもの

③ 学校および保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の傷害に対しては、保険金が支払われない。(スポーツ安全協会傷害保険特約第1条、第3条⑧、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)第1章第1条、第3章第1条参照)

本保険の対象とならない**学校および保育所の管理下**とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいう。(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項)

イ. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合

ロ. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合

ハ. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合

ニ. 通常の経路および方法により通学する場合(学校外において授業もしくは課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所と自宅との間を合理的な経路および方法により往復するときを含む。)

ホ. 学校が管理する寄宿舎にある場合

大学、短大、専修学校、各種学校の学生が行うクラブ活動は学校管理下の活動中の事故であっても補償の対象となる。

④ 日本国外での事故および補償期間外に発生した事故に対して、保険金は支払われない。

等

3．賠償責任保険

(1) 被保険者

① スポーツ安全協会に登録されているスポーツ団体およびその他の社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員（各個人）全員とする。ただし、団体員名簿に記載されている構成員に限る。

② 上記①の構成員が責任無能力者の場合は、その者の法定監督義務者（親権者、後見人等）とする(注)。

（スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第２章第１条、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項第２条、特約書第１条参照）

（注）判例によれば、小学生以下の子どもが賠償事故を起こした場合（加害行為を行った場合）には、その子どもに責任能力がないものとしてその子どもが責任を負わずに、その子どもの法定監督義務者が責任を問われることがある。この保険では、このような場合を救済するためにその子どもの法定監督義務者を被保険者に加えてある。

(2) 補償内容

被保険者が1.(3)「対象となる事故の範囲」に掲げる活動中に、もしくは団体活動を行うために被保険者が所有・使用・管理する動産に起因して、他人の身体に障害を負わせた（ケガ以外に疾病、死亡、後遺障害を含む。）または他人の財物を損壊（滅失、破損、汚損）したことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金が支払われる。（賠償責任保険普通保険約款第1条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第2章第1条、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項第1条参照）

したがって、たとえ相手にケガをさせた場合でも、法律上の損害賠償責任が発生しなければこの保険の対象とはならない。

損害賠償責任を負う場合としては、次のような例が考えられる。

イ．水泳に際して、指導監督が不十分で子どもが水死したため、指導者が損害賠償責任を負う場合

ロ．早起野球で素振りの練習中、周囲の状況を確認せず、過ってバットで他人に傷害を与えたため、プレーヤーが損害賠償責任を負う場合

ハ．自転車で集合場所へ行く途中、前方不注意によって通行中の人にぶつかり、ケガをさせたため、損害賠償責任を負う場合

(3) 支払保険金

① AW区分以外の支払限度額（免責金額(注)なし）

対人賠償、対物賠償合算で

１事故　5億円

ただし、対人賠償は

１人　　1億円

② AW区分の支払限度額（免責金額(注)なし）

対人賠償、対物賠償合算で

１事故　500万円

ただし、1.(3)「対象となる事故の範囲」の、①団体での活動中、②往復中での賠償責任事故の場合は、前記の①AW区分以外の支払限度額が加算される。

（注）免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって、損害賠償金にかかる損害の額から差し引く金額をいう。免責金額は被保険者の自己負担となる。

※1　保険期間中に2回以上事故が発生した場合には、各々の事故について前記金額が支払限度額となる。

※2　この保険契約と重複する保険契約または共済契約が他にある場合は、それぞれの契約について、他の契約がなかったものとして算定した支払うべき保険金の額（支払責任額）の合計額が損害額を超過しないときは問題ないが、超過する場合で、且つ既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合には、損害額より既に支払われている保険金等の額を差引いた額が本保険より支払われる。（55頁の問62参照）

③　保険金の算定要素

イ．損害賠償金

各々の事故について、被害者の過失割合を勘案して、保険金の額(損害賠償金)が決定される。なお、損害賠償金は、次のような要素によって算出される。

〈損害の範囲〉

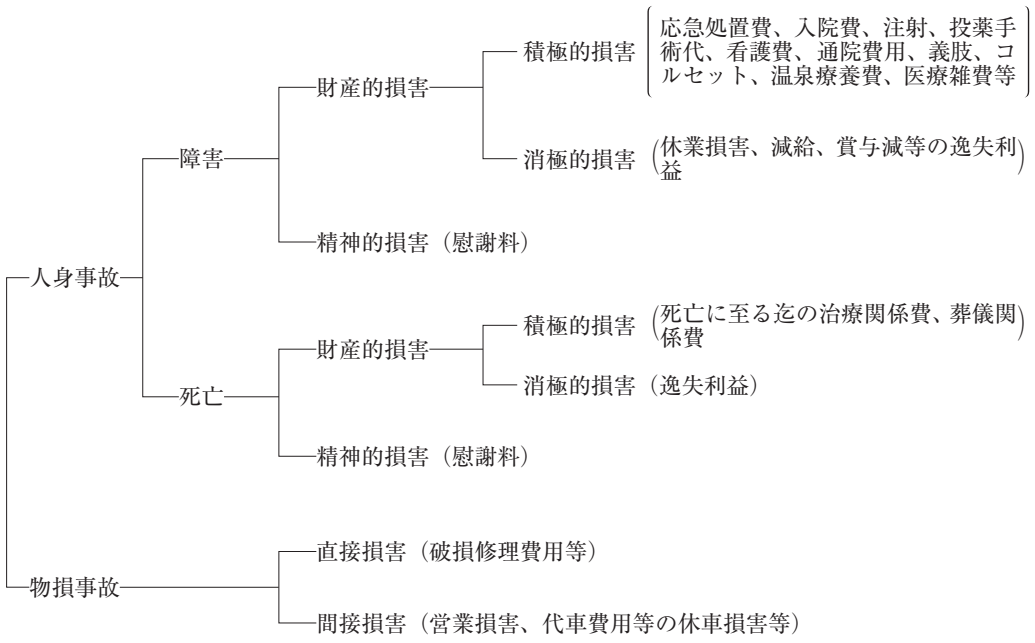

ロ．費用保険金

この保険では、損害賠償金はもちろんのこと、訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬等を含む。）、社会通念上必要または有益であったと認められる損害の防止軽減のために必要または有益な費用、他人から損害賠償を受ける場合にその権利の保全・行使のために必要な費用、応急手当・護送その他の緊急措置に要した費用、保険会社が直接被害者と折衝を行う場合にそれに協力するため被保険者が支出した費用等も支払いの対象となる場合がある。

損害の防止軽減のために必要または有益な費用以外の費用等については、事前に東京海上日動の承認を得ることが必要であるが、訴訟の結果、被保険者側の勝訴に終っても（すなわち、賠償責任がないことが確定した場合でも）支払いの対象となる場合がある。

※　スポーツ活動中の事故については、加害者の一方的な過失によるものは少なく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、示談に際しては事前に東京海上日動と十分に相談することが必要である。

(4) 保険金が支払われない主な場合

下記の事由による損害については、本保険の対象とならない。

① 法律上の賠償責任がない場合

イ．スポーツ活動中等の賠償責任

スポーツには一定のルールがあるが、スポーツそのものが多少なりとも危険を伴っているために、例えこれらのルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もある。このような事故については、多くの場合、法律上の損害賠償責任はないものと考えられる。

なお、スポーツ以外の活動についても同様である。

（例） バレーボールの練習中、右前衛が、打球直後転倒し、反対側のコートの左前衛の右足膝部に衝突し、負傷させた事故で、右前衛には責任がないとされた判例（東京地判昭和54年2月27日）がある。

ロ．体育館、運動場等の体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償責任

（例） 体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備のみが原因である事故は、施設の管理・運営者に賠償責任が発生すると考えられるため、団体の構成員が個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられる。

② 法律上の賠償責任があっても、保険では支払われない場合

イ．保険金を支払うことによりかえって社会悪を助長することになるので対象外とする。

a. 被保険者の故意に起因する損害

b. 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する損害

ロ．保険会社では負担しきれないおそれがあるため対象外とする。

a. 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害

b. 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議に起因する損害

（例） キャンプ活動中に地震のために人身事故が発生した場合には、例え指導者の指導上の問題があっても本保険の対象とならない。（風災・落雷による場合は、法律上の賠償責任があれば対象となる。）

ハ．保険料率算定ないし保険認可条件上の理由で対象外とする。

a. 自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）・航空機（グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。）・船舶（原動力が人力または風力であるものを除く。）の所有、使用または管理に起因する損害

（例） 自動車で集合場所へ行く途中、通行人をはねて傷害を負わせた場合は支払の対象とならない。このような場合には、自動車保険に加入することにより補償される。（ただし、被保険者のケガに対しては傷害保険で補償される。）

同様に、航空機は航空保険、船舶は船舶保険・ヨットモーターボート総合保険に加入することにより補償される。ただし、船舶のうち原動力が人力または風力であるものの所有、使用または管理に起因する賠償責任は本保険で補償される。

b. 狩猟に起因する損害

ニ．その他

a. 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

（例） 子どもが加入しているチームに親も指導者として加入していて、親が子どもにケガをさせた場合は支払いの対象とならない。

b. 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

c. 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合、その約定によって加重された賠償責任

（例） 団体の規約により、身体障害を被ったら必ず一定の補償を行う等が取り決められていた場合でも、その規約によって加重された部分は支払いの対象にならない。

d. 被保険者の所有、使用もしくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任（ただし、団体活動中に練習・合宿等で一時的に使用または管理する宿泊設備・体育施設等を損壊した場合は支払いの対象となる。）

（例1） テニスやバドミントンのラケット、あるいは跳び箱やバレーボールのネット等を借りて、過って壊した。

……スポーツ用具等の借用物を壊したり、なくしたりしても支払の対象とはならない。

（例2） 体育館を借りてバスケットボールの練習中、過って体育館のガラスを割った。

……宿泊設備や体育施設を壊したときは支払いの対象となる。

e. 被保険者の占有を離れた飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害

f. 学校または保育所の管理下の児童、生徒、学生または幼児の活動の遂行に起因する損害（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動に起因する損害に対しては支払われる。）

g. 被保険者が、団体活動を行いまたは指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害。ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行いまたは指導している場合を除く。

h. 被保険者が公務員（ただし、特別職公務員のうちスポーツ推進委員、部活動指導員等の非常勤で団体活動を指導する者を除く。）として職務上遂行した業務に起因する損害

i. 日本国外で行う活動に起因する事故（AW区分については、国外での活動中における賠償責任事故も一部補償の対象となる。）

j. 補償期間外に発生した事故

等

4．突然死葬祭費用保険

(1) 被保険者

スポーツ安全協会に登録されているアマチュアのスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、指導活動等を行う社会教育関係団体のうち、この保険の加入依頼の手続きをした団体の構成員（各個人）全員とする。ただし、団体員名簿に記載されている構成員に限る。
（特約書第1条参照）

(2) 補償内容

被保険者が1.（3）「対象となる事故の範囲」に掲げる「団体での活動中およびその往復中」に突然死(注1)した場合、被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して180万円を限度として保険金が支払われる。

（注1）対象となる突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、次のいずれかに該当する死亡をいう。
①団体での活動中およびその往復中の死亡
②団体での活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認（＊）され、そのときから24時間以内の死亡。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限る。なお、24時間以内の死亡には、顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含む。
＊被保険者以外の第三者により確認されたものに限る。

(3) 支払保険金

被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して180万円を限度として、その実額を支払う。
＜保険金の支払い対象となる葬祭費用＞

通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）

※この保険契約と重複する保険契約または共済契約が他にある場合は、それぞれの契約について、他の契約がなかったものとして算定した支払責任額の合計が被保険者の親族が負担した額を超過しないときは問題ないが、超過する場合で、且つ既に他の保険契約等から保険金または共済金が支払われている場合には、親族が負担した額より既に支払われている保険金等の額を差引いた額が本保険より支払われる。

(4) 保険金が支払われない主な場合

下記のような場合には、本保険の対象とはならない。

① 次のような理由により生じた突然死
イ．被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
ロ．被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
ハ．被保険者の心神喪失
ニ．被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または酒気帯び運転をしてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車（自動二輪車、原動機付自転車を含む。）を運転している間に生じた事故
ホ．被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
ヘ．地震、噴火、またはこれらによる津波
ト．戦争その他の変乱※
※ 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為による突然死は除く。
チ．核燃料物質等の放射性、爆発性その他の有害な特性
リ．放射線照射または放射能汚染など

② 学校および保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、学生または幼児の突然死（ただし、大学、短大、専修学校、各種学校の学生が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われる。）

③ AW区分の「団体での活動中およびその往復中」以外における突然死

④ スポーツ安全保険の傷害保険における死亡保険金の支払対象となる死亡

⑤ 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用　　等

Ⅱ．加入手続き

この保険に加入を希望する団体は、スポーツ安全協会に対して、下記のいずれかにより加入手続きをとることが必要である。なお、追加加入の手続きは、年度の新規加入の際の手続きと同様の方法でのみ行える。

１．加入依頼書での加入手続き

(1) 加入依頼書・団体員名簿の作成

① 加入を希望する団体は、所定の**「加入依頼書」**および**「団体員名簿」**を作成する。

加入依頼書はスポーツ安全協会支部のほか、各市町村の教育委員会、体育・スポーツ協会および主要体育施設等に備え付けてある。また、協会ホームページ（https://www.sportsanzen.org）より請求できる。

② **「加入依頼書」**の必要記載項目は、次のとおりである。

イ．団体の代表者の住所、氏名、電話番号

ロ．団体の名称、記入者の氏名、連絡先電話番号

ハ．加入区分（A1・AW・C・B・A2・D）

※ 短期スポーツ教室の加入区分は、加入依頼書では加入手続きが行えない。

ニ．団体の具体的な活動内容（運動種目等）

ホ．加入区分ごとの団体員数

ヘ．掛　金

③ **「団体員名簿」**の必要記載項目は、次のとおりである。

年齢･性別については、本人の特定、加入区分の確認等で必要になるため、必ず記入を行う。

イ．氏　名

ロ．性　別

ハ．年　齢

ニ．加入区分

(2) 加入依頼書・団体員名簿の送付および掛金の送金

① 加入を希望する団体は、加入依頼書・団体員名簿に必要事項を記載し、更に用紙下部にセットされている振込依頼書にも必要事項を記載して、加入者（構成員）全員分の掛金を添えて本会各支部指定の銀行に持参する。

② 支部指定銀行は掛金を本会支部に振込む。また支部指定銀行が加入依頼書①②を回収し、本会支部へ送付する場合は、加入団体へは加入依頼書③（代表者控）だけが返却される。

加入依頼書①②も返却された場合は、別途本会支部あてに郵送する必要がある。

③ 加入依頼書とセットになっている振込依頼書は、郵便局（ゆうちょ銀行）での払込みには使用できないので、郵便局（ゆうちょ銀行）での払込みを併用している支部および郵便局（ゆうちょ銀行）での払込みのみでの取扱いとなる支部（102頁参照）は､加入依頼書とセットになっ

ている払込取扱票を使用するか、支部作成の払込取扱票を使用して掛金を送金し、加入依頼書①②は別途本会支部あてに郵送する必要が(注)ある。

(注) 加入手続きには加入依頼書と掛金との両方の送付が必要である。加入依頼書の送付だけで掛金の送金のない場合またはその逆の場合は保険は有効とならない。

(3) 加入依頼書・団体員名簿の保管

① 「加入依頼書」および「団体員名簿」は、①スポーツ安全協会本部兼東京海上日動保管用、②スポーツ安全協会支部保管用、③団体代表者保管用となっている。

② **加入依頼書③（代表者控）は、加入者証に代わるもので、振込金受取書を兼ねている。事故の際の保険金の請求時に使用する場合があるので大切に保管すること。**

(4) 追加加入の手続き

中途で団体員が増えた場合には、新しい加入依頼書の追加加入の欄に「✓」を付したうえ、団体員名簿欄には、追加加入する団体員だけを記入し、新規加入と同様の手続きを行う。

なお、年度新規加入時にインターネットを使用している場合は、**インターネットからの追加加入受付のみとなり、加入依頼書での追加手続きは行えない。**

2．インターネットでの加入手続き

インターネットで加入手続きを行った場合、掛金の支払いは当協会が指定するコンビニエンスストア、Pay-easy（ペイジー）または銀行振込み（一部団体のみ利用可）で行う。

(1) インターネット加入依頼システムURL

https://www.spokyo.jp/spoannet.html

なお、協会ホームページ（https://www.sportsanzen.org）からもリンクがはられている。

(2) 会員登録

インターネット加入依頼システムを使用するにあたり、初回時のみインターネット上で会員登録を行う必要がある。会員登録を行うことで、会員IDが発行され、インターネット加入依頼システムの全ての機能を使用することができる。

(3) 団体員名簿の作成と登録

① 会員登録によって発行された会員IDでログインをする。

② 「加入手続き（新規・追加）」ボタンを押し、団体員名簿を作成する。（必要入力事項は16頁1.（1）③参照）

③ 支払いを行う方法を選択する。

イ．コンビニエンスストア

a. セブン－イレブン

b. ローソン

c. ファミリーマート

d. ミニストップ

e. デイリーヤマザキ（ヤマザキデイリーストア）

f. セイコーマート

ロ. Pay-easy（ペイジー）

(4) 掛金の支払い

選択を行った方法で支払期間内に掛金の支払いを行う。

(5) 追加加入の手続き

中途で団体員が増えた場合には、(3) および (4) の要領により、追加加入者の加入手続きを行う。

なお、翌月一括追加方式の利用申込みを行っている団体における令和3年度内の追加加入は、翌月一括追加方式での加入手続きとなる。

〈翌月一括追加方式とは〉

○利用条件

インターネットにより加入手続きを行った団体で、以下の条件を全て満たす団体が、翌月一括追加方式を利用することができる。

①令和3年度のインターネットからの累積加入者が200名以上であること ②会員名簿が常備されており、定期的に新入会員および脱退会員の修正が行われていること ③会員登録日が客観的に分かる会員申込書の保管または会員証の発行を行っていること

○手続方法

利用条件を満たし、翌月一括追加方式により追加加入手続きを行う団体は、スポーツ安全保険加入依頼システムにおいて、事前に利用申込みが必要となる。

翌月一括追加方式の利用申請を行った日以降の団体への入会者の追加加入手続きは、1か月分の団体への入会者を取りまとめ、定められた通知期間内に団体員名簿の通知を行い、団体員名簿の通知を行った日を含め10日以内に支払手続きを行わなければならない。

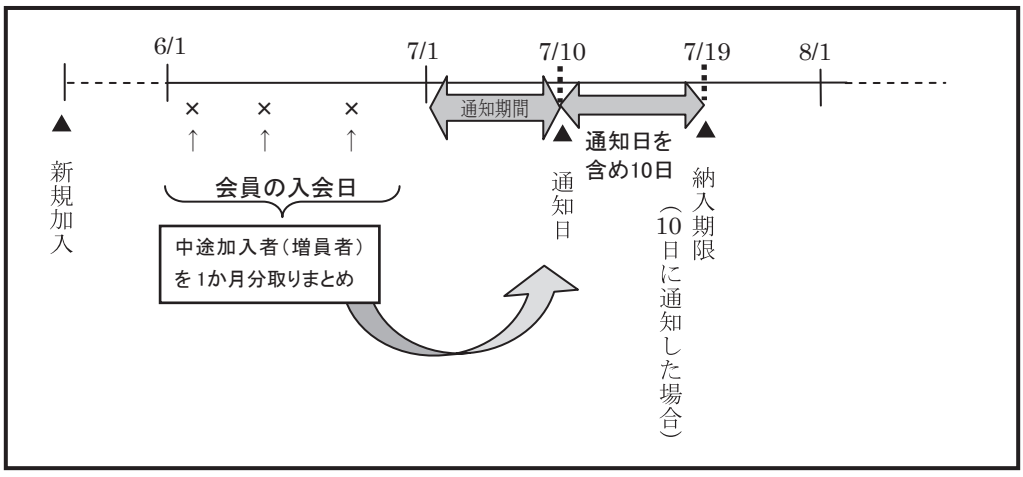

なお、支払手続き期間内に支払手続きがなされない場合は、自動的に該当の通知済団体員名簿に入力された団体員について、加入手続は無効となる。

なお、翌月一括追加方式の利用に際し、利用条件等に関して違反があった場合は、その時点で翌月一括追加方式での加入手続は利用できなくなる。

○団体員名簿の通知期間と通知対象者

各月の1日から末日の団体への入会者の団体員名簿の通知期間は、その翌月の1日から10日までとなる。(注1)

なお、通知期間の1日または10日がインターネット加入依頼システムの運用休止日にあたる場合は、翌運用日をあてる。

それぞれの通知期間に通知の対象となる団体員は、その通知期間の前月に団体に入会した団体員のみである。通知対象となる期間外における団体への入会者は、翌月一括追加方式での加入手続きは行えない。(注2)

(注1) 年度最終月にあたる3月の団体への入会者を対象とした通知期間のみ､3月26日から4月10日までとなる。

(注2) 翌月一括追加方式の利用申込日よりも前の団体への入会者の加入は、翌月一括追加方式では行えない。

○翌月一括追加方式による加入者の保険責任開始日

翌月一括追加方式を利用した追加加入者に限り、保険責任開始日はその団体の会員となった日（団体の入会日）の翌日午前0時となる。

3. 個人情報の取扱い

本協会は、スポーツ安全保険の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報を、本保険の加入受付の審査および保険契約の締結等に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社8社（1頁参照）の幹事会社である東京海上日動火災保険（株）に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行およびこれらに付帯するサービスの実施に利用する。

なお、本協会における個人情報の保護方針等については、本協会ホームページ（https://www.sportsanzen.org）を参照のこと。

Ⅲ．保険金の請求手続き

1．傷害事故（加入者自身がケガをした場合）

(1) 事故の通知

保険事故が発生したときは、事故通知ハガキで速やかに東京海上日動火災保険(株)へ次の事項を通知する必要がある。(30頁参照)

なお、インターネットでの加入の場合は、インターネットからの事故の通知も可能である。

イ．団体の名称（フリガナ）
ロ．団体代表者の氏名（フリガナ)、電話番号
ハ．負傷者の住所、氏名（フリガナ)、年齢、電話番号
ニ．加入依頼番号
ホ．加入手続日
ヘ．加入区分
ト．事故の日時、場所、詳細状況
チ．傷害の内容
リ．医療機関名、入院の有無

(2) 保険金の請求

被保険者またはその代理人（被保険者が未成年の場合）が最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。(請求先については104頁参照)

イ．スポーツ安全保険傷害保険金請求書(注1)（事故の通知をすると送られてくる。）
ロ．医師の診断書または死亡診断書

保険金請求額（手術保険金を含めない。）が10万円以下の場合は、原則として保険金請求書の治療状況欄への記入をもって医師の診断書に代えることができる。

ただし、請求内容によっては医師の診断書（自己負担）の提出を求める場合がある。

ハ．交通事故のときは自動車安全運転センター、その他の発行する交通事故証明書等の提出を求める場合がある。
ニ．学校または保育所の団体にあっては、学校または保育所の管理下でないことの学校長もしくは保育所長の証明書
ホ．加入依頼書③（代表者控）のコピー(注2)の提出を求める場合がある。(インターネットで加入の場合は不要)
ヘ．郵便局での払込みを利用の場合は、その受領書のコピー
ト．翌月一括追加方式による加入者で、掛金の支払日以前の事故の際は、入会日を確認できる書類（入会証、入会届など）のコピー

（注1）保険金請求書には必ず加入依頼番号または会員登録番号を記入する。
（注2）**加入依頼書③のコピーは団体代表者に返却されないので、加入依頼書③の本紙は大切に保管しておくこと。**
なお、お支払いする保険金の種類等によっては、上記以外の書類の提出を依頼されることもある。
※　事故発生の連絡が遅れたり保険金請求書その他の必要書類の提出がない場合には、保険金を減額して支払うことがある。

(3) 保険金の支払い

① 保険金の請求を受けた東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーは、所定の引受確認をした上、請求に対する調査をし、被保険者もしくはその代理人に対して保険金の支払いを行う。

保険金の銀行振込みによる支払いは、迅速・確実であり、保険金領収証も不要であるので、

保険金は原則として銀行振込みとする。

② 診断書の提出が必要な場合で、2ヵ所以上の医療機関に行ったときは、主たる医療機関（入院や手術をした病院または一方が接骨院であれば病院）の診断書を取り付け、**他は「スポーツ安全保険傷害保険金請求書」の「治療状況」欄に記入することで代えることができる。**

2．賠償責任事故（他人の身体や財物に損害を与えた場合）

(1) 事故の通知

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合には、**速やかに電話**で最寄りの東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の事項を通知する必要がある。（通知先については104頁参照）

イ．団体の名称

ロ．団体代表者の氏名、電話番号

ハ．加害者および被害者の住所、氏名、年齢、電話番号

ニ．加入依頼番号

ホ．加入手続日

ヘ．事故の日時、場所、原因、詳細状況

ト．障害の内容、治療見込期間または物の損壊の程度

なお、被害者との交渉にあたっては、事前に東京海上日動と十分打ち合わせ、客観的かつ妥当な金額で示談(注1)を行って示談額と保険会社による損害算出額との間に乖離が生じないよう注意(注2)する必要がある。

（注1）この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はなく、示談交渉は東京海上日動火災保険(株)からの助言に基づき、被保険者自身が行う。

（注2）東京海上日動火災保険(株)の承認を得ないで示談した場合には、示談金額の全部または一部が保険金として支払われないことがあるので注意する必要がある。

(2) 保険金の請求

被害者との示談締結後、被保険者またはその代理人（被保険者が未成年の場合など）は、最寄りの東京海上日動のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。（請求先については104頁参照）

イ．賠償責任保険金請求書（事故の通知をすると送られてくる。）

ロ．事故証明書

ハ．示　談　書

ニ．示談金領収書（既に示談金・賠償金の支払いが済んでいる場合）

ホ．医師の診断書（対人賠償の場合）

ヘ．治療費の明細書（対人賠償の場合）

ト．修理見積書または請求書（対物賠償の場合）

チ．写　真（対物賠償の場合）

リ．翌月一括追加方式による加入者で、掛金の払込日以前の事故の際は、入会日を確認できる書類（入会証、入会届など）のコピー

ヌ．その他

(3) 保険金の支払い

前記1. 傷害事故の（3）①と同様である。

ただし、被害者に対して賠償金の支払いが済んでいない場合は、原則として、被害者に対して保険金の支払いを行う。

（先取特権の規定により、支払先が制限される場合がある。詳しくは賠償責任保険普通保険約款第24条参照。）

3．突然死葬祭費用保険（被保険者の突然死に伴い親族に葬祭費用の負担があった場合）

(1) 事故の通知

保険事故が発生したときは、事故通知ハガキで速やかに東京海上日動火災保険(株)へ次の事項を通知する必要がある。（104頁参照）

なお、インターネットでの加入の場合は、インターネットからの事故の通知も可能である。

イ．団体の名称（フリガナ）

ロ．団体代表者の氏名（フリガナ）、電話番号

ハ．被災者の住所、氏名（フリガナ）、年齢、電話番号

ニ．加入依頼番号

ホ．加入手続日

ヘ．加入区分

ト．事故の日時、場所、詳細状況

チ．死亡日時・原因（病名）

(2) 保険金の請求

被保険者の親族が最寄りの東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーへ次の書類を直接提出する。（請求先については104頁参照）

イ．スポーツ安全保険突然死葬祭費用保険金請求書(注1)（事故の通知をすると送られてくる。）

ロ．突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書

ハ．被保険者の戸籍謄本

ニ．葬祭費用の支出を証明する書類(注2)

ホ．保険金受取人の印鑑証明書

ヘ．保険金受取人の戸籍謄本

ト．保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書

（保険金の請求を第三者に委任する場合）

（注1）保険金請求書には必ず加入依頼番号または会員登録番号を記入する。
なお、支払われる保険金の種類等によっては、上記以外の書類の提出を依頼されることもある。

（注2）支出を証明する書類が用意できない費用（例：戒名料、お布施など）についても保険金の支払対象となることがある。

※　事故発生のご連絡が遅れたり保険金請求書その他の必要書類の提出がない場合には、保険金を減額して支払うことがある。

(3) 保険金の支払い

保険金の請求を受けた東京海上日動火災保険(株)のスポーツ安全保険コーナーは、所定の引受確認をした上、請求に対する調査をし、被保険者の親族に対して保険金の支払いを行う。

保険金の銀行振込みによる支払いは、迅速・確実であり、保険金領収証も不要であるので、保険金は原則として銀行振込みとする。

Ⅳ. 事務の流れおよび用紙の様式

1．加入依頼書での加入手続き

(1) 加入事務の流れ（指定銀行経由）（フロー）

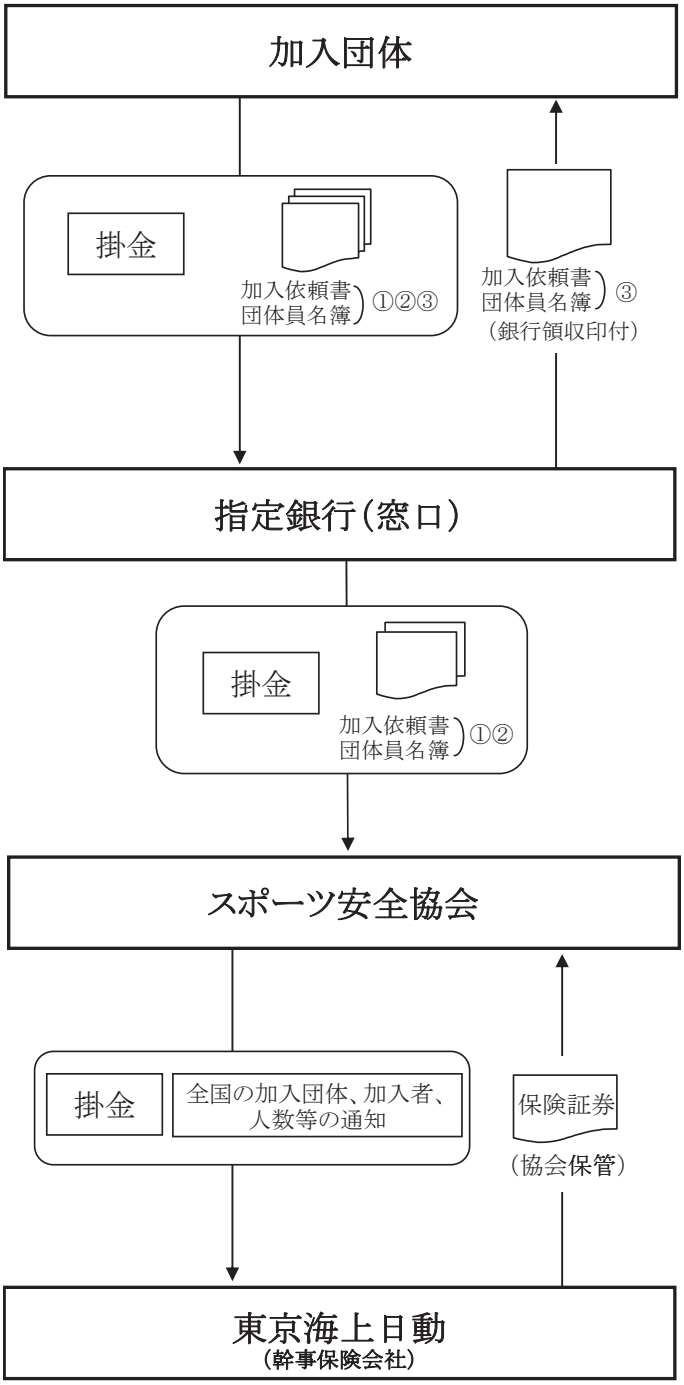

・加入依頼書および団体員名簿に必要事項を記入する。

・記入済みの加入依頼書、団体員名簿を添え、掛金を指定銀行窓口にて手続きを行う。

・加入依頼書および団体員名簿③が返却される。（代表者保管）

・加入依頼書および団体員名簿①②も返却された場合には、加入団体より直接スポーツ安全協会支部へ郵送する必要がある。

・指定銀行は掛金をスポーツ安全協会支部の口座へ送金する。

・指定銀行は加入依頼書および団体員名簿①②をスポーツ安全協会支部へ送付する。

・スポーツ安全協会と共同保険会社（8社）の間で保険契約の締結を行う。
保険証券は保険契約者のスポーツ安全協会に発行される。

・保険契約の締結後は毎月、加入団体、加入者、人数等の通知およびそれに相当する掛金の送金を東京海上日動に対して行う。

(2) 加入事務の流れ（郵便局・ゆうちょ銀行経由）（フロー）

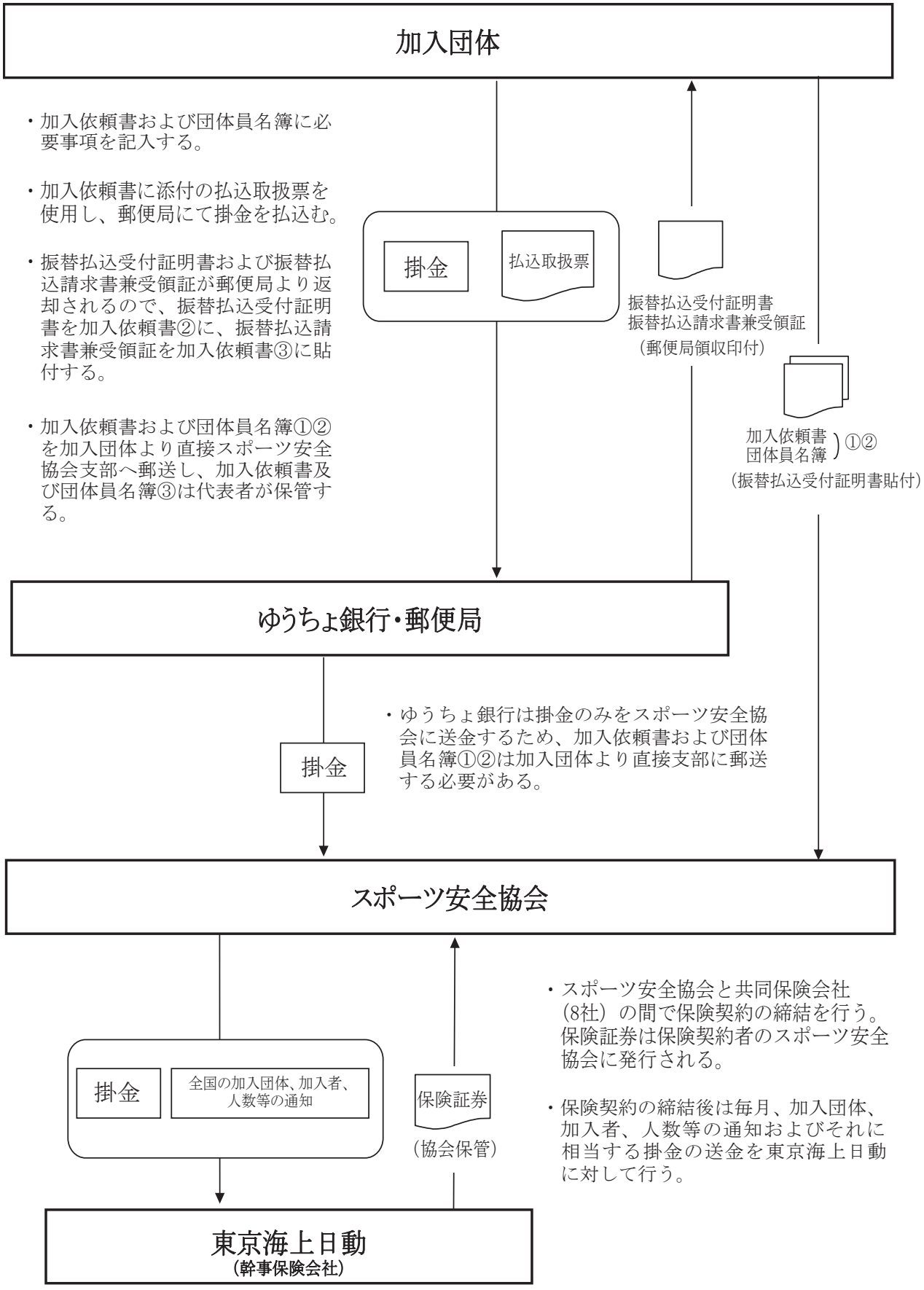

(3) 加入依頼書

① スポーツ安全協会支部→本部・東京海上日動保管
② スポーツ安全協会支部保管
③ 団体代表者保管

令和3年度スポーツ安全保険
（2021年度）加入依頼書

○○○ 支部 御中

③裏面の「ご加入に際して」を確認の上、貴協会への会員登録及びスポーツ安全保険の加入依頼をいたします。

加入依頼番号 **123456789**

太枠内を**強く**お書きください。

団体名	フリガナ	団体の所在地	市区町村	具体的な競技種目・活動内容
代表者	住所			
	氏名	フリガナ	㊞又はサイン	
	電話			
記入者	氏名	フリガナ	昼間の連絡先 携帯（ ） TEL（ ） FAX（ ）	

令和3年度以外使用不可

支部受付番号　　新規 追加

受付日 2021 2022 年　月　日

市区町村コード	団体区分コード	競技種目コード

令和3年度（様式1）

❶ 要提出

必ず☑してください。
- ☐ 新規 今年度初めての加入手続き（要4名以上）
- ☐ 追加 加入者の追加

対象者	補償対象となる団体活動		加入区分	掛金・人数・合計掛金
子ども（中学生以下）	スポーツ活動 文化活動・ボランティア活動・地域活動		A1	800円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
	上記活動に加え、個人活動中も対象		AW	1,450円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
大人（高校生以上）	スポーツ活動（指導・審判を含む。）	64歳以下(注)	C	1,850円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
		65歳以上(注)	B	1,200円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
	文化活動・ボランティア活動・地域活動 準備・片付け・応援・団体員の送迎		A2	800円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動（指導・審判を含む。）		D	11,000円×□□,□□□人＝□,□□□,□□□円
			合計	□□,□□□人＝□,□□□,□□□円

（注）令和3年4月1日と掛金の支払手続きを行う日のいずれか遅い日の年齢を基準とします。

指定銀行以外の金融機関で掛金をお振込みいただく場合は、お振込みいただいた当日に、必ず貴団体より直接、スポーツ安全協会支部までこの加入依頼書①②を郵送願います。

団体員名簿　氏名・性別・年齢・加入区分の全項目を記入

No.	氏名（漢字）	性別	年齢	加入区分
1		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
2		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
3		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
4	令和3年度新規加入時は、要4名以上	男・女	歳	A1 C A2 AW B D
5		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
6		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
7		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
8		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
9		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
10		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
11		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
12		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
13		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
14		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
15		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
16		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
17		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
18		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
19		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
20		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
21		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
22		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
23		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
24		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
25		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
26		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
27		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
28		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
29		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
30		男・女	歳	A1 C A2 AW B D

31名以上は、団体員名簿（様式2）に続けて記入。

指定銀行取扱店⬇取りまとめ店⬇スポーツ安全協会支部

切り取らないで銀行にお出しください。

銀行用

振込依頼書

ご依頼日	年 月 日	科目	
振込先	○○銀行 ○○支店 普通預金 123456	文書扱	手数料
受取人	**公益財団法人 スポーツ安全協会 ○○○支部保険経理口** 〒○○○-○○○○ ○○市△△ ○-○-○ ☎ ○○○(○○○)×××× FAX ○○○(○○○)○○××	金額	百万 千 円
ご依頼人	（フリガナ） 団体名	内訳	現金 / 当手 枚 / 他手 枚
	（フリガナ） 氏名	出納印	
	（住所）〒 （電話）（ ）	団体員 人分	受付期間 令和3年3月1日から 翌令和4年3月30日まで

金種内訳											
1万円	0 0 0 0	2千円	0 0 0	5百円	0 0	50円	0	5円			
5千円	0 0 0	千円	0 0 0	100円	0 0	10円	0	1円			

No.123456789

(4) 団体員名簿

① スポーツ安全協会支部→本部・東京海上日動保管
② スポーツ安全協会支部保管
③ 団体代表者保管

(No.) ⊕ ⊕ 令和3年度用

(様式 2)

スポーツ安全保険 団体員名簿

加入依頼書右上に記載の加入依頼番号

団体名

支部 新規
受付番号 追加

❶ 要提出

ご注意

この用紙(様式 2)は、31 名以上の団体などで、加入依頼書(様式 1)の団体員名簿欄に書ききれない場合にご使用ください。

なお、この用紙(様式 2)だけでは加入できませんので、必ず加入依頼書(様式 1)と共にご提出ください。

指定銀行取扱店⬇取りまとめ店⬇スポーツ安全協会支部

No.	氏名(漢字)	性別	年齢	加入区分
1		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
2		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
3		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
4		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
5		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
6		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
7		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
8		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
9		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
10		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
11		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
12		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
13		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
14		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
15		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
16		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
17		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
18		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
19		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
20		男・女	歳	A1 C A2 AW B D

No.	氏名(漢字)	性別	年齢	加入区分
21		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
22		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
23		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
24		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
25		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
26		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
27		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
28		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
29		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
30		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
31		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
32		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
33		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
34		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
35		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
36		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
37		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
38		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
39		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
40		男・女	歳	A1 C A2 AW B D

No.	氏名(漢字)	性別	年齢	加入区分
41		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
42		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
43		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
44		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
45		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
46		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
47		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
48		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
49		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
50		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
51		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
52		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
53		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
54		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
55		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
56		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
57		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
58		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
59		男・女	歳	A1 C A2 AW B D
60		男・女	歳	A1 C A2 AW B D

❶の 1 枚だけ切り取ってください

この用紙(様式 2)に記載された人数			
A1 名	C 名	A2 名	合計
AW 名	B 名	D 名	名

記入方法

(1) 太枠内をご記入ください。
(2) 必ず各加入者の加入区分に○を、氏名は漢字で、性別・年齢もご記入ください。また、できるだけ加入区分ごとに整理してご記入ください。
(3) 加入依頼書(様式 1)に人数を転記する際には、数え間違いがないよう、ご注意ください。
(当名簿は、1 列 20 名、合計 60 名となっております。)
(4) 加入依頼書(様式 1)の団体員名簿に記載されている方は、この用紙(様式 2)へ記入しないでください。

(注 1) 保険金の請求手続きは、加入依頼書(代表者控)❸の裏面をご覧ください。
(注 2) **掛金振込後、加入依頼書❶❷および団体員名簿❶❷がお手元に残った場合は、お振込みいただいた当日中にスポーツ安全協会各都道府県支部宛にご郵送ください。**

２．インターネットでの加入手続き

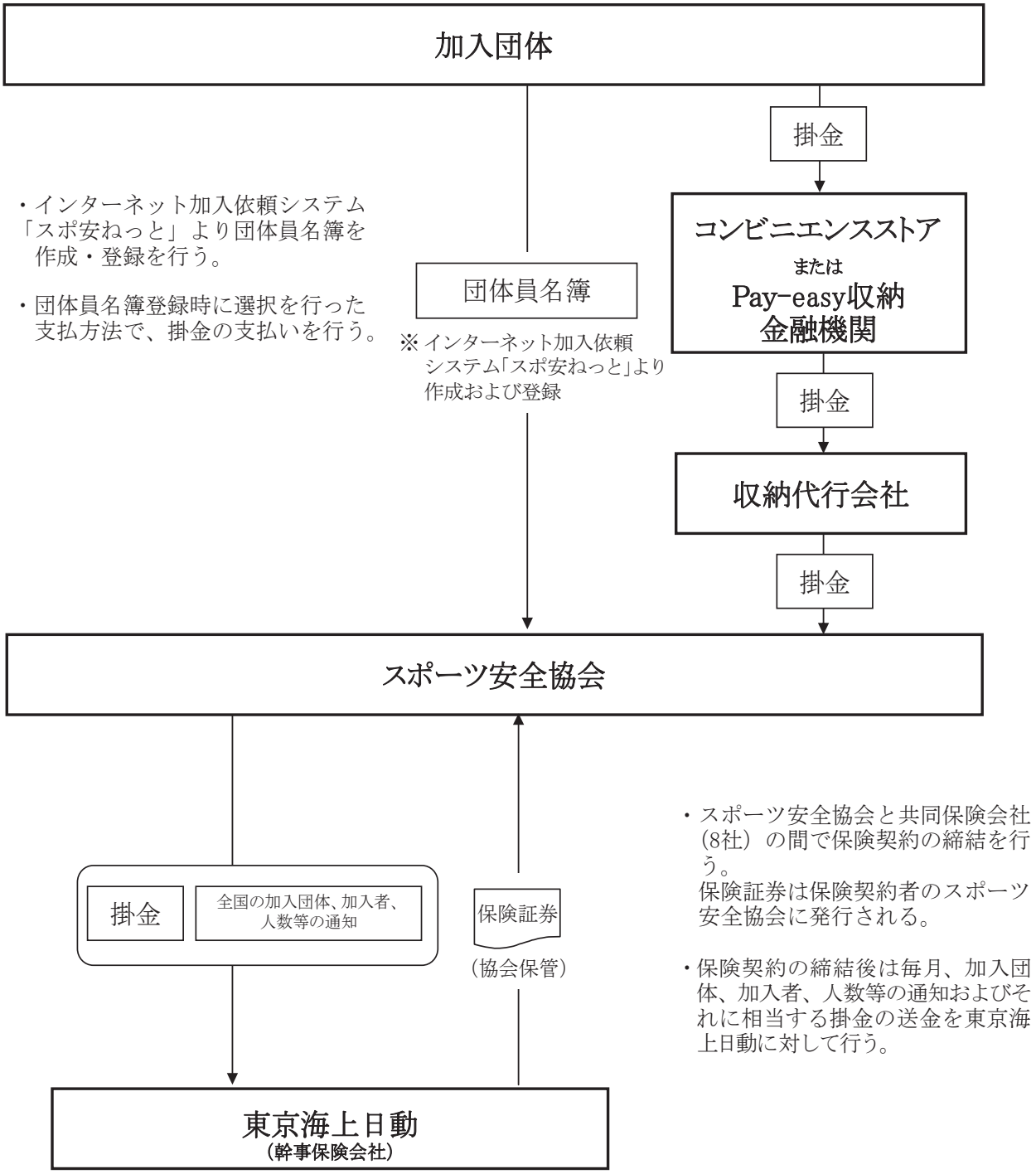

3．保険金請求に関する手続き

（1）保険金請求事務の流れ（フロー）

①傷害保険

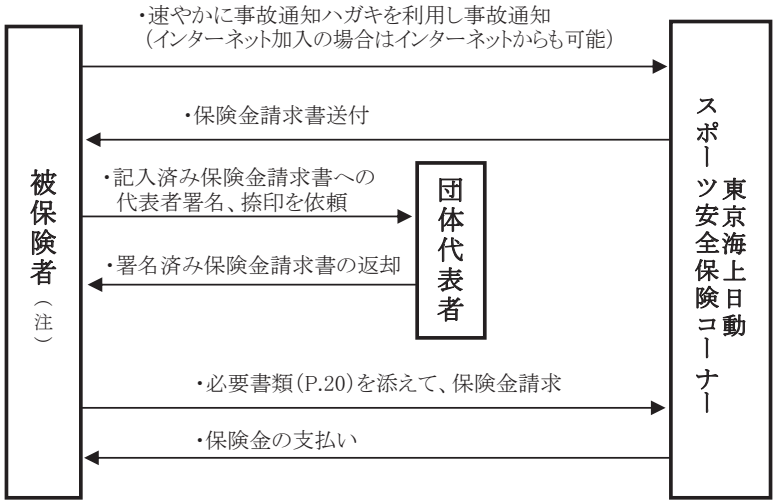

(注)死亡保険金の請求の場合は、法定相続人

②賠償責任保険

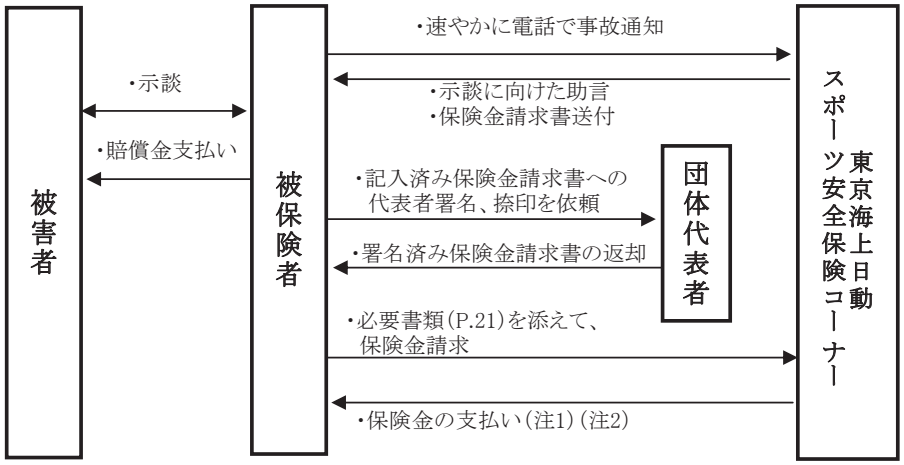

(注1)被害者等に直接支払うことがある。
(注2)先取特権の規定により、支払先が制限される場合がある。詳しくは賠償責任保険普通保険約款第24条参照。

③突然死葬祭費用保険

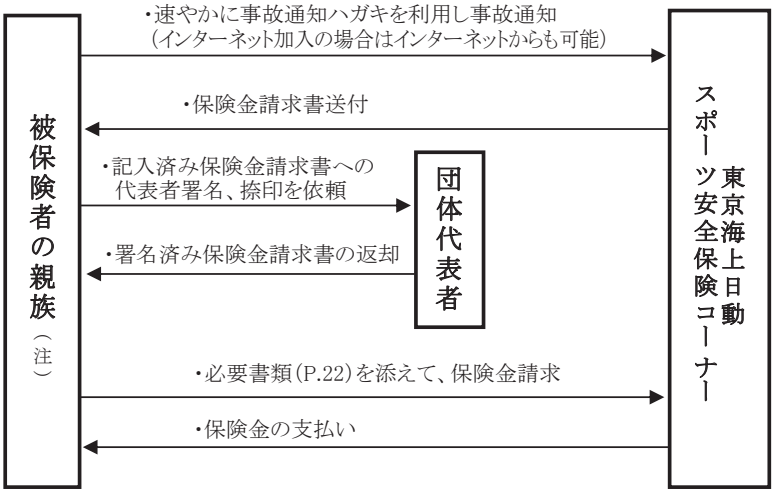

(注)葬祭費用を負担された親族が複数いる場合には、そのうち1名が代表で手続きを行う。

(2) 事故通知ハガキ（記載例）

切手をお貼りください

郵便はがき

〒870-8790

大分中央郵便局　私書箱160号

東京海上日動火災保険（株）
本店損害サービス第二部内
スポーツ安全保険損害サービス担当係行

このハガキを投函される方
※保険金請求に必要な書類一式は、負傷または被災された方へ直接送付いたします。機械にて読み取るため、枠からはみださないようにご記入ください。

ご住所	〒 1120002			
	都道府県	東京 都道府県	市区町村	文京区
	丁目以降	小石川 ○－×－△	マンション名・部屋番号	
TEL	自宅・携帯・勤務先	03-×××-○○○○		
フリガナ	セイ	アン シン	メイ	タロウ
お名前	姓	安全	名	太郎 様

この保険は、共同引受損害保険会社を代表して東京海上日動火災保険㈱が窓口となっております。

13　　作A04-88870(1)改定202101

山折り（切り離さず折ってください）

このハガキは保険会社への事故通知用です。

担当エリア		
関東・甲信越	茨城 栃木	
	群馬 埼玉	
	千葉 東京	
	神奈川 新潟	
	山梨 長野	

事故のお問い合わせ先（平日9:00～17:00）
東京海上日動火災保険株式会社
関東スポーツ安全保険コーナー
0120-789-047
TEL：03(6632)0479／FAX：03(6402)3561

学校および保育所の管理下の児童、生徒等の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校および児童福祉法に基づく保育所（以下「学校」と表記）が組織する団体（学校部活動等）における児童、生徒、学生または幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

＜個人情報の利用目的＞
お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(＊)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
(＊)詳しくは、弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

関東甲信越

❶ 裏面の中央下からシールをめくりはがしてください。　❷ 折り曲げてください。　❸ 貼り合わせてご投函ください。

＜ご注意＞このハガキは貼付後にはがしますと、表面の一部が破れてしまいます。ハガキは切り離さずに、裏面の中央下からシールをはがして谷折りにして貼り合わせてください。

このハガキは、貼付後再度開封することはできません。

スポーツ安全保険 事故通知ハガキ　保険会社へ事故の通知を行っていただくハガキです。

【被保険者自身の傷害事故、突然死に関するご通知】
①②のいずれかでご連絡をお願いします。
①ハガキによるご連絡
②スマホ事故連絡機能によるご連絡
・**インターネット加入（スポ安ねっと）の場合は、スポ安ねっとからも事故通知ができます。**スポ安ねっとに事故の通知履歴を残したい場合は、スポ安ねっとの事故通知機能をご利用ください。
・**通知いただいた後、負傷または被災された方へ保険金請求に必要な書類一式を直接送付いたします。**書類の発送には多少日数がかかる場合がありますので、ご了承ください。

【法律上の賠償責任を負うおそれのある事故のご通知】
当ハガキ、スマホ事故連絡機能では事故通知が行えません。
裏面のスポーツ安全保険コーナーへ速やかに**電話でご連絡ください。**

スマホ事故連絡機能用QR画像

QR画像以外の入り口　http://○○○.×××.○○○

受付時間　6:00～24:00（年末年始のみ8:00～22:00）

記入に当たってご注意いただきたい点

○**記入項目は漏れなくご記入ください。**所属団体名・お名前には必ず「フリガナ」もご記入ください。
○**加入依頼番号**は、今回負傷・被災された方が記載されている以下箇所をご確認ください。

加入手続方法	記載箇所
加入依頼書	加入依頼書（代表者控）右上に印字されている**加入依頼番号**（数字9桁）※2019年度以前は右下に印字
インターネット	加入手続履歴画面または団体員名簿右上に記載の**加入依頼番号**（50から始まる数字11桁）

※加入手続きが完了していない方の事故通知は行えません。
指定銀行の窓口以外または郵便局（ゆうちょ銀行）で掛金を振り込まれたにも関わらず、加入依頼書を郵送していない場合は、保険が有効になっていません。

谷折り（切り離さず折ってください）

スポーツ安全保険事故通知　記入日 20○○年○○月○○日

次の通り（傷害保険）（突然死葬祭費用保険）の事故がありましたので「個人情報の利用目的」に同意の上、通知いたします。

ご加入方法	☑加入依頼書 □インターネット		加入支部	インターネット加入の場合は、記入の必要はありません。 東京 都道府県
加入依頼番号※1（9桁または11桁／左詰め記入）	130123456			
フリガナ	ジンナン バレーボールクラブ			
所属団体名	神南 バレーボールクラブ			
団体代表者 フリガナ	セイ ミナト	メイ タロウ		
団体代表者 お名前	姓 港	名 太郎		
団体代表者 日中連絡先	自宅・携帯・勤務先 090-1234-××××			
負傷者または被災者 フリガナ	セイ アンゼン	メイ イチロウ		男・女
負傷者または被災者 お名前	姓 安全	名 一郎		
負傷者または被災者 ご住所	〒112-0002	生年月日（西暦）	○○○○年 ○月 ○日（10歳）	
	都道府県 東京 都道府県	市区町村 文京区		
	丁目以降 小石川○－×－△	マンション名・部屋番号		
負傷者または被災者 日中連絡先	自宅・携帯・勤務先 080-1234-○○○○			
加入手続日※2	20○○年 3月 25日	加入区分	A1 AW A2 C B D 短期スポーツ教室	
事故の日時	20○○年 11月 9日 月曜日 午前 午後 2時 分頃			
事故の場所（施設名等詳細）	東京 都道府県	施設名	神南体育館	
事故の詳細状況 活動内容 バレーボール	何をしている時	城北バレーボールクラブとの練習中		
	何が起きて	味方レシーバと衝突して		
	どうなったか	アキレス腱断裂		
活動区分	①. 団体活動中 ②. 団体活動場所への経路往復中 ③. 1、2以外（AW区分でご加入の場合のみ対象）			
傷害または被災の内容	傷病名 右アキレス腱断裂	部位	右アキレス腱	
	熱中症または細菌性・ウイルス性食中毒の場合はチェック⇒□			
治療状況（見込み含む）＜傷害保険の通知のみ＞	（入院） 有 ・ 無			

※1　番号の記載に当たっては、左記「記入に当たってご注意いただきたい点」をご覧ください。
※2　団体が加入手続きを行った日になりますので、団体にご確認ください。

この部分には記入をしないでください。

(3) 傷害保険金請求書兼事故証明書・治療状況記入書（記載例）

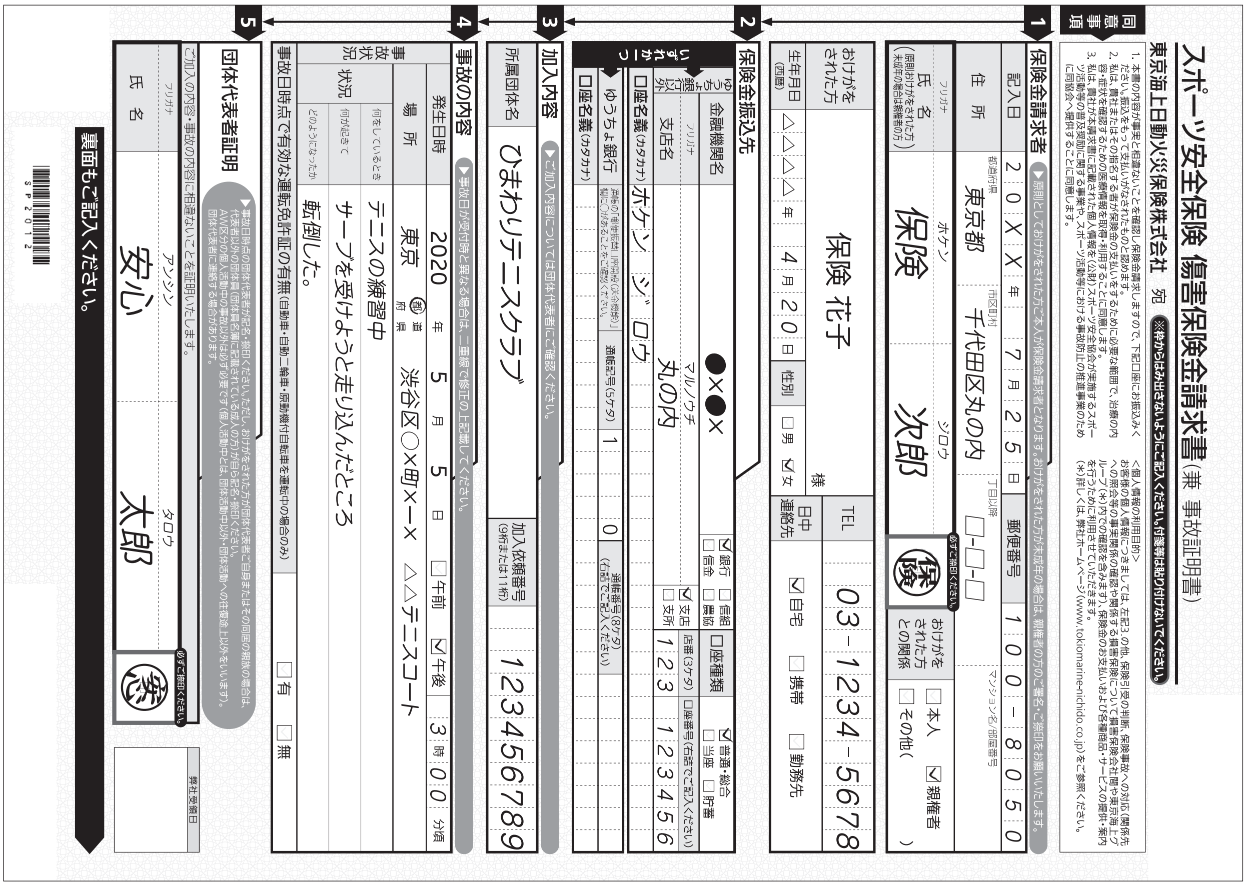

スポーツ安全保険 傷害保険金請求書（兼 事故証明書）

※枠からはみ出さないようにご記入ください。付箋等は貼り付けないでください。

東京海上日動火災保険株式会社 宛

同意事項

1. 本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込みください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
2. 私は、貴社またはその指名する者が保険金の支払いをするために必要な範囲で、治療の内容・症状を確認するための医療情報を取得・利用することに同意します。
3. 私は、貴社が本請求書に記載された個人情報を（公財）スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。

<個人情報の利用目的>
お客様の個人情報につきましては、左記3.の他、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(※)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
(※)詳しくは、弊社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

1 保険金請求者 ▶原則としておけがをされた方ご本人が保険金請求者となります。おけがをされた方が未成年の場合は、親権者の方のご署名・ご捺印をお願いいたします。

記入日 2 0 X X 年 7 月 2 5 日　郵便番号 1 0 0 － 8 0 5 0

住所 都道府県 東京都　市区町村 千代田区丸の内　丁目以降 □-□-□　マンション名/部屋番号

氏名（原則おけがをされた方）（未成年の場合は親権者の方） フリガナ ホケン ジロウ　保険 次郎　（保険）必ずご捺印ください。

おけがをされた方との関係 □本人 ☑親権者 □その他（ ）

おけがをされた方 保険 花子 様　TEL 03－1234－5678

生年月日（西暦） △△△△年 4月 20日　性別 □男 ☑女　日中連絡先 ☑自宅 □携帯 □勤務先

2 保険金振込先

いずれか一つ

ゆうちょ銀行以外：金融機関名 ●×●×　☑銀行 □信金 □信組 □農協　口座種類 ☑普通・総合 □当座 □貯蓄

支店名 フリガナ マルノウチ 丸の内　☑支店 □支所　店番（3ケタ） 1 2 3　口座番号（右詰でご記入ください） 1 2 3 4 5 6

口座名義（カタカナ） ホケン ジロウ

ゆうちょ銀行　通帳の「郵便振替口座開設（送金機能）」欄に○があることをご確認ください。通帳記号（5ケタ） 1 0　通帳番号（8ケタ）（右詰でご記入ください）

口座名義（カタカナ）

3 加入内容 ▶ご加入内容については団体代表者にご確認ください。

所属団体名 ひまわりテニスクラブ　加入依頼番号（9桁または11桁） 1 2 3 4 5 6 7 8 9

4 事故の内容 ▶事故日が受付時と異なる場合は、二重線で修正の上記載してください。

発生日時 2020年 5月 5日 □午前 ☑午後 3時 0 0分頃

場所 東京 都道府県 渋谷区○×町×－×　△△テニスコート

事故状況　状況　何をしているとき：テニスの練習中　何が起きて：サーブを受けようと走り込んだところ　どのようになったか：転倒した。

事故日時点で有効な運転免許証の有無（自動車・自動二輪車・原動機付自転車を運転中の場合のみ） □有 □無

5 団体代表者証明 ▶事故日時点の団体代表者が記名・捺印ください。ただし、おけがをされた方が団体代表者ご自身またはその同居の親族の場合は、代表者以外の団体員（団体員名簿に記載されている成人の方）が自ら記名・捺印ください。AW区分の個人活動中の事故以外は必ず必要です（個人活動中とは、団体活動中以外・団体活動への往復途上以外をいいます）。

ご加入の内容・事故の内容に相違ないことを証明いたします。

氏名 フリガナ アンシン タロウ　安心 太郎　（安心）必ずご捺印ください。

弊社受領日

裏面もご記入ください。

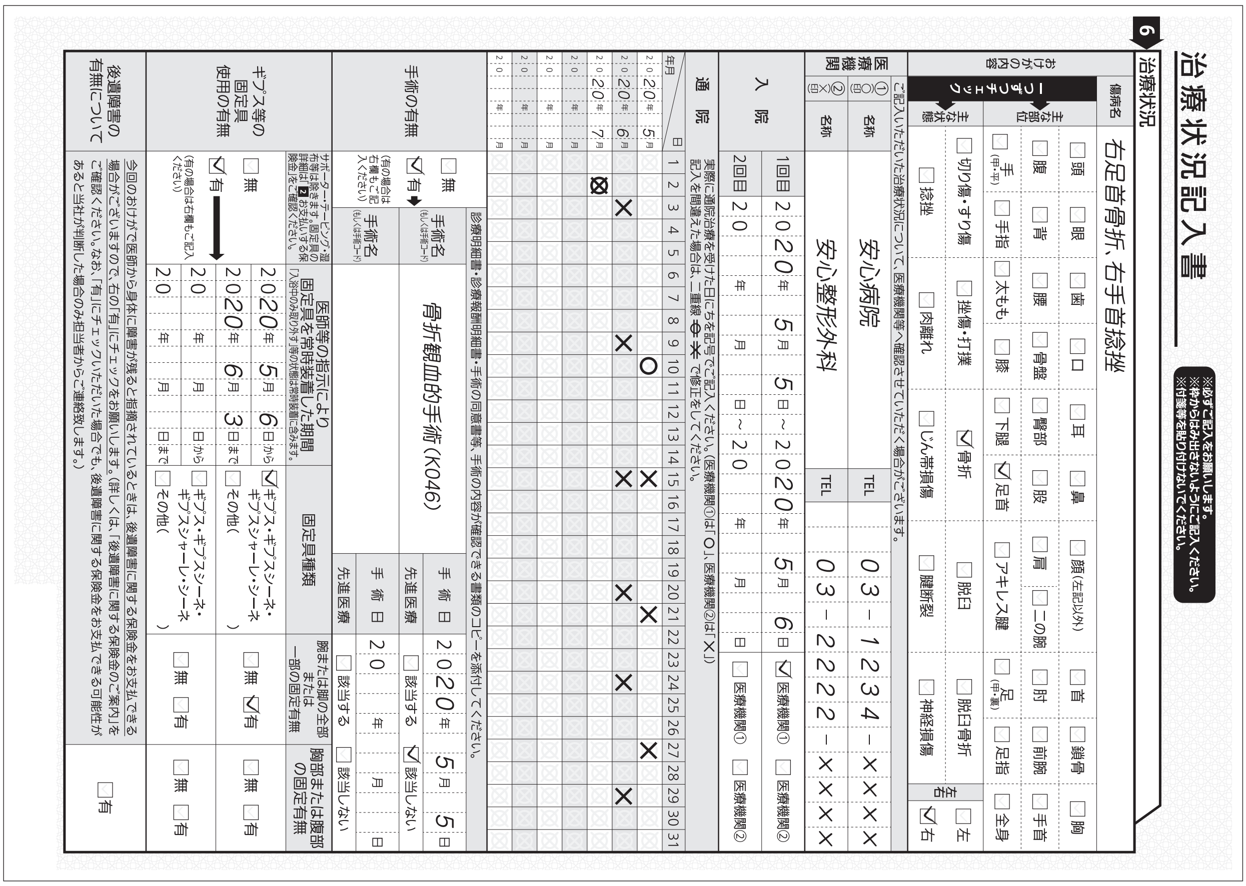

治療状況記入書

※必ずご記入をお願いします。
※枠からはみ出さないようにご記入ください。
※付箋等を貼り付けないでください。

6 治療状況

おけがの内容　傷病名：右足首骨折、右手首捻挫

いずれか一つずつチェック

主な部位：□頭 □眼 □歯 □口 □耳 □鼻 □顔（左記以外） □首 □鎖骨 □胸 □腹 □背 □腰 □骨盤 □臀部 □股 □肩 □二の腕 □肘 □前腕 □手首 □手（甲・平） □手指 □太もも □膝 □下腿 ☑足首 □アキレス腱 □足（甲・裏） □足指 □全身　左右 □左 ☑右

主な状態：□切り傷・すり傷 □挫傷・打撲 ☑骨折 □脱臼 □脱臼骨折 □捻挫 □肉離れ □じん帯損傷 □腱断裂 □神経損傷

ご記入いただいた治療状況について、医療機関等へ確認させていただく場合がございます。

医療機関 ①（印○） 名称 安心病院　TEL 03－1234－××××
医療機関 ②（印×） 名称 安心整形外科　TEL 03－2222－××××

入院 1回目 2020年 5月 5日～2020年 5月 6日 ☑医療機関① □医療機関②
入院 2回目 20 年 月 日～20 年 月 日 □医療機関① □医療機関②

通院　実際に通院治療を受けた日にちを記号でご記入ください。（医療機関①は「○」、医療機関②は「×」）記入を間違えた場合は、二重線で修正をしてください。

年月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2020年5月										○					×						×						×				
2020年6月			×						×						×					×				×					×		
2020年7月		⊗																													
20 年 月																															
20 年 月																															
20 年 月																															
20 年 月																															
20 年 月																															

手術の有無 □無 ☑有（有の場合は右欄もご記入ください）

手術名（もしくは手術コード）	手術日	先進医療
骨折観血的手術（K046）	2020年 5月 5日	□該当する ☑該当しない
	20 年 月 日	□該当する □該当しない

診療明細書・診療報酬明細書・手術の同意書等、手術の内容が確認できる書類のコピーを添付してください。

ギプス等の固定具使用の有無 □無 ☑有（有の場合は右欄もご記入ください）
サポーター・テーピング・湿布等は除きます。固定具の詳細は 2 お支払いする保険金をご確認ください。

医師等の指示により固定具を常時装着した期間（「入浴中のみ取り外す」等の状態は常時装着に含みます。）	固定具種類	腕または脚の全部または一部の固定有無	胸部または腹部の固定有無
2020年 5月 6日から 2020年 6月 3日まで	☑ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネ □その他（ ）	□無 ☑有	□無 □有
20 年 月 日から 20 年 月 日まで	□ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネ □その他（ ）	□無 □有	□無 □有

後遺障害の有無について：今回のおけがで医師から身体に障害が残ると指摘されているときは、後遺障害に関する保険金をお支払できる場合がございますので、右の「有」にチェックをお願いします。（詳しくは、「後遺障害に関する保険金のご案内」をご確認ください。なお、「有」にチェックいただいた場合でも、後遺障害に関する保険金をお支払できる可能性があると当社が判断した場合のみ担当者からご連絡致します。） □有

(4) 診断書（記載例）

診　断　書

入院保険金・通院保険金のご請求金額が10万円以下の場合は、原則、診断書のご提出は不要です。診断書料はお客様のご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

東京海上日動火災保険株式会社　宛

傷病者	氏名	安全　一郎
傷病名・外傷名または受傷部位・態様		右アキレス腱断裂
発病または受傷の原因 傷病者申告の内容を詳細にご記入ください		バレーボールの練習中衝突

カルテ No.　12－34

①健保　②国保　③労災　④自由診療　⑤その他（　　）

（男）・女　　○○年　3月　3日生

初診日　○○年　8月　20日

傷病発生年月日　○○年　8月　20日

当該傷病の治療歴　（無）・有
治療時期（　年　月　日 ～　年　月　日）
（病院名：　　）
（内　容：　　）

治療に影響を及ぼした既往症　（無）・有
（傷病名：　　）

頸部症候群（むちうち症）・腰痛の場合
医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見）の有無
・画像所見（X-P．CT．MRI）異常　（無）・有（　　）
・その他所見　異常　（無）・有（　　）

初診から現在までの主要症状並びに治療内容

ギプス固定により保存的加療を施す。
9月15日ギプス除去。
経過良好につき9月28日治癒。

今回の傷病に関して実施した手術等の種類
（開頭術）・（開胸術）・（開腹術）・（胸腔）・（胸腔ドレナージ）・（その他）
創傷処理　（筋肉に達する）・（達しない）
筋骨関係手術の場合　（観血）・（非観血）
植皮術の場合　（25㎠以上）・（25㎠未満）

手術名　①　②
診療報酬点数／手術区分番号　①（K・J）ー　ー　）　②（K・J）ー　ー　）
手術日　①　年　月　日　②　年　月　日

先進医療の実施有無　（無）・有（　年　月　日 ～　年　月　日）
技術名（　　）　先進医療に係る届出受理日（　年　月　日）

入院治療　26 日間（うち外泊日数　日）
（うち特定集中治療室に入った日数　日）
○○ 年 8 月 20 日 ～ ○○ 年 9 月 15 日

通院治療　13 日間
○○年 9月 16日 ～ ○○年 9月 28日

実通院治療日（○印をつけてください。）

8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 ⑯ 17 ⑱ ⑲ ⑳ 21 ㉒ ㉓ 24 ㉕ ㉖ 27 ㉘ 29 30 31	計 5 日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日
月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計　日

固定具を「常時装着」するよう指示した期間（無・有）
（「入浴時以外は装着」したケースは「常時装着」に含めます。）

固定具名①	☑ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ ☐その他（　　）
固定部位①	（　　）から（　　）
常時装着期間①	○○ 年 8 月 20 日 ～ ○○ 年 9 月 15 日
固定具名②	☐ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネ ☐その他（　　）
固定部位②	（　　）から（　　）
常時装着期間②	年　月　日 ～　年　月　日

医学的に現在の業務への就業が全く不可能と判断された期間の有無
（無）・有（　年　月　日 ～　年　月　日）
［具体的判断理由　　］

平常の業務または平常の生活（更衣・入浴・家事・書字等）に著しい支障があると判断された期間の有無
（無）・有（○○ 年 8 月 20 日 ～ ○○年 9 月 15 日）
［具体的判断理由　　］

○○ 年 9 月 28 日　（治癒）　継続　中止　転医

後遺障害残存見込　（無）・有・未定　（有・未定の場合には、現状および今後の見込みについてご記入ください。）

症状固定見込年月　年　月

後遺障害保険金のお支払い可能性を確認する必要があるため、必ずご記入いただきますようお願い申し上げます。

上記のとおり診断します。　○○ 年 9 月 28 日

代理店受領日	弊社受領日

所在地　〒○○○－××××　東京都渋谷区神南○－△－×　TEL　03－××××－○○○○

医療機関名　神南病院

診療科名　整形外科

医師名　山川　一　㊞

GIAJ09-C02-202012

(5) 賠償責任保険金請求書兼事故証明書（記載例）

スポーツ安全保険　賠償責任保険金請求書（兼事故証明書）

東京海上日動火災保険株式会社 宛

同意事項

1.本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金を請求しますので、下記口座にお振込ください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
2.他の保険契約等がある場合
同一の損害または費用に対して、本保険請求の対象となる保険契約および他の保険契約等（保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、同一の損害または費用に対して保険金等を支払う契約をいいます。本書面では同様とします）がある場合につき、私は以下の事項について同意します。
①保険契約で定められた保険金等の額を超えて保険金等の支払を受けた場合には、保険契約で定められた保険金等を超えた額について、貴社または他の保険契約等の損害保険会社・共済等へ直ちに返還すること（貴社または他の保険契約等の保険会社・共済から返還方法の指定があった場合には、その方法に従います）。
②他の保険契約等がある場合、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等に対して貴社の負担部分を越える額を求償すること。
③他の保険契約等がある場合、他の保険契約等を引き受けている損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な本保険金請求に関する私の個人情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、本件事故に関する支払可否・支払保険金等に関する情報）を、求償のため、貴社がその保険契約等の損害保険会社・共済等へ提供すること、その損害保険会社・共済等から提供を受け、利用すること、その損害保険会社・共済等が貴社へ提供すること、及び、貴社から提供を受け、利用すること。
3.私は、貴社が本請求書に記載された個人情報を（公財）スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。

＜個人情報の利用目的＞
お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ（＊）内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
（＊）詳しくは、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

記入日　20〇X年　4月　7日

1. **団体代表者が記名・捺印ください。**ただし、保険金請求者が団体代表者ご自身またはそのご家族である場合は、代表者・ご家族以外の団体員（団体員名簿に記載されている成人の方）が自ら記名・捺印ください。
2. AW区分の個人活動中の事故以外は必ず必要です（個人活動とは、団体活動中以外・団体活動への往復途上以外をいいます）。

1 保険金請求者（太枠内はもれなくご記入ください。）

〒100-0005　日中連絡先：（XXXX）0000
住所：千代田区丸の内1丁目
ふりがな：あんぜん　いちろう
氏名：安全一郎　（2枚目にもご捺印ください。）　㊞
保険金請求者が未成年の場合は、親権者の方の署名・捺印をお願いいたします。

2 団体代表者証明印

〒100-0005　TEL：（0000）XXXX
住所：千代田区丸の内2丁目
ふりがな：ほけんじろう
氏名：保険二郎　（2枚目にもご捺印ください。）　㊞保険
下記は事実に相違ないことを証明いたします。

3 保険金支払先

〔〇×〕銀行・信用金庫・信用組合・農協　〔丸の内〕支店・支所（右詰めでご記入ください）
普通・総合・当座・貯蓄
支店コード（3ケタ）：567
口座番号（7ケタ）：2245678
ゆうちょ銀行　※通帳の「郵便振替口座開設（送金機能）」欄に〇が付されていることを予めご確認ください。
通帳記号（5ケタ）：1　0
通帳番号（8ケタ）（右詰めでご記入ください）：1
口座名義（カタカナでご記入ください）：アンセﾞンイチロウ

4 加入内容（加入内容については団体代表者にご確認ください。）

団体の名称	東海日動野球愛好会	加入依頼番号または会員登録番号	130856251
団体の活動内容	硬式野球	団体の所在地	東京都・道府・県　千代田　市・区・郡
加入方法	加入依頼書（〇）　インターネット	加入区分（該当する加入区分に〇印を付けてください）	A1　AW　A2　C（〇）　B　D　短期スポーツ教室

5 他保険契約等

今回の損害が補償される他の保険契約等	（有・無）	保険金請求の有無	（有・無）
保険会社等名称	〇△保険	証券番号	

6 事故の内容

事故日時	20〇X年　3月　1日　午前・午後　2時　分頃			
事故場所	千代田公園	届出官公署名		
事故の時期（〇印をつけてください）	①スポーツの団体活動中（スポーツ名：硬式野球）	2.スポーツ以外の団体活動中	3.通常の経路往復中	4.左記以外（AW子どもワイドのみ）
被保険者（加害者）	氏名　安全一郎　男・女　25才		〇X年　5月　10日生	
相手方	氏名　安心太郎　男・女　31才		相手方が複数いる場合　合計　名	

事故状況

上記の日時、場所において、〇×野球同好会との練習中打ったボールがファールとなり柵を越え被害者宅の２階の窓ガラス１枚（50cm×150cm）を破損したもの。窓ガラスの修理代金は12,000円であった。（工賃とも、添付領収書参照）。修理代金の全額を賠償することで示談が成立し、既に支払いもした。

保険会社記入欄

対人賠償保険金	円
対物賠償保険金	円
支払年月日	年　月　日

保険会社受領日

A04-87710(9)改定201902 1

(6) 突然死葬祭費用保険金請求書兼事故証明書（記載例）

スポーツ安全保険 突然死葬祭費用保険金請求書（兼事故証明書）

TOKIO MARINE NICHIDO

東京海上日動火災保険株式会社 宛

記入日（請求日）：20○× 年 6 月 20 日

同意事項

1.本書の内容が事実と相違ないことを確認し保険金請求しますので、下記口座にお振込みください。振込をもって支払いがなされたものと認めます。
2.私は貴社またはその指名する者が保険金の支払いをするために必要な範囲で、治療の内容・症状を確認するための医療情報を取得・利用することに同意します。
3.私は、貴社が本請求書に記載された個人情報を(公財)スポーツ安全協会が実施するスポーツ活動等の普及奨励に関する事業や、スポーツ活動等における事故防止の推進事業のために同協会へ提供することに同意します。

【個人情報の利用目的】
お客様の個人情報につきましては、上記3. の他、保険引受の判断、保険事故への対応（関係先への照会等の事実関係の確認や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ(*)内での確認を含みます）、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。
（*）詳しくは、弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求には以下の書類が必要となります。

- ☑ 保険金請求書（本紙）
- ☑ 突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書
- ☑ 葬祭費用の支出を証明する書類（※2）
- ☑ 加入依頼書のコピー
- ☑ 戸籍謄本（原本またはコピー）など（※1）
- ☐ その他必要書類（※3）

※1 葬祭費用を負担された方が被保険者の親族であることを証明できる書類をご提出ください。
※2 支出を証明する書類をご用意いただけない費用（例:戒名料、お布施など）についてもお支払いできる場合がございますので、弊社担当者へご相談ください。
※3 必要な場合は、別途お願いをいたします。

1 団体代表者証明欄

本書に記載の加入内容および事故の内容が事実と相違ないことを証明します。

				必ずご捺印ください
フリガナ	トウキョウト シブヤク ジンセイ	フリガナ	ヒガシ タロウ	
住所	東京都渋谷区神西1−10−6	団体代表者氏名	東 太郎	東
ご連絡先	03 − ×××× − ○○○○			

2 保険金請求者

				必ずご捺印ください
フリガナ	トウキョウト シブヤク ジンセイ	フリガナ	アンゼン ハナコ	
住所	東京都渋谷区神西1−11−10	氏名	安全 花子	安全
ご連絡先	03 − ○○○○ − ××××	加入者(被災者)との続柄	妻	

3 加入内容

団体の名称	安全野球クラブ	団体の所在地	東京 (都)道府県
加入手続日※	20○× 年 3 月 20 日	団体の活動内容	軟式野球
加入方法	☑ 加入依頼書 ☐ インターネット		
加入依頼番号または会員登録番号	1 3 0 4 5 6 1 2 3	加入区分	A1 AW A2 (C) B D 短期スポーツ教室 AC(平成27年度以前のご契約のみ)
フリガナ 加入者名（被災者名）	アンゼン ヘイキチ 安全 平吉	☐明治 ☐大正 ☑昭和 ☐平成	40 年 3 月 20 日生（ 55 ）歳 ☑男 ☐女

※団体が加入手続きを行った日になりますので、団体代表者の方にご確認ください。

4 保険金振込先 金融機関（ゆうちょ銀行以外）とゆうちょ銀行、いずれかの口座内容をご記入ください。

金融機関（ゆうちょ銀行以外）					ゆうちょ銀行	
保険金受取口座	渋谷	☑銀行 ☐信金 ☐信組 ☐農協	青山	☐本店 ☑支店 ☐支所	※通帳の「郵便振替口座開設（送金機能）」欄に○が付されていることを予めご確認ください。	
			支店コード（3ケタ）	1 1 1	通帳記号（5ケタ） 1 ○	通帳番号（8ケタ）（右詰でご記入ください） 1
	☑普通・総合 ☐当座 ☐貯蓄	口座番号（7ケタ）	1 2 3 4 5 6 7			
	口座名義（カタカナ）	アンセ゛ン ハナコ				

5 発生内容

発生日時	20○× 年 5 月 11 日 (午後) 11 時 00 分頃	発生場所	神南総合グランド
発生時の活動内容	☑ スポーツ活動中（種目： 軟式野球 ） ☐ スポーツ以外の活動中（内容： ） ☐ 経路往復中		
死亡の日時	20○× 年 5 月 11 日 (午後) 1 時 30 分頃	死亡した場所	神南病院
死亡の原因となった病名	急性心不全	既往症の有無	☐ 有 ☑ 無
発生時の状況	軟式野球の練習試合中、ボールを打ち、2塁ベースを回った直後倒れ、ただちに救急車で神南病院に運んだが死亡した。		保険会社受領印

保険会社記入欄	突然死葬祭費用保険金	円	支払年月日	年 月 日

C04-10066(4)改定201603

４．その他

(1) スポーツ安全協会会員登録申込書様式

（様式１）

スポーツ安全協会会員登録申込書

１．団　体　名

２．責　任　者　　氏名

住所

３．主なる目的・事業

４．団体の構成員数（加盟団体があれば、その団体数および団体構成員数）

貴協会の会員登録を申込みます。

年　　月　　日

申込者氏名　　㊞

公益財団法人スポーツ安全協会
会　　長　　殿

（注）１．送付先
この申込書は、スポーツ安全協会支部あてに御送付ください。
２．登録の有効期間
会員登録の手続を行った団体は、翌年以降、会員登録の手続を行う必要はありません。
ただし、この申込書記載事項に変更があった場合は新たに登録手続をしてください。

(2) 団体情報変更ハガキ

切手をお貼りください

郵便はがき

224-8507

神奈川県横浜市都筑区牛久保3-9-2

公益財団法人
スポーツ安全協会 発送センター行

このハガキを投函される方	
ご住所	〒□□□-□□□□
お名前	様

山折り（切り離さず折ってください）

このハガキは団体情報変更時の通知用です。

加入依頼書で加入の団体名、代表者の情報に変更があった際には、必ずこのハガキで通知をしてください。

ご投函前に、以下をご確認ください。

□ **加入依頼書による加入手続きを行った団体である。**

インターネットでご加入の場合、団体情報の変更はインターネット加入依頼システム「スポ安ねっと」にログインのうえ「各種変更」よりご変更ください。

□ **令和3年度（2021年度）の加入手続き後の団体情報変更である。**

これから令和3年度の新規加入手続き行う場合は、当ハガキのご提出は不要です。
加入依頼書に新団体情報をご記入のうえ（旧代表者情報が印字されている場合は、二重線を付したうえで新団体情報に書きかえて）ご加入ください。

このハガキは、貼付後再度開封することはできません。

令和3年度（2021年度）団体情報変更ハガキ

加入依頼書でご加入の団体情報に変更があった場合に、ご提出いただくハガキです。

インターネット加入の団体は、当ハガキでの変更は承れません。
「スポ安ねっと」にログインのうえ、「各種変更」より団体情報を変更してください。

以下に該当する場合は速やかにご提出ください。

❶ 令和3年度（2021年度）の加入手続を済まされた後に
❷ 団体名、代表者情報に変更が生じた場合

これから令和3年度の新規加入手続きを行う場合は提出不要

令和3年度の新規加入手続きの際に前年度の情報から変更がある場合には、加入依頼書に新団体情報をご記入のうえ（旧団体情報が印字されている場合は、二重線を付したうえで新団体情報に書きかえて）ご加入ください。

その他ご注意事項

❶このハガキを提出後であっても、旧団体情報が印字された加入依頼書を利用して追加加入手続きを行う場合には、二重線を付したうえで新団体情報に書きかえて加入手続きを行ってください。
❷団体代表者の変更通知の場合は、前代表者の同意が前提となります。スポーツ安全協会より、前代表者に変更内容について確認のご連絡を差し上げることがありますので、予めご了承ください。
また、各種資料、加入状況等の引継ぎをお願いいたします。
❸**未来日付を指定しての変更はできません。**変更が生じた時点でご送付ください。
❹令和4年度加入手続きのための「満期のご案内」への送付先への反映は、**令和3年12月10日（金）到着分**までとさせていただきます。
❺当ハガキの受理および変更処理完了のご連絡は行っておりませんので、予めご了承ください。

❶ 右下からシールをめくりはがしてください。 ❷ 折り曲げてください。 ❸ 貼り合わせてご投函ください。

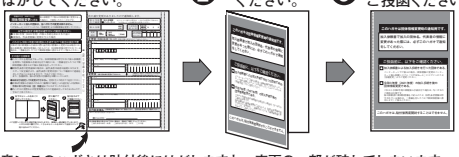

<ご注意> このハガキは貼付後にはがしますと、表面の一部が破れてしまいます。ハガキは切り離さずに、こちらからシールをはがして谷折りにして貼り合わせてください。

谷折り（切り離さず折ってください）

次の通り変更がありましたので通知致します。

加入方法のご確認	□加入依頼書 ☒インターネット	※インターネット加入の場合は、ハガキでは変更ができません。「スポ安ねっと」の各種変更より変更してください。
加入支部	都道府県	ハガキの記入日：2021 / 2022 年 月 日
変更項目	団体代表者（□住所 □氏名 □電話番号）□団体名	会員登録番号 おわかりの団体はご記入ください。 A～Z 数字4桁

変更前（令和3年度ご加入時）変更の無い項目も全てご記入ください。

団体名	フリガナ	
団体代表者	住所	〒□□□-□□□□ 会社名・学校名・マンション名・部署名
	氏名	フリガナ 電話番号：ハイフンは入れないでください。

変更後 注意：団体員の変更はできません。 「満期のご案内」の送付先への反映は**令和3年12月10日（金）**到着分まで

団体名	フリガナ	
団体代表者	住所	〒□□□-□□□□ 会社名・学校名・マンション名・部署名
	氏名	フリガナ 電話番号：ハイフンは入れないでください。

前代表者署名（代表者変更の場合にはご署名ください。左記注意事項2もご確認ください。）

私は上記代表者変更に同意します。

前代表者署名：＿＿＿＿＿＿

前代表者署名の取付けができない場合は、理由をご選択（チェック）ください。
□前代表者の転居・転勤 □前代表者の死亡・病気 □その他

Ⅴ．質疑応答

１．共通事項

(1) 対象となる団体

問１　本保険の対象となる社会教育関係団体とはどういうものですか。

答　本保険の対象となる「社会教育関係団体」の認定要件は、次のとおりです。

①　国・地方公共団体の支配に属さず、かつ社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体であること

②　代表者を置き団体員が明確に把握されている団体員4名以上の団体であること

③　団体の活動が次のような形態であり「団体の管理下における団体活動」が明確にとらえられること

(a) 団体の活動が団体員の参画により計画され、その団体の統率のもとに自主的に運営されていること

(b) 団体の活動内容が、スポーツ活動、レクリエーション活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、学童保育等、団体員全員を対象とし、かつ団体員相互間の有機的結びつきをもって行われる活動が主体であること

従って、次のような団体は、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

①　学校のクラブ活動や部活動の団体で、その活動が学校または保育所の管理下においてのみ行われるもの

※　大学、短大、専修学校、各種学校のクラブ活動等の団体は対象となります。

②　政治活動、宗教活動、営利活動を目的とする団体

③　官公署および民間会社等の労働組合等の団体

④　家族だけで活動をする団体

問２　「スポーツ活動」の定義を教えて下さい。

答　「スポーツ活動」とは、「運動競技」、「身体活動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。(74頁　スポーツ安全協会傷害保険特約　第3条) スポーツ活動についての具体的判断については、下記の「スポーツ基本法」に照らして、加入区分を決めます。

※「スポーツ基本法」前文より抜粋
「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、(以下省略)」

※「スポーツ基本法」における「野外活動」および「スポーツ・レクリエーション活動」の取扱い
スポーツ基本法には「心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動」の普及奨励についても記されており、これも同様にスポーツとして取扱うこととなります。

問３　スポーツ安全保険という名称ですが、文化活動を行う団体も加入することはできますか。

答　問1にあるとおり、スポーツ安全保険は「社会教育関係団体」を対象としていますので、文化活動を行う団体も加入の対象となります。また、ボランティア活動、地域活動を行う団体も同様です。

問４　学校の部活動と、本保険との関係を説明してください。

答　学校教育活動における児童、生徒、学生または幼児に対する補償制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付があり、本保険の補償対象はその災害共済給付とは重複しない仕組みです。

なお、高等学校等の運動部で夏季休業期間等を中心に、学校の教育活動としてではなく、運動部の自主的な判断で練習試合を行う場合等は学校管理下の活動とは認められないこともあります。従ってその場合には事故が発生しても独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付は行われないので、これらの活動中の事故にも備える保険として本保険があります。本保険において「学校および保育所の管理下」とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。

・授業または保育を受けている場合
・課外指導を受けている場合
・休憩時間中その他校長の指示・承認に基づいて学校にいる場合
・通常の経路・方法により通学する場合
・学校が管理する寄宿舎にいる場合

なお、事故の際は、学校および保育所の管理下か否かを確認するため、学校長または保育所長の証明書をご提出いただく場合があります。

(2) 加入区分について

問５　登山の同好会ですが、冬山登山や特殊な技術を要する登山は行いません。このような活動は、C、B、Dの3区分のうち、どの区分にあてはまりますか。

答　D区分にある「山岳登はん」の「登はん」とは、「手を使ってよじ登る」と言う意味で、普通の登山路を足で歩いて登る登山に対し、危険なルートを特殊な道具と技術と経験によってよじ登り征服する登山すなわち「ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー、ハーケン等の登山用具を使用し、岩登り、沢登り、積雪期登山等特殊な技術と経験を必要とする登山」を指します。従って、主として高校、大学の山岳部やレベルの高い社会人グループの団体が対象となると考えられます。

これに対し、例えば夏山登山でアルプス銀座を歩き、特別な登山用具を用いずに歩いて越える等は、「山岳登はん」ではありません。また、冬期の登山も目的地やルートによっては必ずしも「山岳登はん」ではない場合もあります。「沢登り」は滝をまく等危険なルートが多く「山岳登はん」である場合が多いと思われます。

設問の同好会の活動は、以上の趣旨から見て、高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分と判断されます。もし、登山内容が多彩で判断しにくい活動があれば、具体的に個々の登山内

容を示す年間活動計画等を付してスポーツ安全協会本部にご照会ください。

問６　野外にて野鳥観察（バードウォッチング）を行いますが、これは「野外活動」としてC区分で加入をしなければ補償されませんか。

答　野外・屋外で行われる活動が全て「野外活動」としてスポーツ活動となる訳ではありません。

スポーツ活動に該当する「野外活動」とは、自然の原野を背景として行われる「身体運動を主たる手段とする」活動をいいます。

具体的にはトレッキング、ハイキング、登山、自転車旅行などの活動がこれらに該当します。

したがって、身体運動を主たる手段とする活動（トレッキング、登山等）を伴わない野鳥観察であれば、A2区分で補償の対象となります。

問７　日本青年団協議会などの傘下の各地域青年団がこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答　青年団活動が、文化活動・ボランティア活動、地域活動のみであればA2区分でご加入ください。ただし、スポーツ活動（身体運動、野外活動を含む。）中の事故も補償対象に含めたい場合、高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分でのご加入となりますので、それぞれの活動実態に合わせて加入区分をご選択ください。

PTA、婦人会等についても同様です。

問８　YMCA、YWCAがこの保険に加入する場合、どのように加入したらよいですか。

答　団体員の年齢、活動実態等に照らして加入者ごとに加入区分をご選択ください。たとえば、中学生以下の子どもであればA1区分になり、高校生以上の大人が文化活動を行うのであればA2区分、スポーツ活動を行うのであれば高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分となります。

ただし、1団体として4名以上の加入が必要となります。

問９　子ども（中学生以下）と高校生で構成されているサッカーの団体です。指導をしている指導者は、どのように加入したらよいですか。

答　高校生以上64歳以下の指導者はC区分、65歳以上の指導者はB区分でご加入ください。

問10　B区分の65歳という年齢は、どの時点を基準として判断すればよいのでしょうか。

答　令和3年4月1日前の加入であれば、令和3年4月1日時点の年齢となります。令和3年4月1日以降の加入（中途加入）であれば、掛金の支払い手続を行っていただく日時点の年齢となります。

ただし、インターネット加入で翌月一括追加方式（18頁）を採用している団体の加入者については、その団体への入会日時点の年齢となります。

問11　短期スポーツ教室区分で加入をしたいのですが、インターネットを使用できる環境がありません。
どのように加入すればよいのでしょうか。

答　短期スポーツ教室区分でのご加入は、インターネット加入方式以外は加入を受け付けておりませんので、加入依頼書でのご加入となります。その場合の加入区分は、受講対象者が高校生以上64歳以下の大人であればC区分となり、65歳以上の方であればB区分でのご加入となります。

問12　冬季のみに開催するスキーのスポーツ教室の開催を予定しております。
短期スポーツ教室区分で加入できますか。

答　受講対象者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件を全て満たす講義・講習型のスポーツ教室である場合は加入ができます。

・実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集していること。
・活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督していること。
・予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内であること。

なお、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動（野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセン等）は短期スポーツ教室区分では加入できません。

問13　短期スポーツ教室の「3か月」とは、具体的にいつからいつまでの間をいうのでしょうか。

答　教室の開催初日から3か月後の応当日までの間をいいます。具体的には、次の通りになります。

○（開催初日）令和3年5月15日→（3か月後）令和3年 8月15日
○（開催初日）令和3年8月31日→（3か月後）令和3年11月30日

問14　活動の一部にオンラインでの活動がありますが、補償の対象となりますか。

答　実際に同一場所に会して行われる団体活動（以下通常の団体活動）を主たる活動形態としている団体が、通常の団体活動を補完するためにオンライン活動を実施する場合には、以下の条件を全て満たすものであれば補償の対象とします。

・当該活動に、実際に同一場所に会していないこと以外、本保険の対象となる団体活動の要素が備わっていること
・映像および音声が同時接続で双方向である状態であること（WEB会議ツール等の利用）
・1対1の個別接続ではなく、同一時間帯に団体員が集って行われるものであること
・参加する団体員同士が常に他者の状態をリアルタイムで確認できること

具体的には、オンライン上に団体員が集って実施される教育活動、会議などが該当します。一方的に配信・提供された動画等を団体員それぞれが個別に視聴するものは該当しません。

なお、この取り扱いは通常の団体活動を補完するために実施されるものに限るものとし、オンライン活動を主たる活動とする団体はスポーツ安全保険には加入できません。

当取り扱いは令和3年度スポーツ安全保険より適用します。

(3) 団体の管理下における団体活動とは

問15　競技会終了後、全員で反省会を行っていたところ、ガス爆発で負傷しました。この場合もこの保険の対象となりますか。

答「団体の管理下における団体活動中」の事故は、この保険の対象となります。

設問の場合は、「団体の管理下における団体活動」と認められますので、対象となります。

問16　卓球部として保険に加入しておりますが、ときどきサッカーも行っています。この間のケガは保険金支払いの対象になりますか。

答　卓球部の活動として全員でサッカーを行っている場合は対象となりますが、卓球部としての活動ではなく仲間数人でサッカーを行った場合や個人的に他のサッカーチームで活動している場合は卓球部としての「団体の管理下における団体活動」とはいえず、この保険の対象となりません。

問17　野球部で保険に加入している団体の団体員が体協主催のアイスホッケー県予選に市のチームの選手として参加した場合に野球部の管理下としてこの保険の適用が可能ですか。

答　クラブの代表として国､体協等の主催する大会に参加した者に対してこの保険が適用されるのは、その団体員が所属する団体からの代表として、代表者の承認を得て、その団体の活動目的にそった競技会、講習会に参加する場合に限ります。従って設問のケースは野球部の活動目的にそったものとはみなされませんからこの保険は適用されません。

問18　テニスを行う団体で加入をしていますが、団体の構成員が団体の代表としてシングルスの競技大会に参加することになりました。
この場合、現在加入しているスポーツ安全保険で補償の対象となりますか。

答　本保険では団体の指示、命令に基づいて､「国、地方公共団体、日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会に団体の代表として参加して行う活動」については、特に「団体の管理下における団体活動」として補償の対象としています。

具体的には次にあげる競技会等が対象となります。

①　国、地方公共団体が市区町村以上の規模で開催するもの
- ・国体（本大会、地区予選）
- ・市区町村が主催する各種競技大会　など

②　日本スポーツ協会、日本レクリエーション協会等（加盟団体およびその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催するもの
- ・都道府県体育・スポーツ協会、市区町村体育・スポーツ協会の主催する各種競技会
- ・日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会または市区町村レクリエーション協会が主催する各種競技会および各種行事

・日本スポーツ協会加盟団体の主催する各種競技会

・加入者の所属する団体が加盟している各種連盟・協会が市区町村以上の規模で開催する競技会

など

なお、競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動（練習・合宿等）は補償されません。

問19　野球部とスキー部の2つの団体に所属していますが、野球部の団体員としてこの保険に加入していれば、スキー部の管理下における活動中の事故でも対象となりますか。

答　この保険は、それぞれの「団体の管理下における団体活動中」の事故を対象としています。従って2つ以上の団体に所属して、そのそれぞれの「団体の管理下における団体活動中」の補償を受けたい場合は、所属団体毎に加入していただかなければなりません。なお設問の場合は、野球部の団体員として加入しているのですからスキー部として加入していない以上、スキー部の活動中に事故があってもこの保険の対象とはなりません。

問20　スポーツ推進委員等が行う指導活動や、学校安全ボランティア等が行うボランティア活動では単独での活動が多くあります。これもこの保険の対象となりますか。

答　スポーツ安全保険は、ご加入いただいた団体の管理下における団体員全員を対象とした活動中の事故を補償するものですが、社会教育の一環として実施される指導活動や、ボランティア活動の中には、活動の性質上、単独または一部団体員のみで活動せざるを得ないものがあります。（スポーツ推進委員が単独で各サークルを指導する等）

本来この補償事業がスポーツ活動、ボランティア活動などの社会教育活動の振興を究極のねらいにしていることに鑑み、次にあげる者が、その資格等に基づき、日時、場所、内容等が予め定められた指導活動・ボランティア活動を行う場合については、活動形態を問わず補償の対象としています。

なお、加入にあたっては一般の団体同様、各項を通じて4名以上必要となり、スポーツ活動の指導者で高校生以上64歳以下の方はC区分、65歳以上の方はB区分、文化活動の指導者、ボランティア活動を行う方はA2区分となります。

1. 地方自治体より任命、委嘱を受けあるいは登録している者

地方自治体が他の機関に委託して事業を実施する場合において、その事業に指導者、ボランティアとして携わる者

① スポーツ推進委員

② 社会教育指導員

③ 学校体育実技指導協力者

④ 学校部活動外部指導者、部活動指導員

⑤ 学校体育施設開放事業の管理指導員

⑥　指導者バンク登録指導者

⑦　学校安全ボランティア

⑧　介護支援ボランティア　など

2. 日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者

①　指導員・コーチ（コーチ1～4）

②　アスレティックトレーナー

③　日本スポーツ少年団認定員

④　ジュニアスポーツ指導員・スポーツプログラマー　など

3. 本会本部に登録された団体（100、101頁参照）、あるいは本会会長が特に認めた団体で指導者もしくは公認審判員として認定され、登録してある者

①　日本サイクリング協会の指導者

②　日本水泳連盟の指導者

③　全日本スキー連盟の指導者

④　日本レクリエーション協会加盟の各種団体の指導者

⑤　日本オリエンテーリング委員会の指導員

⑥　全国高等学校体育連盟の指導者　など

4. 学校長より任命、委嘱を受けた学校部活動外部指導者及び部活動指導員

なお、団体員の日常生活と明確に区別ができないものは補償の対象とはなりません。

例えば、学校安全ボランティアが、防犯を呼びかけるステッカーなどを自転車、自動車に貼り、買物などの日常生活中に学校周辺のパトロール活動を兼ねている場合は補償の対象とはなりません。

問21　柔道、剣道等の昇段試験または審査会に団体が承認して出場した場合の傷害はこの保険の対象となりますか。

答　昇段試験または審査会への出場は、本来個人的な資格取得のための活動ですが、その団体の指示・命令に基づいて参加する昇段試験または審査会で団体の活動計画にある場合は本保険の補償の対象となります。

問22 「子ども会」で保険に加入しておりますが、子ども会の帰りに必ず学習塾に寄って家に帰る子どもがいます。この場合「通常の経路」とみなされますか。

答 「通常の経路」とは、集合・解散場所とその被保険者の自宅との間を直行する場合に限ります。従って設問のように他の場所へ立寄る場合は通常の経路とはいえません。

なお、児童、生徒が下校の際、学校から直接、子ども会等の行事の集会場所へ行く場合に限り特に通常の経路に含めることがあります。

問23　子どもがサッカーの団体活動に参加するために自宅であるマンションを出発したところ、そのマンション共有部分の階段で転んでケガをしてしまいました。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答　補償対象となります。団体活動への往復中とは、「団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中」をいいます。マンション、アパート等の共同住宅においては、居住マンションの玄関ドアを出てから補償の対象になります。（ただし、バルコニー等専用使用権のある共用部分にいる間は除きます。）今回は、マンション共用階段での事故とのことなので、補償の対象となります。

なお、自宅が一戸建の場合は、自宅の庭・通路等の敷地内の事故は、団体活動への往復途上であっても、補償の対象外となります。

自宅とは…被保険者が居住の用に供する建物（敷地を含む。）をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画（専用使用権のある共用部分を含む。）をいい、学生寮・寄宿舎等の共同宿舎においては建物（敷地を含まない）をいいます。

問24　集合場所に集合した後、指導者が子ども達を車に乗せて試合に行く途中、交通事故に遭いました。この場合はこの保険の対象となりますか。

答　集合した後、団体として移動している時の事故のため、「団体の管理下における団体活動中」と認められ、傷害保険の対象となります。（2頁参照）ただし、自動車による事故ですので賠償責任保険の対象とはなりませんのでご注意ください。（54頁の問59参照）

（4）保険の始期

問25　学校や民間会社等のサークルの場合新入生や新入社員で新たに入部する者が確定するのは4月末になります。来年以降も継続してこの保険に加入する場合には5月初旬までに加入手続きを行えば4月1日に遡及して効力を有するというような便宜的な措置はとれませんか。

答　独立行政法人日本スポーツ振興センターではこのような措置をとっているようですが、本保険の場合は加入手続きを行うことによって効力が発生する保険ですから、原則どおり加入手続きが完了してから保険が開始することになります。従って確定している部員については3月31日までに加入手続きを行い、新入部員についてはそのつど追加加入の手続きを行ってください。

問26　5月1日にこの保険の掛金を団体の代表者へ渡したところ、代表者が全員分を集計してスポーツ安全協会へ送金したのは5月10日でした。ところが5月7日の団体での活動中に事故がありました。この場合、保険金の支払いを受けられますか。

答　この保険は、加入しようとする団体の代表者が、スポーツ安全協会へ掛金を支払い、加入依頼書を送付した翌日から有効となります。従って団体の代表者の手もとに掛金がある間は、保険に加入されておりませんので、その間に発生した事故は保険の対象にはなりません。

2．傷害保険について

(1) 傷害とは

問27 「傷害」とはどのようなものですか。

答 「傷害」とは、病気に対する「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりはやや広い意味を有し、次の場合も含みます。

① 受傷部位は必ずしも身体の外部である必要はなく、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば、内部諸器官の出血、筋違い等も傷害といえます。

② いわゆる「ケガ」を伴わない死亡も、急激、偶然、外来の事故に起因するものであれば補償されます。例えば、「水を飲み呼吸不能に陥って死亡する溺死」、「煙、ガス等によって空気が遮断されて死亡する窒息死」等は補償されます。

問28 どのような「傷害」が対象になりますか。

答 急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害が対象となります。この場合、偶然かつ一時に有毒物を吸入し、急激に生ずる中毒症状や熱中症も含みます。(詳しくは傷害普通保険約款第2条および熱中症危険担保特約、細菌性食中毒等担保特約をご覧ください。) ただし、AW区分の場合、団体での活動中およびその往復中を除き、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

なお、「病気」は傷害の直接の結果として生じたものでない限り、この保険の対象となりませんので、注意してください。

問29 食中毒も対象になりますか。

答 中毒症状で、本保険の対象となるのは、ガス中毒のように有毒ガスまたは有毒物質によるものの他に、細菌性・ウイルス性食中毒についても対象となります。ただし、AW区分に加入の場合でも、団体での活動中およびその往復中以外は、細菌性・ウイルス性食中毒は対象となりません。

問30 急激かつ偶然な外来の事故とはどういう意味ですか。

答 「急激」とは、「原因」から「結果」に至る過程において、「結果」の発生を避け得ない程度に急迫した状態をいい、「偶然」とは、原因または結果の発生が、被保険者にとって予知できない状態をいい、「外来」とは、原因の発生が被保険者の身体に内在するものではないことをいいます。急激・偶然・外来の条件を欠くものとしては、靴ずれ、しもやけ、野球のピッチャーが長年の間に肩を痛めた等があります。

問31 少年野球チームのピッチャーが、練習中無理を重ねたために徐々に、肩を痛めてしまいました。この場合は、この保険の対象となりますか。

答 この保険の対象となる傷害は、「急激かつ偶然な外来」の事故による傷害です。設問の場合は、野球をしていたために肩を痛めたものであっても、「急激かつ偶然な外来」の事故とは認められませんので、この保険の対象とはなりません。したがって、いわゆる野球肩、野球肘、テニス肘、関節ねずみ、

タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、ジャンパーズニー等スポーツによって、徐々に関節部が痛められたような場合は、たとえ投げた瞬間、あるいは、打った瞬間にその症状が顕在化した場合でも、この保険の対象とはなりません。

問32　ケガが原因で病気になった場合も保険の対象になりますか。

答　ケガと直接因果関係がある病気（例えば、破傷風、敗血症等の創傷伝染病）の場合には、その病気について、ケガそのものと同様に保険の対象となります。

ケガの治療中にケガの治療と因果関係のない病気にかかった場合、例えば、骨折の治療中に肺炎になった場合には、その病気のためのみの治療期間については、この保険の対象とはなりません。

問33　急性心不全はこの保険の対象になりますか。

答　急性心不全とは、原因を問わず、心臓が必要な血液循環量を保てない病態で急激に発症したものをいいますが、運動中に急性心不全を起こしたような場合でも、一般的には徐々に心臓に負担がかかり、心機能が働かなくなったためか、または、何らかの心臓疾患（形成不全等）によって生じるものが多いと考えられます。これらの場合は、急激性や外来性に欠けるため、傷害保険の対象とはなりません。ただし、「突然死葬祭費用保険」の対象となります。なお、氷の割れ目から冷水に転落し急性心不全を起こしたような場合は、急激かつ偶然な外来の事故であり、傷害保険の対象となります。

(2) 支払保険金

問34　死亡保険金、後遺障害保険金の支払いは？

答　①死亡保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したときには、死亡保険金額の100％が死亡保険金受取人（死亡保険金受取人の指定のないときは､被保険者の法定相続人）に支払われます。②後遺障害保険金：事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたときは、その程度によって後遺障害等級第１級の場合は最高額（死亡保険金額を基準としてその1.5倍）後遺障害等級第２級の場合、死亡保険金の4％～ 89％（傷害普通保険約款の別表2に定められた割合）が後遺障害保険金として被保険者に支払われます。

例えば、A1区分で加入していて、団体活動中の事故により（両耳の聴力を全く失った場合、後遺障害保険金額は2,000万円×69％で1,380万円）となります。

問35　後遺障害等級表に記載されていない後遺障害はどうなりますか。

答　後遺障害等級表に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。詳細は普通保険約款第６条を参照してください。

問36　入院および通院保険金の支払いは、治療費の実費が支払われますか。

答　傷害保険における入院および通院保険金の支払いは、実費払いでなく入院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は4,000円、ＢおよびＤ区分は1,800円、通院は1日につき、A1、A2、Cおよび短期スポーツ教室区分は1,500円、BおよびD区分は1,000円の定額払いです。

また、AW区分でご加入の場合は、団体での活動中およびその往復中の事故での入院は1日につき5,000円、通院は1日につき2,000円、個人活動中の事故での入院は1日につき1,000円、通院は1日につき500円の定額払いです。したがって、治療費の実費は支払われません。

問37　入院および通院の保険金支払いは1日目から対象になるのでしょうか。

答　1日目から保険金支払いの対象となります。よって急激・偶然・外来の要件を満たす傷害であれば、1日だけの入院・通院も対象となります。

問38　野球の試合中、デットボールで頭部の打撲を受けて目まいがしたため、医師の検査を受けましたが、特に異常はなく、その後治療することはありませんでした。この場合、傷害保険の対象となりますか？

答　急激・偶然・外来の要件を満たした事故について検査した場合、その検査の結果に異常がなかった場合でも治療の一環として対象となります。

問39　いったん治癒したケガが再発しました。この場合も保険の対象となりますか。

答　その事故と因果関係ありと医師が証明するものについては、この保険の対象となります。ただし、対象となる期間は事故の日を含めて180日以内であり、支払日数は前の治療分と合わせて通院の場合30日、入院の場合は180日がそれぞれ限度となります。

問40　死亡保険金、後遺障害保険金、入・通院保険金は重複して支払われますか。

答　具体的に例示すると次のとおりです。

①　死亡保険金＋後遺障害保険金……死亡保険金額限度

②　死亡保険金＋入院保険金＋通院保険金……合計額

③　後遺障害保険金＋入院保険金＋通院保険金……合計額

詳細は傷害普通保険約款第5条、第6条、第7条、第8条、スポーツ安全協会傷害保険特約第2条、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第1章第3条を参照して下さい。

問41　柔道整復師の施術を受けた場合は医療保険金支払いの対象となりますか。

答　入院および通院保険金支払の条件である「医師の治療」でいう医師とは、医師法にいう医師をさしますが、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合には、柔道整復師も医師の治療に準じて取扱います。

問42　保険金の支払いにおける「治療日数」とはどういう意味ですか。

答　通常のケースでは、「治療日数」とは傷害を被り、その直接の結果として入通院した実治療日数をいいます。

ただし、通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために医師の診断によりギプスなどを常時着用したときは、その日数について、通院したものとみなします。

■具体例

すねの骨を骨折し、医師の指示によって入通院を行った場合

＜医師の指示により行った治療の状況＞

・ケガを負った当日から21日目まで入院

・入院中は骨折したすねにギプスを常時着用

・退院後も22日目から40日目まではギプスを常時着用

・退院後、治療のため複数回通院

・治療期間終了後、診断書受領のため通院

日数（日目）	1～21	22～36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
a. 入院	←→											
b. ギプス固定期間	←→	←→	←→	←→	←→	←→						
①入院中のギプス常時着用	（※1）←→											
②退院後のギプス常時着用		←→	←→	←→	←→	←→						
c. 治療のため通院				●		●	●	●		●		
d. 診断書受領												○

←→：入院またはギプス常時着用期間

●：治療のための通院

○：診断書受領

＜治療日数の考え方＞

a.入院　21日（1日目～21日目）

⇒入院治療日数：21日

b.ギプス固定期間　40日（1日目～40日目）

①入院中のギプス常時着用（1日目～21日目）

約款所定の部位を固定するためにギプスを常時着用した場合、その期間を通院期間とみなしますが、（※1）同一治療日における入院保険金と通院保険金は重複して支払われないため、この期間は入院保険金のみが補償の対象となります。

②退院後のギプス常時着用（22日目～40日目）

約款所定の部位（すねの骨は長管骨のため約款所定の部位にあたる）を固定するためにギプスを常時着用しているため、その期間は通院しない場合においても通院治療日数に含めます。

⇒通院治療日数：19日

c.治療のための通院　5日（38日、40日、41日、42日、44日目）

傷害を被った直接の結果として通院を行った日は通院治療日数に含めます。ただし、38日目、40日目は既に「b.」で通院治療日数に含められているため、それ以外の通院日（41日目、42日目、44日目）を治療日数に含めます。

⇒通院治療日数：3日

d.診断書受領　1日（46日目）

診断書を受領するために病院に行く場合は、治療のための通院ではないので、通院治療日数に含めません。

＜治療日数＞

○入院：「a.21日」

⇒21日が入院治療日数となります。

○通院：「b.19日」＋「c.3日」

⇒22日が通院治療日数となります。

(3) 保険金の請求

問43　保険金の請求は治癒した後でないといけませんか。

答　保険金の支払要件を充足していれば、保険金を請求することができます。

ただし、入院保険金は事故の日を含め180日が限度となり、通院保険金は事故の日を含め180日以内でかつ、30日が限度です。

問44　保険金請求の際には必ず医師の診断書を必要としますか。

答　治療終了後の入・通院保険金の請求であり、請求金額の合計が10万円以下の場合は、原則として保険金請求書の治療状況欄へのご記入をもって医師の診断書に代えることができます。

ただし、10万円以下の請求でも請求内容によって医師の診断書（自己負担）をご提出いただく場合があります。

問45　保険金請求の際に医師の診断書を要することになっていますが、柔道整復師の施術証明書でこれに代えることはできますか。

答　ケガの内容が脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合において、被保険者が医師の治療を受けず柔道整復師の施術のみを受けることはよくあることです。この場合は柔道整復師の施術証明書をもって医師の診断書に準じて取扱います。

問46　診断書料は保険で支払われますか。

答　支払われません。

傷害の程度を立証する費用で、保険金請求者の負担となります。

ただし、保険金請求の内容によっては、医師の診断書は必要とせず、「スポーツ安全保険傷害保険請求書」の「治療状況」欄に記入することでよいことになっています。（問44参照）

3．賠償責任保険について

(1) 被保険者

問47　責任無能力者とは？

答　責任無能力者とは、責任能力（自己の行為の結果、なんらかの法的な責任が生じることを認識する能力）を欠く者をいいます。

判例によれば、責任能力が備わるのは12歳位とされていますが、同じ年齢の者であっても個人差があり、同一人においてもあらゆる加害行為についてこの能力の有無が一律に決められるものではありません。

問48　子どもあるいはその子どもの親が責任を負うのはどのような場合ですか。

答　次のような場合が考えられます。

①　子どもが集合場所へ自転車で行く途中、通行人にぶつかりケガをさせた。

②　子ども会のレクリエーション活動中､指導者の目の届かないところで他の子どもにケガをさせた。

親権者は子どもの保護者として、その生活全般にわたって監督義務があり、指導者の監督を受けている団体活動中だという理由で常にその責任がなくなるものではありません。この場合には指導者も監督責任を問われることがあります。

問49　本保険では被保険者が個人に限られていますが、団体自体に責任が及ぶようなケースはありませんか。

答　本保険の加入団体は、種々で、その法的性格も様々です。法人格を有し、法律上の賠償責任を負う団体もありますが､PTA、青年団、ママさんバレーボールクラブ、少年野球チーム等の法人格を有しない多くの団体は、団体自体が法律上の賠償責任を負うことはないものと思われます。団体が賠償責任を負うケースでも、直接の加害者である構成員個人が連帯責任を負う場合、個人が負担する部分については本保険の対象となります。

本保険は、被保険者個人が法律上の賠償責任を負担する場合に備えるためのものです。団体自体に責任が及ぶ場合には本保険の対象となりません。

(2) 補償内容

問50　傷害保険とのちがいは何ですか。

答　傷害保険は、加入者ご自身がケガ（ケガによる死亡、後遺障害を含みます。）をされたとき、実際の損害額には関係なく、定額支払いをします。

一方、賠償責任保険は、加入者が他人の身体に障害（ケガ以外に疾病、死亡、後遺障害を含みます。）を与えたり、他人の財物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担したとき、実際の損害額に基づいて損害賠償金（例えば、ケガをした被害者の入院費用）等を支払います。

問51　補償対象となる「法律上の賠償責任」とは何ですか。

答　民法709条の不法行為による損害賠償をいい、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と規定されています。

この不法行為が成立する条件として、一般的には加害者側に、その結果が予測でき（予見可能性）、且つ加害者側にその結果を回避する義務があったか（結果回避義務）ということで判断されます。

これらの具体的な事例は、以降の問を参照してください。

なお、法律上の賠償責任を負った場合であっても、スポーツ安全保険では故意によるもの、自動車の所有、使用または管理による賠償責任などは補償の対象とはなりません。

問52　自宅から団体の集合場所へ行く途中、持っている用具が商店に並べてあった品物にぶつかり、品物が壊れました。弁償しなくてはなりません。このような場合には本保険の対象となりますか。

答　本保険は、団体の集合・解散場所と自宅との通常の経路の往復中も補償します。従って、設問のような場合には対象になります。

問53　野球の試合で、自分の打ったファウルボールが相手ベンチを直撃し、相手選手のメガネを破損させてしまいました。この場合、損害賠償責任を負わなければなりませんか。

答　このケースでは加害者側に損害賠償責任は生じません。スポーツやゲームに参加する場合、そのスポーツやゲームのルールあるいは作法からみて社会的に許容される程度の行動であれば、その活動中の事故については法律上の賠償責任はないものと考えられます。

一般にスポーツやゲームに参加する人は、そのスポーツやゲームの通常予測しうるような危険を受忍しているものと考えられるからです。

なお、スポーツ以外の活動についても同様です。

問54　バスケットボールの試合中、Ａチームの Ｂ選手が相手チームのＣ選手と衝突し、Ｃ選手が骨折してしまいました。Ｂ選手はＣ選手に対し、損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか。

答　スポーツには程度の差こそあれ多少の危険が常にあり、日常生活とは異なる一定のルールがあります。したがって、スポーツ中にたとえ傷害等の結果が発生したからといって、そのことだけで直ちに違法性があったとはいえません。

この場合も、Ｂ選手にルールや行動上著しい違反がなければ、法律上の賠償責任はないものと考え

られます。

問55　ボランティア活動で、老人ホームの清掃をしているときに、あやまって老人にケガをさせました。このときは対象になりますか。

答　本保険ではスポーツ活動中の事故に限らず、文化活動・ボランティア活動等の社会教育活動中の事故も対象になります。

従って、設問のような場合には対象になります。

問56　指導者に損害賠償責任がある場合は、全て本保険の対象になりますか。

答　本保険に加入の指導者の過失によって事故が発生し、そのために指導者が負担した「法律上の損害賠償責任」を対象とします。

従って、道義的責任や慣習上支払う「見舞金」は、本保険の支払対象とはなりません。また「法律上の損害賠償責任」がある場合でも、保険約款･特約書に定められた「免責条項」に該当するものは、本保険の対象になりませんのでご注意ください。

問57　団体活動中の全ての事故が対象になりますか。

答　団体活動中に事故が発生する場合の原因として、次のことが考えられます。

①　施設設備の瑕疵や欠陥によるもの

例えば、体育館の床が腐っていた場合等がこれにあたります。

②　団体構成員（指導者を含みます。）の過失によるもの

例えば、水泳に際して指導監督者の不注意（過失）で子どもが水死した場合や、野球をしていてボールが隣家に飛び込んで窓ガラスを割った場合等がこれにあたります。

③　不可抗力によるものやあるいは被害者の不注意のみによるもの

この保険では、上記の②の場合に、団体構成員が負担する法律上の賠償責任をカバーするもので、上記①および③の場合は対象になりません。

なお、上記①の場合はケースにより指導者の過失も問われることがあります。

次の問58を参照してください。

問58　体操の指導中吊輪が切れて、転落したため指導を受けていた者が重傷を負いました。この場合に、指導者は損害賠償責任を負わなければいけませんか。

答　設問の場合は、指導者が法律上の損害賠償責任を負うか否かはケースによって異なります。

例えば、次のとおりです。

①　指導者が事前に必要な点検を行った（あるいは行わせた）場合

（イ）欠陥を発見できなかった場合

指導者が、通常の注意を払って点検を行ったにもかかわらず欠陥を発見できなかった場合（すなわち隠れた欠陥であった場合）は、指導者には過失がないとされ、法律上の損害賠償責任を負わない可能性があります。

（ロ）欠陥を見落した場合、あるいは欠陥を見つけたが放置していた場合

指導者が通常の注意を払って点検していれば発見できたであろうと思われる欠陥を不注意のため見落した場合や、欠陥を発見したが大したことはないと思って放置していた場合等は、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

② 指導者が事前に必要な点検を行っていない場合

本来点検を行うべきなのに行わなかったため欠陥を発見できなかった場合には、指導者に過失があるとされ、法律上の損害賠償責任を負う可能性があります。

問59 自動車で送り迎えしているときに衝突事故を起こし、同乗中の団体の仲間にケガをさせました。このようなときは対象となりますか。

答 自動車による賠償責任事故は本保険では免責条項に該当しますので原因の如何を問わず対象となりません。ただし、被保険者のケガについては傷害保険の対象にはなります。

なお、「自動車」の範囲は、道路運送車両法第2条第2項にいう「自動車」および同条第3項にいう「原動機付自転車」で、自動車保険の対象となるものです。

（参考）道路運送車両法第2条

第2項 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する「原動機付自転車」以外のものをいう。

第3項 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量または定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものまたはこれによりけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

(3) 支払保険金

問60　当事者間だけの示談でも支払いの対象となりますか。

答　賠償責任保険をつけてあるからといって、法律上の賠償責任がないのに申し訳ないあるいは気の毒だといった道義的理由だけで見舞金を支払ったり、たとえ責任があるとしてもむやみに高額の賠償金を支払ったり、スポーツ安全保険コーナーの承諾を得ずに争訟費用を支出した場合には、客観的に妥当性のある金額しか保険会社からは支払われません。

当事者間だけで示談をする前に、まずスポーツ安全保険コーナーとよく相談のうえ話をすすめてください。

問61　支払限度額とはどのような意味ですか。

答　支払限度額とは、保険会社が支払う保険金の最高限度額をいいます。

賠償責任を負担したからといって常に限度額いっぱいの金額を支払うものではありません。損害賠償金については客観的に妥当性のある賠償金の額が限度額以下であれば、その賠償金額が支払われ、賠償金の額が限度額を超える場合は、限度額までが保険金として支払われます。

争訟費用、保険会社に対する協力費用等の各種費用は、支払限度額を適用せず、その全額が支払われますが、争訟費用については、賠償金の額が限度額を超える場合は次のようになります。

$$\text{争訟費用の支払額} = \text{争訟費用} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{賠償金の額}}$$

問62　他の賠償責任保険にも加入している場合、保険金の支払はどうなりますか。

答　他の賠償責任保険契約または共済契約があった場合、他の保険契約等がないものとして算定した本保険の支払うべき保険金の額と、本保険がないものとして算定した他の保険契約等の支払うべき保険金の額の合計額が、損害の額を超えるか否かで、次のように保険金が支払われます。

①　本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超えない場合
　→算定した支払責任額が保険金として支払われます。

②　本保険の支払責任額と他の保険契約等の支払責任額との合計額が損害の額を超える場合
（ア）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
　→算定した本保険の支払責任額が保険金として支払われます。

（イ）他の保険契約等から保険金または共済金が既に支払われている場合
　→損害の額から他の保険契約等から既に支払われている保険金または共済金の合計額を差引いた残額が支払われます。ただし、本保険の支払責任額を限度とします。

（例）他の対人賠償責任支払限度額が5,000万円（免責金額なし）の賠償責任保険契約があった場合で、先にその保険契約より保険金が支払われている場合（いずれも財物損壊、各種費用にかかる損害が発生していないものとします。）

（ケース1）身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1億円であった場合
損害賠償金1億円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
＝本保険から支払われる保険金5,000万円

（ケース2）身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が2億円であった場合
損害賠償金2億円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金5,000万円
＝1億5,000万円
本保険では身体賠償については1人1億円が支払限度額であるため、本保険から支払われる保険金は1億円となります。

（ケース3）身体の障害を被った被害者1名に対する損害賠償金額が1,000万円であった場合
損害賠償金1,000万円－他の賠償責任保険から既に支払われた保険金1,000万円
＝0円
この場合、本保険から保険金をお支払いできません。

(4) 保険金の請求

問63　事故が起こったときは、どうすればよいですか。

答　賠償責任を負うおそれのある事故が発生したときは、速やかに東京海上日動火災保険（株）のスポーツ安全保険コーナーへ電話でご連絡ください。

事故の報告が遅れると、事故発生状況の確認や賠償責任の有無の確定が難しくなり、スムーズな事故の解決ができなくなります。

また、被害者との交渉にあたっては、スポーツ安全保険コーナーと十分打合せ、保険会社による損害算出額との間に乖離が生じないようご注意ください。

問64　保険金を請求するのはどの時点ですか。

答　損害額が確定するためには、示談の成立もしくは裁判所の判決等で損害額が確定することが必要です。示談成立もしくは裁判所の判決等の後に保険金を請求していただくことになります。

４．突然死葬祭費用保険について

(1) 突然死とは

問65　補償対象となる「突然死」とはどのようなものですか。

答　「突然死」とは、「団体での活動中およびその往復中」または「団体での活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」に次に掲げるものが原因で死亡したものをいいます。

1. 心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、心停止、虚血性心疾患（心筋梗塞）、致死性不整脈、大動脈解離、心臓震盪等の心・血管疾患
2. 肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患
3. くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等の脳血管疾患
4. その他不詳の死

なお、顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。

問66　「団体での活動中およびその往復中に顕著な体調変化が確認され、その時から24時間以内」とありますが、「顕著な体調変化」とはどのような意味ですか。

答　「顕著な体調変化」とは、突然死に至る最初の発症として、事故など外因性の原因がなく、それまで安定した健康状態にある者が、様態が急変し、突然うずくまって倒れ、意識を失い、動かなくなるなどといった前ぶれ、兆候などを意味します。

なお、この顕著な体調変化が被保険者以外の第三者によって確認されたもののみが補償の対象となります。

(2) 補償内容

問67　どのような費用が補償対象となりますか。

答　被保険者が突然死をされた後に、その親族が負担した通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用（初七日・四十九日法要などその後の費用を含む。）が補償対象となります。

なお、前述の例は一例であり、葬祭の形式、信教を問いません。

死亡に至るまでの入院・手術等の治療費、生前に負担された墓地、墓石、仏壇等の購入費用は補償対象とはなりません。

問68　活動中に突然死をした団体員がいますが、家庭の事情で、葬儀を行いませんでした。この場合補償を受けることができますか。

答　葬祭費用が発生していない場合は補償する対象がありませんので、当保険金のお支払いはできません。

なお、葬祭費用は通夜、告別式といった葬儀のみを対象とするのではなく、墓地、墓石、祭壇の購入、香典返し、戒名料等、親族が被保険者に対する弔いのために費やした費用全般を対象としていますので、これらの支出がないかご確認ください。

(3) 支払保険金

問69　傷害保険の死亡保険金と突然死葬祭費用保険金との関係はどうなりますか。

答　傷害保険の死亡保険金は、急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡を補償対象としており、一方、突然死葬祭費用保険金は急性心不全、脳内出血などの突然で予期されなかった病死（突然死）を補償対象としています。よって、この2つが重複して支払われることはありません。

問70　親族の負担した葬祭費用が180万円に満たない場合にはどのようになりますか。

答　葬祭費用の実費をお支払いしますので、仮に葬祭費用の総合計が100万円であった場合には、100万円の保険金が支払われます。

(4) 保険金の請求

問71　保険金請求の際に、その費用を負担した証明として、領収書の添付が必要ですか。

答　葬儀会社に支払った費用、墓地、墓石等の購入費用については、領収書等の支出証明書類（本通）のご提出が必要です。

ただし、領収書を取り付けることが社会通念上難しい費目（お布施、戒名料等）については親族からのご申告により保険金が支払われます。

約款構成

「傷害保険」

1. 傷害保険普通保険約款（P61）

2. スポーツ安全協会傷害保険特約（P73）
…団体活動中の補償について規定

各種特約
3. 熱中症危険担保特約（P75）
4. 細菌性食中毒等担保特約（P75）
6. 通院保険金支払限度日数変更特約（P81）
7. 通院保険金の支払要件変更に関する特約（P81）
8. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（P81）
9. 共同保険に関する特約（傷害保険用）（P82）
10. 突然死葬祭費用担保特約（P82）
11. 後遺障害追加支払等級限定補償特約（P85）

16. スポーツ安全保険特約書（P96）

5. スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）（P75）
…AW区分の学校管理下以外の補償範囲について規定
学校管理下以外の賠償責任についても規定

各種特約
6. 通院保険金支払限度日数変更特約（P81）
7. 通院保険金の支払要件変更に関する特約（P81）
8. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（P81）
9. 共同保険に関する特約（傷害保険用）（P82）
11. 後遺障害追加支払等級限定補償特約（P85）

16. スポーツ安全保険特約書（P96）

「賠償責任保険」

12. 賠償責任保険普通保険約款（P86）

13. 施設所有（管理）者特別約款（P91）
14. スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項（P92）
} 団体活動中の補償について規定

15. 各種特約条項（P94）
・保険料に関する規定の変更特約条項(注)
・原子力危険不担保特約条項
・専門職業危険不担保特約条項
・汚染危険不担保特約条項
・石綿損害等不担保特約条項
・共同保険に関する特約条項（賠償責任保険用）

（注）スポーツ安全協会が保険会社に保険料を払込む際の取決め事項のため、掲載を省略します。

16. スポーツ安全保険特約書（P96）

※ AW区分の学校管理下以外の賠償責任保険についての規定は「5. スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）」に規定

Ⅵ. 保険約款・特約条項・特約書

1. 傷害保険普通保険約款【全加入区分共通】

第１章　用語の定義条項

第１条（用語の定義）

この約款において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行(＊1)または試運転(＊2)をいいます。 （＊1）いずれもそのための練習を含みます。 （＊2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ｱ. 健康保険法 ｲ. 国民健康保険法 ｳ. 国家公務員共済組合法 ｴ. 地方公務員等共済組合法 ｵ. 私立学校教職員共済法 ｶ. 船員保険法 ｷ. 高齢者の医療の確保に関する法律
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（＊1） （＊1）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ｱ.　公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(＊1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。 ㈠ 創傷処理 ㈡ 皮膚切開術 ㈢ デブリードマン ㈣ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ㈤ 抜歯手術 ｲ.　先進医療(＊2)に該当する診療行為(＊3) （＊1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （＊2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。 （＊3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート(＊1)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （＊1）水上オートバイを含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師(＊1)が必要であると認め、医師(＊1)が行う治療をいいます。 （＊1）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

用語	定義
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第２章　補償条項

第２条（保険金を支払う場合）

⑴ 当会社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（＊1）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。

⑵ ⑴の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊2）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

（＊1）以下「事故」といいます。

（＊2）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第３条（保険金を支払わない場合－その１）

⑴ 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（＊1）または被保険者の故意または重大な過失
②	保険金を受け取るべき者（＊2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
③	被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④	被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故 ｱ.法令に定められた運転資格（＊3）を持たないで自動車等を運転している間 ｲ.道路交通法第 65 条第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ｳ.麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ（＊4）、シンナー等（＊5）を使用した状態で自動車等を運転している間
⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
⑥	被保険者の妊娠、出産、早産または流産
⑦	被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
⑧	被保険者に対する刑の執行
⑨	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊6）
⑩	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
⑪	核燃料物質（＊7）もしくは核燃料物質（＊7）によって汚染された物（＊8）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑫	⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑬	⑪以外の放射線照射または放射能汚染

⑵ 当会社は、被保険者が頸部症候群（＊9）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず、保険金を支払いません。

（＊1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（＊2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（＊3）運転する地における法令によるものをいいます。

（＊4）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項に定める指定薬物をいいます。

（＊5）毒物及び劇物取締法第３条の３の規定に基づく政令で定めるものをいいます。

（＊6）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（＊7）使用済燃料を含みます。

（＊8）原子核分裂生成物を含みます。

（＊9）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合－その２）

当会社は、被保険者が下表のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者が別表１に掲げる運動等を行っている間
②	被保険者が次に掲げるいずれかに該当する間 ｱ.乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。 ｲ.乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法または態様により乗用具を使用している間。ただし、下記ｳ.に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法または態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。 ｳ.法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法もしくは態様により自動車等を使用している間

第５条（死亡保険金の支払）

⑴ 当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（＊1）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。

⑵ 第32条（死亡保険金受取人の変更）⑴または⑵の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が２名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

⑶ 第32条⑻の死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

（＊1）既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

第６条（後遺障害保険金の支払）

⑴ 当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

保険金額	×	別表２に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合	=	後遺障害保険金の額

⑵ ⑴の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を必要とする状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、⑴のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。

⑶ 別表２の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

⑷ 同一事故により、２種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に下表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

①	別表２の第１級から第５級までに掲げる後遺障害が２種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の３級上位の等級に対する保険金支払割合
②	①以外の場合で、別表２の第１級から第８級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の２級上位の等級に対する保険金支払割合
③	①および②以外の場合で、別表２の第１級から第13級までに掲げる後遺障害が２種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の１級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
④	①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合

⑸ 既に後遺障害のある被保険者が第２条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表２に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	－	既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合	=	適用する割合

⑹ ⑴から⑸までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第７条（入院保険金および手術保険金の支払）

⑴ 当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

入院保険金日額	×	入院した日数（＊1）	=	入院保険金の額

⑵ ⑴の期間には、臓器の移植に関する法律第６条（臓器の摘出）の規定によって、同条第４項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（＊2）であるときには、その処置日数を含みます。

⑶ 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。

⑷ 当会社は、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第２条の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、１事故に基づく傷害について、１回の手術に限ります（＊3）。

① 入院中（＊4）に受けた手術の場合

入院保険金日額	×	10	=	手術保険金の額

② ①以外の手術の場合

入院保険金日額	×	5	=	手術保険金の額

（＊1）180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて 180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
（＊2）医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
（＊3）１事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
（＊4）第２条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第８条（通院保険金の支払）

⑴ 当会社は、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

通院保険金日額	×	通院した日数（＊1）	=	通院保険金の額

⑵ 被保険者が通院しない場合においても、別表３に掲げる部位の骨折、脱臼、靱帯損傷等によりギプス等（＊2）を常時装着したときは、その日数について、⑴の通院をしたものとみなします。ただし、診断書に別表３に掲げる部位の骨折、脱臼、靱帯損傷等によりギプス等（＊2）の装着をした旨の医師の証明が記載されており、かつ、診療報酬明細書にギプス等(*2)の装着に関する記載がなされている場合に限ります。
⑶ 当会社は、⑴および⑵の規定にかかわらず、第７条（入院保険金および手術保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
⑷ 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

（＊1）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
（＊2）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（＊3）および三内式シーネをいいます。
（＊3）下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。

第９条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて 30 日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第10条（他の身体の障害または疾病の影響）

⑴ 被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
⑵ 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第２条の傷害が重大となった場合も、⑴と同様の方法で支払います。

第３章　基本条項

第11条（保険責任の始期および終期）

⑴ 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後４時（＊1）に始まり、末日の午後４時に終わります。
⑵ ⑴の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
⑶ 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

（＊1）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第12条（告知義務）

⑴ 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
⑵ 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
⑶ ⑵の規定は、下表のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	⑵に規定する事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約締結の際、⑵に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（＊1）
③	保険契約者または被保険者が、第２条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に、告知事項について、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当会社が、⑵の規定による解除の原因があることを知った時から１か月を経過した場合または保険契約締結時から５年を経過した場合

⑷ ⑵の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

⑸⑷の規定は、⑵に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。

（＊1）当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）

⑴ 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

⑵ 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も⑴と同様とします。

⑶ 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく⑴または⑵の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（＊1）が変更前料率（＊2）よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（＊3）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（＊2）の変更後料率（＊1）に対する割合により、保険金を削減して支払います。

⑷ ⑶の規定は、当会社が、⑶の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払うことについて被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで１か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実（＊3）があった時から５年を経過した場合には適用しません。

⑸ ⑶の規定は、職業または職務の変更の事実（＊3）に基づかずに発生した傷害については適用しません。

⑹ ⑶の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（＊3）が生じ、この保険契約の引受範囲（＊4）を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

⑺ ⑹の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第 21 条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実（＊3）が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（＊1）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
（＊2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（＊3）⑴または⑵の変更の事実をいいます。
（＊4）保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第14条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その事実を当会社に通知しなければなりません。

第15条（保険契約の無効）

下表に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

①	保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
②	保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合（＊1）に、その被保険者の同意を得なかったとき。

（＊1）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第16条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第17条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第19条（重大事由による解除）

⑴ 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者が、次のいずれかに該当すること。 ｱ.反社会的勢力（＊1）に該当すると認められること。 ｲ.反社会的勢力（＊1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ｳ.反社会的勢力（＊1）を不当に利用していると認められること。 ｴ.法人である場合において、反社会的勢力（＊1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 ｵ.その他反社会的勢力（＊1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤	①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

⑵ 当会社は、下表のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（＊2）を解除することができます。

①	被保険者が、⑴の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当すること。
②	被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、⑴の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当すること。

⑶ ⑴または⑵の規定による解除が傷害（＊3）の発生した後になされた場合であっても、第21条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、⑴の表の①から⑤までの事由または⑵の表の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害（＊3）に対しては、当会社は、保険金（＊4）を支払いません。この場合において、既に保険金（＊4）を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

（＊1）暴力団、暴力団員（＊5）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
（＊2）その被保険者に係る部分に限ります。
（＊3）⑵の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。
（＊4）⑵の表の②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、⑴の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。
（＊5）暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。

第20条（被保険者による保険契約の解除請求）

⑴ 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、下表のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約（＊1）を解除することを求めることができます。

①	この保険契約（＊1）の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②	保険契約者または保険金を受け取るべき者に、第19条（重大事由による解除）⑴の表の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
③	保険契約者または保険金を受け取るべき者が、第19条⑴の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合
④	第19条⑴の表の④に規定する事由が生じた場合
⑤	②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約（＊1）の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥	保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約（＊1）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

⑵ 保険契約者は、⑴の表の①から⑥までの事由がある場合において被保険者から⑴に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊1）を解除しなければなりません。
⑶ ⑴の表の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約（＊1）を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
⑷ ⑶の規定によりこの保険契約（＊1）が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その事実を書面により通知するものとします。

（＊1）その被保険者に係る部分に限ります。

第21条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）

⑴ 第12条（告知義務）⑴により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
⑵ 職業または職務の変更の事実（＊1）がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（＊2）と変更後料率（＊3）との差に基づき、職業または職務の変更の事実（＊1）が生じた時以降の期間（＊4）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
⑶ 当会社は、保険契約者が⑴または⑵の規定による追加保険料の支払を怠った場合（＊5）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
⑷ ⑴の規定による追加保険料を請求する場合において、⑶の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
⑸ ⑵の規定による追加保険料を請求する場合において、⑶の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実（＊1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（＊2）の変更後料率（＊3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
⑹ ⑴および⑵のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
⑺ ⑹の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

（＊1）第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）⑴または⑵の変更の事実をいいます。
（＊2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（＊3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

（＊4）保険契約者または被保険者の申出に基づく、第13条⑴または⑵の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
（＊5）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）

⑴ 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第15条（保険契約の無効）の表の①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。

⑵ 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第５条（死亡保険金の支払）⑴の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還－取消しの場合）

第 17 条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

⑴ 下表の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

①	第12条（告知義務）⑵
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）⑹
③	第19条（重大事由による解除）⑴
④	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）⑶

⑵ 第 18 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表４に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

⑶ 第19条⑵の規定により、当会社がこの保険契約（＊1）を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

⑷ 第20条（被保険者による保険契約の解除請求）⑵の規定により、保険契約者がこの保険契約（＊1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表４に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

⑸ 第20条⑶の規定により、被保険者がこの保険契約（＊1）を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表４に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

（＊1）その被保険者に係る部分に限ります。

第26条（事故の通知）

⑴ 被保険者が第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

⑵ 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。

⑶ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく⑴もしくは⑵の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（保険金の請求）

⑴ 当会社に対する保険金請求権は、下表の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

①	死亡保険金については、被保険者が死亡した時
②	後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
③	入院保険金については、被保険者が被った第２条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
④	手術保険金については、被保険者が第２条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
⑤	通院保険金については、被保険者が被った第２条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

⑵ 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表５に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

⑶ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、下表に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその事実を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者（＊1）
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする３親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（＊1）または ②以外の３親等内の親族

⑷ ⑶の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

⑸ 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、⑵に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、

当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
⑹ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく⑸の規定に違反した場合または⑵、⑶もしくは⑸の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（＊1）第１条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

第28条（保険金の支払時期）
⑴ 当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて 30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無

⑵ ⑴の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、⑴の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて下表に掲げる日数（＊2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

①	⑴の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（＊3） 180日
②	⑴の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90日
③	⑴の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における⑴の表の ①から④までの事項の確認のための調査　60日
⑤	⑴の表の①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

⑶ ⑴および⑵に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（＊4）には、これにより確認が遅延した期間については、⑴または⑵の期間に算入しないものとします。
⑷ ⑴または⑵の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（＊1）被保険者または保険金を受け取るべき者が第27条（保険金の請求）⑵および⑶の規定による手続を完了した日をいいます。
（＊2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（＊3）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（＊4）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
⑴ 当会社は、第26条（事故の通知）の規定による通知または第27条（保険金の請求）の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
⑵ ⑴の規定による診断または死体の検案（＊1）のために必要とした費用（＊2）は、当会社が負担します。

（＊1）死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
（＊2）収入の喪失を含みません。

第30条（時効）
保険金請求権は、第 27 条（保険金の請求）⑴に規定する時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条（代位）
当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第32条（死亡保険金受取人の変更）
⑴ 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
⑵ 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
⑶ ⑵の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その事実を当会社に通知しなければなりません。
⑷ ⑶の規定による通知が当会社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
⑸ 保険契約者は、⑵の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。

⑹ ⑸の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその事実を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当会社は、保険金を支払いません。
⑺ ⑵および⑸の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
⑻ 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人（＊1）を死亡保険金受取人とします。
⑼ 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

（＊1）法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。

第33条（保険契約者の変更）
⑴ 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
⑵ ⑴の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその事実を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
⑶ 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第34条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）
⑴ この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
⑵ ⑴の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
⑶ 保険契約者が２名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第35条（契約内容の登録）
⑴ 当会社は、この保険契約締結の際（＊1）、下表の事項を協会（＊2）に登録することができるものとします。

①	保険契約者の氏名、住所および生年月日
②	被保険者の氏名、住所、生年月日および性別
③	死亡保険金受取人の氏名
④	保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額および被保険者の同意の有無
⑤	保険期間
⑥	当会社名

⑵ 各損害保険会社は、⑴の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、⑴の規定により登録された契約内容を協会（＊2）に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
⑶ 各損害保険会社は、⑵の規定により照会した結果を、⑵に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。
⑷ 協会（＊2）および各損害保険会社は、⑴の登録内容または⑵の規定による照会結果を、⑴の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
⑸ 保険契約者または被保険者は、その本人に係る⑴の登録内容または⑵の規定による照会結果について、当会社または協会（＊2）に照会することができます。

（＊1）この保険契約が継続契約である場合には、保険契約継続の場合とします。
（＊2）一般社団法人日本損害保険協会をいいます。

第36条（被保険者が複数の場合の約款の適用）
被保険者が２名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第37条（訴訟の提起）
この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条（準拠法）
この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表１　第４条（保険金を支払わない場合－その２）の表の①の運動等

山岳登はん（＊1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊2）操縦（＊3）、スカイダイビング、ハンググライ

ダー搭乗、超軽量動力機（＊4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
（＊2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（＊3）職務として操縦する場合を除きます。
（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（＊5）を除きます。
（＊5）パラプレーン等をいいます。

別表２　後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金 支払割合
第１級	（１）　両眼が失明したもの （２）　咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とするもの （５）　両上肢をひじ関節以上で失ったもの （６）　両上肢の用を全廃したもの （７）　両下肢をひざ関節以上で失ったもの （８）　両下肢の用を全廃したもの	100％
第２級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が 0.02 以下になったもの （２）　両眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を必要とするもの （５）　両上肢を手関節以上で失ったもの （６）　両下肢を足関節以上で失ったもの	89％
第３級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）　咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの （３）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （４）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの （５）　両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78％
第４級	（１）　両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （２）　咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの （３）　両耳の聴力を全く失ったもの （４）　１上肢をひじ関節以上で失ったもの （５）　１下肢をひざ関節以上で失ったもの （６）　両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） （７）　両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69％
第５級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）　神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （３）　胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの （４）　１上肢を手関節以上で失ったもの （５）　１下肢を足関節以上で失ったもの （６）　１上肢の用を全廃したもの （７）　１下肢の用を全廃したもの （８）　両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	59％
第６級	（１）　両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２）　咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの （３）　両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （４）　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （５）　脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの （６）　１上肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （７）　１下肢の３大関節中の２関節の用を廃したもの （８）　１手の５の手指または母指を含み４の手指を失ったもの	50％
第７級	（１）　１眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２）　両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （３）　１耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	42％

	（４） 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （５） 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの （６） １手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指を失ったもの （７） １手の５の手指または母指を含み４の手指の用を廃したもの （８） １足をリスフラン関節以上で失ったもの （９） １上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) １下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第１の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	
第８級	（１） １眼が失明し、または１眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの （２） 脊柱に運動障害を残すもの （３） １手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指を失ったもの （４） １手の母指を含み３の手指または母指以外の４の手指の用を廃したもの （５） １下肢を５cm 以上短縮したもの （６） １上肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （７） １下肢の３大関節中の１関節の用を廃したもの （８） １上肢に偽関節を残すもの （９） １下肢に偽関節を残すもの (10) １足の足指の全部を失ったもの	34%
第９級	（１） 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの （２） １眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの （３） 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （４） 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （５） 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの （６） 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの （７） 両耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （８） １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （９） １耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) １手の母指または母指以外の２の手指を失ったもの (13) １手の母指を含み２の手指または母指以外の３の手指の用を廃したもの (14) １足の第１の足指を含み２以上の足指を失ったもの (15) １足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第10級	（１） １眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの （２） 正面視で複視を残すもの （３） 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの （４） 14 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （５） 両耳の聴力が１ｍ以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの （６） １耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの （７） １手の母指または母指以外の２の手指の用を廃したもの （８） １下肢を３cm 以上短縮したもの （９） １足の第１の足指または他の４の足指を失ったもの (10) １上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの (11) １下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	（１） 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （２） 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （３） １眼のまぶたに著しい欠損を残すもの （４） 10 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （５） 両耳の聴力が１ｍ以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （６） １耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの （７） 脊柱に変形を残すもの （８） １手の示指、中指または環指を失ったもの （９） １足の第１の足指を含み２以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%

第12級	（1） 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの （2） 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの （3） 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （4） 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの （5） 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの （6） 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの （7） 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの （8） 長管骨に変形を残すもの （9） 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	（1） 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの （2） 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの （3） 正面視以外で複視を残すもの （4） 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの （5） 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （6） 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの （7） 1手の小指の用を廃したもの （8） 1手の母指の指骨の一部を失ったもの （9） 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7％
第14級	（1） 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの （2） 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの （3） 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの （4） 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （5） 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの （6） 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの （7） 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの （8） 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの （9） 局部に神経症状を残すもの	4％

注1　上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2　関節等の説明図

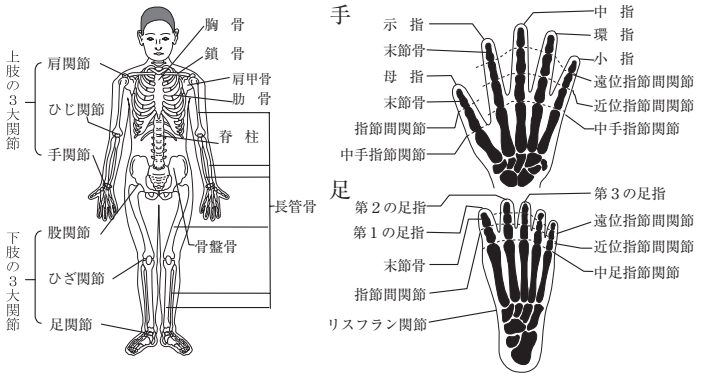

別表3　骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った部位

1．長管骨（*1）または脊柱

2．長管骨（*1）に接続する上肢または下肢の三大関節部分（*2）

3．肋骨または胸骨（*3）

4．顎骨または顎関節（*4）

（*1）長管骨とは、上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

（*2）三大関節部分とは、肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。

（*3）体幹部を固定した場合に限ります。

（*4）三内式シーネ等で上下顎を固定した場合に限ります。

（別表4省略）

別表５　保険金請求書類

保険金種類 / 提出書類	死亡	後障遺害	入院	手術	通院
１．保険金請求書	○	○	○	○	○
２．保険証券	○	○	○	○	○
３．当会社の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
４．公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書	○	○	○	○	○
５．死亡診断書または死体検案書	○				
６．後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書		○	○	○	○
７．入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類			○		○
８．死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書	○				
９．被保険者の印鑑証明書		○	○	○	○
10．被保険者の戸籍謄本	○				
11．法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）	○				
12．委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）	○	○	○	○	○
13．その他当会社が第28条（保険金の支払時期）⑴に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	○	○	○	○	○

注　保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

２．スポーツ安全協会傷害保険特約【全加入区分共通】

第１条（保険金を支払う場合）

⑴　当会社は、被保険者が日本国内において自己の所属する社会教育関係団体の管理下において、団体活動（＊1）を行っている間に普通約款（＊2）第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下において被った傷害に対しては保険金を支払いません。

⑵　⑴の社会教育関係団体の管理下における団体活動には、被保険者が団体活動を行うための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

（＊1）日時、場所および内容等を定めた団体の活動計画に基づいて、第3条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動（＊3）をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊2）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

（＊3）スポーツ安全保険特約書記載の場合を除き、当該団体の被保険者が単独で行う活動（＊4）は含みません。

（＊4）単独で行う活動とは、当該団体の他の被保険者がいない活動をいいます。

第２条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて 180 日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額の 50％に相当する額を追加して被保険者に支払います。

第３条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	社会教育関係団体	社会教育法にいう社会教育活動を行う団体をいいます。
②	A種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ｱ. 中学生以下の者（＊1）が行う文化活動またはスポーツ活動 ｲ. 高校生以上の者（＊2）が行う文化活動 ｳ. 団体構成員の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義または講習型のスポーツ教室におけるスポーツ活動（＊3） ⑺ 実施する教室ごとに、募集要綱に基づいて参加者を募集していること。 ⑴ 活動場所に指導者がおり、参加者を指導または監督していること。 ⑼ 予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が 3か月以内であること。
③	B種の活動	65歳以上の者が行う親睦、交流または健康保持を目的とした老人クラブ等におけるスポーツ活動（＊3）をいいます。

④	C種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ｱ. 高校生以上の者（＊2）が行うスポーツ活動（＊3） ｲ. 高校生以上の者（＊2）が行う中学生以下の者または特別支援学校高等部の生徒に対する実技指導、理論指導またはその補助となるスポーツ活動（＊3）
⑤	D種の活動	山岳登はん（＊4）、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊5）操縦（＊6）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊7）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動（＊8）をいいます。
⑥	社会教育関係団体の管理下	社会教育関係団体の指導監督者の指揮、監督および指導下をいいます。
⑦	社会教育関係団体の指導監督者	社会教育関係団体の会長、部長、監督、キャプテン等で、その団体の指揮、監督および指導を行っている者をいいます。
⑧	学校または保育所の管理下	学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。 ｱ. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 ｲ. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ｳ. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合 ｴ. 通常の経路および方法により通学する場合（＊9） ｵ. 学校が管理する寄宿舎にある場合
⑨	スポーツ活動	「運動競技」、「身体運動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。
⑩	文化活動	スポーツ活動以外の社会教育活動をいいます。
⑪	自宅	被保険者の居住の用に供する建物（＊10）をいいます。 ただし、アパート、マンション等の共同住宅においてはドアより内側の専用居住区画（＊11）をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物（＊12）をいいます。

（＊1） 特別支援学校高等部の生徒を含みます。
（＊2） 特別支援学校高等部の生徒を除きます。
（＊3） 文化活動を行っている場合も含みます。
（＊4） ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
（＊5） グライダーおよび飛行船を除きます。
（＊6） 職務として操縦する場合を除きます。
（＊7） モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（＊13）を除きます。
（＊8） 文化活動および危険度の高いスポーツ活動以外のスポーツ活動を行っている場合も含みます。
（＊9） 住居と学校外において前記ｱ.の授業もしくは前記ｲ.の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。
（＊10）敷地を含みます。
（＊11）専用使用権のある共用部分を含みます。
（＊12）敷地を含みません。
（＊13）パラプレーン等をいいます。

第４条（A 種、B 種、C 種および D 種の団体の活動内容の関係）
当会社は、第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、第３条（用語の定義）の表の②、③または④に規定する活動を行う被保険者が、同条の表の⑤に規定する危険度の高いスポーツ活動を行っている間に被った傷害については、保険金を支払いません。

第５条（保険責任の始期および終期）
当会社の保険責任は、普通約款第11条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第６条（被保険者の異動）
(1) 保険期間の中途において被保険者を増員または減員する場合には、保険契約者は、書面により増員者または減員者の氏名、年齢（＊1）、性別を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。
(2) 当会社は、(1) の増員者に対しては、保険期間1年間に対する保険料を請求し、また (1) の減員者に対しては、既に払い込まれた保険料は返還しません。
(3) 当会社は、(2) の保険料を領収するまでの間に生じた事故による増員者の傷害については、保険金を支払いません。
(4) 普通約款第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2) および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
（＊1）年齢または生年月日等の年齢に相当する事項をいいます。

第７条（保険金の請求）
(1) 第２条（後遺障害保険金の追加支払）における当会社に対する保険金請求権は、同条の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行使できるものとします。
(2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第27条（保険金の請求）(2) に規定する書類のほか、社会教育関係団体の指導監督者が発行する事故証明書を提出しなければなりません。

第８条（普通約款の適用除外）

普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第4条（保険金を支払わない場合－その2）
②	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
③	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）

第９条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇　所	読み替え前	読み替え後
第30条（時効）	第27条（保険金の請求）（1）	第27条（保険金の請求）（1）およびこの特約第７条（保険金の請求）（1）

第 10 条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

3. 熱中症危険担保特約【(AW区分の一部を除き）全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外 】

(1)　当会社は、普通約款（＊1）第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定にかかわらず、この特約により、保険期間中に被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合には、普通約款に規定する死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金および通院保険金を支払います。

(2)　この特約が付帯された保険契約において、普通約款における傷害には日射または熱射による身体の障害を含むものとします。

（＊1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

4. 細菌性食中毒等担保特約【(AW区分の一部を除き）全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外 】

第１条（普通約款の読み替え）

当会社は、普通約款（＊1）第２条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「(2)（1）の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状（＊2）を含みます。」

（＊1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この保険契約に特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約または特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約が付帯されている場合には、その特約の規定に従い保険金を支払うべき特定感染症による中毒症状に対しては、保険金を支払いません。

第３条（普通約款との関係）

この特約に規定していない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

5. スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）【AW区分限定】

第１章　傷害担保条項

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が日本国内において、普通約款（＊1）第２条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この担保条項、第３章基本条項および普通約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下において被った傷害に対しては保険金を支払いません。

（＊1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、下表に規定する危険度の高いスポーツ活動を行っている間に被った傷害については、保険金を支払いません。

＜危険度の高いスポーツ活動＞
山岳登はん（＊1)、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊2）操縦（＊3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動をいいます。

（＊1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
（＊2）グライダーおよび飛行船を除きます。
（＊3）職務として操縦する場合を除きます。
（＊4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（＊5）を除きます。
（＊5）パラプレーン等をいいます。

第３条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、後遺障害保険金を支払った場合で、後遺障害保険金の支払事由となった第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に50％を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

第４条（保険金の請求）

第３条（後遺障害保険金の追加支払）における当会社に対する保険金請求権は、同条の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時から発生し、これを行使できるものとします。

第2章　賠償責任担保条項

第１条（保険金を支払う場合）

(1)　当会社は、被保険者または被保険者の親権者もしくはその他の法定の監督義務者（＊1）が、下表に掲げる偶然な事故（＊2）のいずれかにより、他人の身体の障害（＊3）または他人の財物の損壊（＊4）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この担保条項、第３章基本条項および普通約款の規定に従い、保険金を支払います。ただし、学校または保育所の管理下における事故による損害に対しては保険金を支払いません。

①	住宅（＊5）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
②	被保険者の日常生活（＊6）に起因する偶然な事故

(2)　(1) の被保険者と被保険者の親権者もしくはその他の法定の監督義務者との続柄は、損害の原因となった事故発生の時におけるものをいいます。

（＊1）責任無能力者を含みません。以下この特約において「被保険者等」といいます。
（＊2）以下この担保条項において「事故」といいます。
（＊3）傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。以下この担保条項において同様とします。
（＊4）財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
（＊5）被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。またこの住宅の敷地内（＊7）の動産および不動産を含みます。以下この担保条項において同様とします。
（＊6）住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
（＊7）囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。

第２条（保険金を支払わない場合）

(1)　当会社は、下表に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者（＊1）または被保険者等の故意
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊2）
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	核燃料物質（＊3）もしくは核燃料物質（＊3）によって汚染された物（＊4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
⑤	②から④までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
⑥	④以外の放射線照射または放射能汚染
⑦	下表に規定する危険度の高いスポーツ活動中の事故 ＜危険度の高いスポーツ活動＞ 山岳登はん（＊5）、アメリカンフットボール、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊6）操縦（＊7）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊8）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険度の高いスポーツ活動をいいます。

(2)　当会社は、被保険者が下表に掲げる損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

①	被保険者等の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
②	専ら被保険者等の職務の用に供される動産または不動産（＊9）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
③	被保険者等と同居する親族に対する損害賠償責任
④	被保険者等の使用人が被保険者等の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者等が家事使用人として使用する者については、この規定は適用しません。
⑤	被保険者等と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑥	被保険者等が所有、使用または管理する財物の損壊（＊10）について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
⑦	被保険者等の心神喪失に起因する損害賠償責任
⑧	被保険者等または被保険者等の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑨	航空機、船舶（＊11）、車両（＊11）または銃器（＊12）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

（＊1）　保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
（＊2）　群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
（＊3）　使用済燃料を含みます。
（＊4）　原子核分裂生成物を含みます。
（＊5）　ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。
（＊6）　グライダーおよび飛行船を除きます。
（＊7）　職務として操縦する場合を除きます。
（＊8）　モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（＊13）を除きます。
（＊9）　住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。

（∗10）財物の滅失、損傷または汚損をいいます。
（∗11）原動力が専ら人力であるものを除きます。
（∗12）空気銃を除きます。
（∗13）パラプレーン等をいいます。

第３条（支払保険金の範囲）

当会社が被保険者等に支払う保険金の範囲は、下表に掲げるものに限ります。

①	被保険者等が被害者に支払うべき損害賠償金
②	第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者等が第７条（事故が発生した場合の被保険者の義務）(1) の表の②に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用のうち社会通念上必要または有益であったと認められる費用および同条 (1) の表の③の手続のために必要な費用
③	②の損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者等に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者等が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に必要とした費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
④	損害賠償責任の解決について、被保険者等が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に必要とした費用
⑤	損害賠償責任の解決について、被保険者等が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に必要とした費用
⑥	第５条（当会社による解決）に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者等が直接必要とした費用

第４条（保険金の支払額）

当会社が１回の事故について支払うべき保険金の額は、下表の金額の合計額とします。

①	第３条（支払保険金の範囲）の表の①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額（∗1）を超過する場合には、その超過した額。ただし、保険金額（∗2）を支払の限度とします。
②	第３条の表の②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条の表の④および⑤の費用は、同条の表の①の損害賠償金の額が保険金額（∗2）を超える場合は、保険金額（∗2）の同条の表の①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

（∗1）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。
（∗2）保険証券記載のこの担保条項の保険金額をいいます。

第５条（当会社による解決）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者等に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者等は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第６条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

(1) 他の保険契約等（∗1）がある場合において、支払責任額（∗2）の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等（∗1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（∗2）
②	他の保険契約等（∗1）から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額から、他の保険契約等（∗1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（∗2）を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額（∗3）の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額（∗3）を差し引いた額とします。

（∗1）第１条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（∗2）他の保険契約等（∗1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
（∗3）支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。

第７条（事故が発生した場合の被保険者の義務）

(1) 保険契約者または被保険者等は、第１条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、下表に掲げる事項を履行しなければなりません。

①	事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて 30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
②	事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
③	被保険者等が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全または行使について必要な手続を行うこと。
④	あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、第１条の事故が発生した場合に、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
⑤	損害賠償に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに書面により当会社に通知すること。

⑥	他の保険契約等（＊1）の有無および内容（＊2）について遅滞なく当会社に通知すること。
⑦	①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。

(2)　保険契約者または被保険者等が正当な理由がなく（1）の表の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、下表の金額をそれぞれ控除して支払額を決定します。

①	（1）の表の①、⑤、⑥または ⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
②	（1）の表の②に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③	（1）の表の③に違反した場合は、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額
④	（1）の表の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

（＊1）第１条の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（＊2）既に他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第８条（保険金の請求）

(1)　この担保条項における当会社に対する保険金請求権は、被保険者等が被害者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者等と被害者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2)　被保険者等が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	当会社の定める事故状況報告書
②	示談書その他これに代わるべき書類
③	損害を証明する書類
④	損害賠償金の支払または被害者の承諾があったことを示す書類
⑤	その他当会社が第９条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3)　当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者等に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4)　保険契約者または被保険者等が、正当な理由がなく（3）の規定に違反した場合または（2）もしくは（3）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第９条（保険金の支払時期）

(1)　当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被保険者等に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等（＊2）の有無および内容、損害について被保険者等が有する損害賠償請求権その他債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)　(1) の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて下表に掲げる日数（＊3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者等に対して通知するものとします。

①	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（＊4）　180 日
②	（1）の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会　90 日
③	（1）の表の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会　120 日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）の表の①から⑤までの事項の確認のための調査　60 日
⑤	（1）の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180 日

(3)　(1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者等が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（＊5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4)　(1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者等と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（＊1）被保険者等が第８条（保険金の請求）(2) の規定による手続を完了した日をいいます。

（∗2）第１条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（∗3）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（∗4）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（∗5）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（代位）

(1)　損害が生じたことにより被保険者等が損害賠償請求権その他の債権（∗1）を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者等が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者等が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2)　(1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者等が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3)　保険契約者および被保険者等は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（∗1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第11条（先取特権）

(1)　被害者は、被保険者等の当会社に対する保険金請求権（∗1）について先取特権を有します。
(2)　当会社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者等に支払う場合。ただし、被保険者等が賠償した金額を限度とします。
②	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者等の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合
③	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、被害者が (1) の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合
④	被保険者等が被害者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者等に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者等に支払う場合。 ただし、被害者が承諾した金額を限度とします。

(3)　保険金請求権（∗1）は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（∗1）を質権の目的とし、または (2) の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2) の表の①または④の規定により被保険者等が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

（∗1）第３条（支払保険金の範囲）の表の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第３章　基本条項

第１条（用語の定義）

この特約において学校または保育所の管理下とは、学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における下表の場合をいいます。

①	学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合
②	学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
③	休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
④	通常の経路および方法により通学する場合（∗1）
⑤	学校が管理する寄宿舎にある場合

（∗1）住居と学校外において①の授業もしくは②の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。

第２条（保険責任の始期および終期）

当会社の保険責任は、普通約款第11条（保険責任の始期および終期）(1) の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前０時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第３条（被保険者の異動）

(1)　保険期間の中途において被保険者を増員または減員する場合には、保険契約者は、書面により増員者または減員者の氏名、年齢（∗1）、性別を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。
(2)　当会社は、(1) の増員者に対しては、保険期間１年間に対する保険料を請求し、また (1) の減員者に対しては、既に払い込まれた保険料は返還しません。
(3)　当会社は、(2) の保険料を領収するまでの間に生じた事故による増員者の傷害については、保険金を支払いません。
(4)　普通約款第23条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2) および第25条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合であっても、当会社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
（∗1）年齢または生年月日等の年齢に相当する事項をいいます。

第４条（普通約款の適用除外）

この特約の次の担保条項については、普通約款の次の規定を適用しません。

①　第１章傷害担保条項

ｱ.	第４条（保険金を支払わない場合－その２）
ｲ.	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
ｳ.	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）

②　第２章賠償責任担保条項

ｱ.	第３条（保険金を支払わない場合－その１）
ｲ.	第４条（保険金を支払わない場合－その２）
ｳ.	第13条（職業または職務の変更に関する通知義務）
ｴ.	第22条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）（2）および（5）
ｵ.	第26条（事故の通知）
ｶ.	第27条（保険金の請求）
ｷ.	第28条（保険金の支払時期）
ｸ.	第29条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）
ｹ.	第31条（代位）
ｺ.	第32条（死亡保険金受取人の変更）

第５条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を次のとおり読み替えて適用します。

①　第１章傷害担保条項

箇所	読み替え前	読み替え後
第30条（時効）	第27条（保険金の請求）（1）	第27条（保険金の請求）（1）およびこの特約第１章傷害担保条項第４条（保険金の請求）

②　第２章賠償責任担保条項

	箇所	読み替え前	読み替え後
ｱ.	第１条（用語の定義）の表の危険	傷害の発生の可能性	損害の発生の可能性
ｲ.	第 11 条（保険責任の始期および終期）(3) および第 22 条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	事故による傷害	事故による損害
ｳ.	第 12 条（告知義務）(3) の表の③	第２条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	事故が発生する前に
ｴ.	第 12 条 (4)	傷害の発生した後に	損害の発生した後に
ｵ.	第 12 条 (5)	発生した傷害	発生した損害
ｶ.	第 19 条（重大事由による解除）(1) の表の①	傷害を生じさせ	損害を生じさせ
ｷ.	第 19 条 (3)	傷害（＊3）	損害
ｸ.	第 30 条（時効）	第 27 条（保険金の請求）(1)	この特約第２章賠償責任担保条項第８条（保険金の請求）(1)

第６条（重大事由による解除の特則）

(1)　第２章賠償責任担保条項については、当会社は、保険契約者または被保険者等が、普通約款第 19 条（重大事由による解除）(1) の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（＊1）を解除することができます。

(2)　(1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3)　(1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、下表の損害については適用しません。

①	普通約款第 19 条 (1) の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれにも該当しない被保険者等に生じた損害
②	普通約款第 19 条 (1) の表の③ｱ.からｳ.までまたはｵ.のいずれかに該当する被保険者等に生じた損害賠償金の損害

（＊1）被保険者が該当する場合には、その被保険者等に係る部分に限ります。被保険者の親権者またはその他の法定の監督義務者が該当する場合には、その親権者またはその監督義務者に係る部分に限ります。

第７条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

6. 通院保険金支払限度日数変更特約

第１条（用語の定義）

この特約において、下表の用語の意味は、次の定義によります。

用　語	定　義
通院保険金 支払限度日数	普通約款（＊1）第８条（通院保険金の支払）(1) に規定する通院保険金を支払う限度とする日数をいいます。

（＊1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（通院保険金支払限度日数の変更）

当会社は、この特約により、普通約款第８条（通院保険金の支払）(1) の規定にかかわらず、通院保険金支払限度日数は 30 日とします。

第３条（普通約款の読み替え）

この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第 27 条（保険金の請求）(1) の表の⑤	通院保険金の支払われる日数が90日に達した時	通院保険金の支払われる日数が30日に達した時

7. 通院保険金の支払要件変更に関する特約

(1)　当会社は、この特約により傷害保険普通保険約款第８条（通院保険金の支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

①同条（2）を次のとおり読み替えて適用します。

「(2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被った別表３に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（＊2）を常時装着したときは、その日数について、(1) の通院をしたものとみなします。」

②同条（＊2）を次のとおり読み替えて適用します。

「（＊2）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。」

(2)　当会社は、この特約により傷害保険普通保険約款別表３の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「別表３　ギプス等の常時装着により通院をしたものとみなす部位

１．長管骨または脊柱
２．長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(*1)を装着した場合に限ります。
３．肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等（＊1）を装着した場合に限ります。

（＊1）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

注　１．から３．までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の３大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表２の注２の図に示すところによります。」

8. 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約【全加入区分共通】

第１条（戦争危険等免責の一部修正）

(1)　当会社は、この特約に従い、普通約款（＊1）第３条（保険金を支払わない場合－その1）(1) の表の ⑨の規定を次のとおり読み替えて適用します。

「⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（＊4）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯するものがその主義または主張に関して行う暴力的行動をいいます。）を除きます。」

(2)　当会社は、普通約款第３条 (1) の表の⑨以外の規定およびこの保険契約に付帯された他の特約に、普通約款第３条 (1) の表の⑨と同じ規定がある場合には、その規定についても (1) と同様に読み替えて適用します。

（＊1）傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。

第２条（この特約の解除）

当会社は、第１条（戦争危険等免責の一部修正）(1) により読み替えた普通約款第３条（保険金を支払わない場合－その1）(1) の表の⑨のただし書の危険が著しく増加しこの保険契約の引受範囲（＊1）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（＊1）保険契約を引き受けできる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第３条（特約解除の効力）
第２条（この特約の解除）の規定により当会社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第１条（戦争危険等免責の一部修正）(1) および (2) の読み替えはなかったものとします。

9. 共同保険に関する特約（傷害保険用）【全加入区分共通】

第１条（独立責任）
この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）
保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
② 保険料の収納および受領または返戻
③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧ 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）
この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）
この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

10. 突然死葬祭費用担保特約【(AW区分の一部を除き) 全加入区分共通 ※AW区分の「団体活動中およびその往復中以外の事故」は対象外】

第１条（保険金を支払う場合）
(1) 当会社は、被保険者が日本国内において自己の所属する社会教育関係団体の管理下において、団体活動（＊1）を行っている間に突然死した場合は、被保険者の親族が葬祭費用を負担することによって被る損害（＊2）に対して、この特約、スポーツ安全協会特約（＊3）および普通約款（＊4）の規定に従い、下表の葬祭費用保険金額を限度としてその費用の負担者に、保険金（＊5）を支払います。ただし、学校または保育所の管理下における突然死によって被った損害に対しては保険金を支払いません。

葬祭費用保険金額	１８０万円

(2) (1) の突然死とは下表のいずれかに該当する死亡のうち、別表に掲げる死因（＊6）によるものをいいます。

①	団体活動中の死亡
②	団体活動中に顕著な体調変化（＊7）が確認され、その時（＊8）から24時間以内の死亡。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限ります。

(3) (2) の表の②の死亡には、顕著な体調変化の時（＊8）から24時間経過時点で延命または集中治療（＊9）を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
(4) (1) の社会教育関係団体の管理下における団体活動には、被保険者が団体活動を行うための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。

（＊1） 日時、場所および内容等を定めた団体の活動計画に基づいて、スポーツ安全協会特約第３条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動（＊10）をいいます。以下この特約において同様とします。
（＊2） 生前中に発生した損害は含みません。
（＊3） スポーツ安全協会傷害保険特約をいいます。以下この特約において同様とします。
（＊4） 傷害保険普通保険約款をいいます。以下この特約において同様とします。
（＊5） 葬祭費用保険金をいいます。以下この特約において同様とします。
（＊6） 医師の診断によります。
（＊7） 被保険者以外の第三者により確認されたものに限ります。以下この特約において同様とします。
（＊8） 第三者により確認された時のうち、最も早い時をいいます。
（＊9） 延命または集中治療とは、病状の回復が見込めない患者に対し人工呼吸や輸血などの医療行為によって延命を目的として行う治療、または、集中治療室における集中治療をいいます。
（＊10）スポーツ安全保険特約書記載の場合を除き、当該団体の被保険者が単独で行う活動（＊11）は含みません。
（＊11）単独で行う活動とは、当該団体の他の被保険者がいない活動をいいます。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款およびスポーツ安全協会特約に規定する事由のほか、普通約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する突然死（＊1）に対しては、保険金を支払いません。

（＊1）第１条（保険金を支払う場合）(2) の突然死をいい、第１条 (3) の規定により死亡に含める「顕著な体調変化の時から24時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡」を含みます。以下この特約において同様とします。

第３条（保険期間と支払責任の関係）

当会社は、被保険者が保険期間中の団体活動により突然死した場合に限り、保険金を支払います。

第４条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等（＊1）がある場合において、支払責任額（＊2）の合計額が、被保険者の親族が負担した費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（＊2）
②	他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金が支払われた場合	被保険者の親族が負担した費用の額から、他の保険契約等（＊1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（＊2）を限度とします。

（＊1）第1条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（＊2）他の保険契約等（＊1）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

第５条（突然死の通知）

(1) 被保険者が突然死した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その突然死の日からその日を含めて 30日以内に突然死の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

(2) (1) の場合において、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等（＊1）の有無および内容（＊2）について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。

(3) 保険契約者または保険金を受け取るべき者は、(1) および (2) のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく (1) から (3) までのいずれかの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（＊1）第１条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

（＊2）既に他の保険契約等（＊1）から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

第６条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者の親族が第１条（保険金を支払う場合）の費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、下表の書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	保険金請求書
②	保険証券
③	突然死したことを証明する医師の診断書または死体検案書
④	被保険者の戸籍謄本
⑤	葬祭費用の支出を証明する書類
⑥	保険金を受け取るべき者の印鑑証明書
⑦	社会教育関係団体の指導監督者が発行する証明書
⑧	保険金を受け取るべき者の戸籍謄本
⑨	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
⑩	その他当会社が第７条（保険金の支払時期）(1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当会社は、費用の額等に応じ、保険契約者または保険金を受け取るべき者に対して、(2) の表に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 保険契約者または保険金を受け取るべき者が､正当な理由がなく (3) の規定に違反した場合または (2) もしくは (3) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第７条（保険金の支払時期）

(1) 当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて 30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、突然死の原因、費用発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額、突然死の事実と費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から ④までのほか、他の保険契約等（＊2）の有無および内容、費用について被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2)　(1) の確認をするため、下表に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日（＊1）からその日を含めて下表に掲げる日数（＊3）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者の親族に対して通知するものとします。

①	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（＊4）　180日
②	(1) の表の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会　90日
③	災害救助法が適用された災害の被災地域における (1) の表の①から ⑤までの事項の確認のための調査　60日
④	(1) の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日

(3)　(1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者の親族が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（＊5）には、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(4)　(1) または (2) の規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者の親族と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

（＊1）保険金を受け取るべき者が第６条（保険金の請求）(2) の規定による手続を完了した日をいいます。
（＊2）第１条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
（＊3）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（＊4）弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
（＊5）必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第８条（代位）

(1)　第１条（保険金を支払う場合）の費用について、被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権（＊1）を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が、被保険者の親族が負担した第１条の費用全額を保険金として支払った場合	被保険者の親族が取得した債権の全額
②	①以外の場合	被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない被保険者の親族が負担した第１条の費用の額を差し引いた額

(2)　(1) の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3)　保険契約者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する (1) または (2) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

（＊1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第９条（保険金を受け取るべき者が複数の場合の取扱い）

(1)　この特約について、保険金を受け取るべき者が２名以上である場合は、当会社は、代表者１名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金を受け取るべき者を代理するものとします。

(2)　(1) の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険金を受け取るべき者の中の１名に対して行う当会社の行為は、他の保険金を受け取るべき者に対しても効力を有するものとします。

第10条（普通約款およびスポーツ安全協会特約の適用除外）

(1)　普通約款の下表の規定は適用しません。

①	第 10 条（他の身体の障害または疾病の影響）
②	第 12 条（告知義務）(4) および (5)
③	第 26 条（事故の通知）
④	第 27 条（保険金の請求）
⑤	第 28 条（保険金の支払時期）
⑥	第 31 条（代位）

(2) スポーツ安全協会特約の下表の規定は適用しません。

①	第４条（Ａ種、Ｂ種、Ｃ種およびＤ種の団体の活動内容の関係）
②	第７条（保険金の請求）
③	第９条（普通約款の読み替え）

第11条（普通約款およびスポーツ安全協会特約の読み替え）

(1) この特約については、普通約款を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第３条（保険金を支払わない場合－その１）(1)	生じた傷害	生じた突然死
②	第３条 (1) の表⑤	被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失	被保険者の心神喪失
③	第 11 条（保険責任の始期および終期）(3) および第 22 条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	生じた事故による傷害	生じた突然死
④	第 19 条（重大事由による解除）(1) の表の①	傷害を生じさせ	突然死を生じさせ
⑤	第 19 条 (3)	傷害（＊3）の発生した	突然死の
⑥	第 19 条 (3)	発生した傷害（＊3）	発生した突然死
⑦	第 29 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）(1)	第 26 条（事故の通知）	この特約第５条（突然死の通知）
⑧	第 29 条 (1)	第 27 条（保険金の請求）	この特約第６条（保険金の請求）
⑨	第 29 条 (1)	傷害の程度の認定	突然死の認定
⑩	第 30 条（時効）	第 27 条（保険金の請求）(1)	この特約第６条（保険金の請求）(1)

(2) この特約については、スポーツ安全協会特約を下表のとおり読み替えて適用します。

箇所	読み替え前	読み替え後
第６条（被保険者の異動）(3)	増員者の傷害については、	増員者の突然死については、

第12条（重大事由による解除の特則）

(1) 当会社は、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通約款第19条（重大事由による解除）(1) の表の③ｱ.からｵ.までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約（＊1）を解除することができます。

(2) (1) の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した突然死による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(3) (1) の規定による解除がなされた場合には、(2) の規定は、普通約款第 19 条 (1) の表の③ｱ. からｳ. までまたはｵ. のいずれにも該当しない保険金を受け取るべき者に生じた損害については適用しません。

（＊1）保険金を受け取るべき者が該当する場合には、その保険金を受け取るべき者に係る部分に限ります。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、スポーツ安全協会特約および普通約款の規定を準用します。

別表　第１条（保険金を支払う場合）(2) の死因

1．心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、心停止、虚血性心疾患（心筋梗塞）、致死性不整脈、大動脈解離、心臓震盪等の心・血管疾患
2．肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患
3．くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞等の脳血管疾患
4．その他不詳の死

11. 後遺障害追加支払等級限定補償特約

(1) 当会社は、この特約により、スポーツ安全協会傷害保険特約第２条（後遺障害保険金の追加支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第２条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、後遺障害保険金を支払った場合（＊1）で、後遺障害保険金の支払事由となった第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額の50％に相当する額を追加して被保険者に支払います。

（＊1）被保険者に、保険金額に普通約款別表２の第１級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（＊2）が支払わ

れるべき後遺障害が生じ、その後遺障害に対して後遺障害保険金を支払った場合に限ります。
（＊2）この額の算出には、普通約款第６条（後遺障害保険金の支払）(6) の規定は適用しません。

⑵　当会社は、この特約により、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）第１章傷害担保条項第３条（後遺障害保険金の追加支払）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第３条（後遺障害保険金の追加支払）

当会社は、後遺障害保険金を支払った場合（＊1）で、後遺障害保険金の支払事由となった第１条（保険金を支払う場合）の傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金に 50％を乗じた額を追加して被保険者に支払います。

（＊1）被保険者に、保険金額に普通約款別表２の第１級に掲げる保険金支払割合を乗じた額以上の額（＊2）が支払われるべき後遺障害が生じ、その後遺障害に対して後遺障害保険金を支払った場合に限ります。
（＊2）この額の算出には、普通約款第６条（後遺障害保険金の支払）(6) の規定は適用しません。

12. 賠償責任保険普通保険約款【全加入区分共通】

賠償責任保険普通保険約款

第１条（保険金を支払う場合）

当会社は、被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊（以下「事故」といいます。）について法律上の損害賠償責任を負担すること（以下「保険事故」といいます。）によって被る損害に対して、保険金を支払います。

第２条（損害の範囲）

当会社が保険金を支払う前条の損害は、次のいずれかに該当するものに限ります。

①　法律上の損害賠償金

法律の規定に基づき被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出をいいます。被保険者が弁済によって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。

②　争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。

③　損害防止軽減費用

第12条（事故の発生）(1) ③の規定に基づき被保険者が他人から損害の賠償を受ける権利の保全もしくは行使について必要な手続を行いまたは既に発生した事故に係る損害の発生もしくは拡大の防止について必要なその他の手段を講じた場合（④に規定する場合を除きます。）において、被保険者がその手続または手段のために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用をいいます。

④　緊急措置費用

第12条 (1) ③の規定に基づき被保険者が必要な手続を行いまたは手段を講じた後に損害賠償責任を負担しないことが判明した場合において、被保険者が支出した応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用または当会社の書面による同意を得て支出したその他の費用をいいます。

⑤　協力費用

第13条（損害賠償請求解決のための協力）(1) の規定に基づき当会社が被保険者に代わって被害者による損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が当会社の求めに応じて協力するために支出した費用をいいます。

第３条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用　語	定　義
身体の障害	人の傷害および疾病ならびにこれらに起因する後遺障害および死亡をいいます。
財物	財産的価値のある有体物をいいます。「有体物」とは、有形的存在を有する固体、液体または気体をいい、データ、ソフトウエアもしくはプログラム等の無体物、漁業権、特許権もしくは著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。
損壊	滅失、破損または汚損をいいます。「滅失」とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。「破損」とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。「汚損」とは、財物が予定または意図されない事由によって汚れることによりその客観的な経済的価値を減少させることをいいます。
売上高	保険期間中に被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。
完成工事高	保険期間中に被保険者が完成させる工事に関する税込収益の総額をいいます。
賃金	保険期間中に被保険者が労働の対価として被用者に支払う税込金銭の総額をいいます。
入場者	保険期間中に施設に入場する利用者の総数をいいます。
他の保険契約等	第１条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。

第４条（責任の限度）

⑴　当会社は、法律上の損害賠償金については、1回の事故について、その額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して保険金を支払います。ただし、当会社が支払う保険金の額は、保険証券に記載された支払限度額（以下「支払限度額」といいます。）を限度とします。
⑵　当会社は、争訟費用については、その全額に対して保険金を支払います。ただし、法律上の損害賠償金の額が

支払限度額を超える場合は、次の算式により算出される金額のみに対して保険金を支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{争訟費用の額} \times \frac{\text{支払限度額}}{\text{法律上の損害賠償金の額}}$$

(3) 当会社は、損害防止軽減費用、緊急措置費用および協力費用については、それらの全額に対して保険金を支払います。

第５条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

(2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後であっても、当会社は、保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第６条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2) の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）

③ 保険契約者または被保険者が事故による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、当会社は、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4) の規定は、(2) に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。

第７条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意

② 戦争（宣戦の有無を問いません。）、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議

③ 地震、噴火、洪水、津波または高潮

第８条（保険金を支払わない場合）

当会社は、特約を付帯した場合を除き、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任

④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

⑤ 排水または排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任

第９条（調査）

(1) 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。

(2) 当会社は、保険期間中いつでも (1) の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

第10条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社への通知は必要ありません。

(2) (1) の事実の発生によって危険増加（告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。）が生じた場合において、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって遅滞なく (1) の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2) の規定は、当会社が (2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
(4) (2) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
(5) (4) の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した事故による損害には適用しません。
(6) (2) の規定にかかわらず、(1) の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲（保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(7) (6) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、第19条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第11条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第12条（事故の発生）

(1) 保険事故またはその原因となるべき偶然な事故が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑤までのすべての事項を履行しなければなりません。
① 事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所･氏名を、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく当会社に書面により通知すること。
② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
③ 他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の保全または行使について必要な手続をすることおよび既に発生した事故に係る損害の発生または拡大を防止するために必要なその他の一切の手段を講じること。
④ あらかじめ当会社の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。なお、応急手当、護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合または提起された場合は、直ちにその旨を当会社に通知すること。
(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく (1) に規定する義務に違反した場合は、当会社は、第１条（保険金を支払う場合）の損害の額から次の金額を差し引いて保険金を支払います。
① (1) ①、②または⑤に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
② (1) ③に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
③ (1) ④に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額

第13条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
(2) 被保険者が正当な理由なく (1) の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第14条（保険料の精算）

(1) 保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められる場合は、保険契約者は、保険契約の終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類を当会社に提出しなければなりません。
(2) 当会社は、保険期間中および保険契約の終了後 1年間に限り、保険契約者または被保険者の書類のうち保険料を算出するために必要と認めるものをいつでも閲覧することができるものとします。
(3) (1) および (2) の書類に基づいて算出された保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、最低保険料とします。）と当会社が既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、当会社は、遅滞なく、その差額を保険契約者に請求しまたは返還します。

第15条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者による詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第18条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③　①および②に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①および②の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2)　(1) の規定による解除が事故による損害の発生後になされた場合であっても、(1) ①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第19条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1)　第６条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。

(2)　第10条（通知義務）(2) の危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間（危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。

(3)　保険契約者が (1) または (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。）は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4)　(1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5)　(4) の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害には適用しません。

(6)　(1) および (2) に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。

(7)　(6) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に発生した事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第21条（保険料の返還－無効または失効の場合）

(1)　第15条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2)　保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第22条（保険料の返還－取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第23条（保険料の返還－解除の場合）

(1)　第６条（告知義務）(2)、第10条（通知義務）(2) もしくは (6)、第18条（重大事由による解除）(1) または第20条（保険料の返還または請求－告知義務･通知義務等の場合）(3) の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2)　第17条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間(保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。)に対して別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険料が売上高、完成工事高、賃金または入場者等に対する割合によって定められたものであるときは、第14条（保険料の精算）(3) の規定に基づいて保険料を精算します。

第24条（先取特権－法律上の損害賠償金）

(1)　第１条（保険金を支払う場合）の事故につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「被害者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第２条（損害の範囲）①の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。

(2)　当会社が第２条①の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限ります。

①　被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済した後に、当会社から被保険者に支払う場合（被保険者が弁済した金額を限度とします。）

②　被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当会社から直接、被害者に支払う場合

③　被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、被害者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当会社から直接、被害者に支払う場合

④　被保険者が被害者に対して賠償債務を弁済する前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを被害者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（被害者が承諾した金額を限度とします。）

(3)　保険金請求権は、被害者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または (2) ③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2) ①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第25条（保険金の請求）

(1)　被保険者の保険金請求権は、第２条（損害の範囲）①の損害に対するものは保険事故による損害が発生した時に、同条②から⑤までの損害に対するものは被保険者が費用を支出した時に、それぞれ発生します。

(2)　被保険者の保険金請求権は、次に定める時から、これを行使できるものとします。
①　第２条①の損害に対するものは、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者の間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第１条（保険金を支払う場合）の損害の額が確定した時
②　第２条②から⑤までの損害に対するものは、第１条の損害の額が確定した時
(3)　被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
①　保険金の請求書
②　被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
③　被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
④　被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
⑤　第２条②から⑤までの費用の支出を証する領収書または精算書
⑥　その他当会社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
(4)　当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(3) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
(5)　保険契約者または被保険者が正当な理由なく（4）に規定する義務に違反した場合または（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第26条（保険金の支払時期）

(1)　当会社は、被保険者が前条（3）に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
①　保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②　保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③　保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
④　保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤　①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
(2)　(1) の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1) の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
①　(1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）　180日
②　(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会　90日
③　災害救助法が適用された災害の被災地域における（1）①から⑤までの事項の確認のための調査　60日
④　(1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査　180日
(3)　(1) および (2) に掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

第27条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
①　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
②　他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第28条（時効）

保険金請求権は、第25条（保険金の請求）(2) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第29条（代位）

(1)　損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。
①　当会社が損害額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する (1) の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第30条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条（準拠法）

この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

13. 施設所有（管理）者特別約款【全加入区分共通】

第１条（保険金を支払う場合）

(1) 当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。
① 保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が所有、使用または管理する保険証券記載の不動産または動産（以下「施設」といいます。）
② 施設の用法に伴う記名被保険者にかかる保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます。）の遂行

(2) この特別約款において、被保険者とは、次の者をいいます。
① 記名被保険者
② 記名被保険者の使用人
③ 記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関
④ 記名被保険者が法人以外の社団である場合は、その構成員
⑤ 記名被保険者が自然人である場合は、その同居の親族

(3) 被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第１条の「他人」とみなしません。ただし、記名被保険者が (2) ②から④までの者に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合は、その (2) ②から④までの者を「他人」とみなします。

(4) 当会社は、(1) の事由に起因する事故が保険証券記載の保険期間中に日本国内（保険証券の「適用地域」欄にこれと異なる記載がある場合は、その地域とします。）において発生した場合に限り、保険金を支払います。

第２条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通保険約款第７条①および第８条③の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。
① 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓または業務用もしくは家事用器具からの蒸気または水の漏出・いっ出
② スプリンクラーからの内容物の漏出・いっ出
③ 建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込み
④ 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事
⑤ 次に掲げるものの所有、使用または管理
ア．自動車、原動機付自転車または航空機
イ．施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物
⑥ 記名被保険者の占有を離れた次に掲げるもの
ア．商品または飲食物
イ．施設外にあるアに規定するもの以外の財物（仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材を除きます。）
⑦ 仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要するときは引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後に仕事の結果に起因して発生した事故。ただし、仕事が行われた場所に放置または遺棄された機械、装置または資材については、この規定を適用しません。

第３条（管理下財物免責の修正）

この特別約款において、普通保険約款第８条（保険金を支払わない場合）②の規定は、次のとおり読み替えます。
「② 次の賠償責任
ア．記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
イ．記名被保険者以外の被保険者が所有、使用または管理する財物（アに規定する財物を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任。ただし、この規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。」

第４条（１事故の定義）

同一の原因または事由に起因して発生した一連の事故は、発生の時もしくは場所または被害者の数にかかわらず、「１事故」とみなし、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとみなします。

第５条（読替規定）
　この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第６条（告知義務）(1)、(2) および (3) ③、第10条（通知義務）(1) および (2) ならびに第14条（保険料の精算）(2)	被保険者	記名被保険者

第６条（普通保険約款等との関係）
　この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。

【2018 年 1 月 1 日商品改定に伴う経過措置】
１事故の定義の適用にあたっては、改定前商品で更新されたならば保険金支払の対象となったであろうと認められる事故について、更新後に発生した一連の事故のうち最初の事故を、１事故の定義における最初の事故とみなします。

施設の明細：	1. 名　　称：	保険証券の被保険者欄に記載の者が属するスポーツ活動団体等の社会教育関係団体の活動地域（但し、日本国内に限る）
	2. 所　　在：	
	3. 構造及び用法：	
	4. 所有、賃借、管理等の別：	
仕事の内容：		保険証券の被保険者欄に記載の者が、日本国内において、自己の所属するスポーツ活動団体等の社会教育関係団体の管理下で行うスポーツ活動等の団体活動

14.スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項【全加入区分共通】

第１条（読替規定）
　施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）(1) の規定は、次のとおり読み替えます。
「(1)　当会社が保険金を支払う賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の損害は、次のいずれかの事由に起因するものに限ります。
　①　保険証券記載の記名被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が日本国内において、自己の所属する社会教育関係団体の管理下において行う団体活動（日時・場所・内容等を定めた団体の活動計画に基づいて、第３条（用語の定義）の表の②から⑤までにそれぞれ規定する団体として行う活動をいいます。以下同様とします。）団体活動には、記名被保険者がその活動を行うための所定の場所と自宅との経路の往復中を含み、スポーツ安全保険特約書記載の場合を除き、その団体の記名被保険者が単独で行う活動（その団体の他の記名被保険者がいない活動をいいます。）は含みません。
　②　団体活動を行うために記名被保険者が所有、使用または管理する動産」

第２条（被保険者の範囲等）
(1)　この保険契約において、加入依頼手続きの際に提出された団体員名簿に記載された記名被保険者が責任無能力者である場合は、その者の法定監督義務者である個人を被保険者として、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。ただし、第１条（読替規定）によって読み替えられた特別約款第１条（保険金を支払う場合）(1)、第３条（用語の定義）⑪および第６条（記名被保険者の異動）の規定を除きます。
(2)　特別約款第１条（2）②から⑤の規定は適用しません。
(3)　特別約款第１条（3）の規定にかかわらず、被保険者相互間における他の被保険者は、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）の「他人」とみなします。ただし、これによって普通保険約款第４条（責任の限度）(1) に定める支払限度額が増額されるものではありません。

第３条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	用　語	定　義
①	社会教育関係団体	社会教育法にいう社会教育活動を行う団体をいいます。
②	A種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ｱ. 中学生以下の者（特別支援学校高等部の生徒を含みます。）が行う文化活動またはスポーツ活動 ｲ. 高校生以上の者（特別支援学校高等部の生徒を除きます。）が行う文化活動 ｳ. 団体構成員の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義または講習型のスポーツ教室におけるスポーツ活動（文化活動を行っている場合も含みます。） （ｱ）実施する教室ごとに、募集要綱に基づいて参加者を募集していること。 （ｲ）活動場所に指導者がおり、参加者を指導または監督していること。 （ｳ）予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が３か月以内であること。
③	B種の活動	65歳以上の者が行う親睦、交流または健康保持を目的とした老人クラブ等におけるスポーツ活動（文化活動を行っている場合を含みます。）をいいます。
④	C種の活動	以下のいずれかの活動をいいます。 ｱ. 高校生以上の者（特別支援学校高等部の生徒を除きます。）が行うスポーツ活動（文化活動を行っている場合を含みます。） ｲ. 高校生以上の者（特別支援学校高等部の生徒を除きます。）が行う中学生以下の者または特別支援学校高等部の生徒に対する実技指導、理論指導またはその補助となるスポーツ活動（文化活動を行っている場合を含みます。）
⑤	D種の活動	次のものまたはこれらに類する危険度の高いスポーツ活動（文化活動または危険度の高いもの以外のスポーツ活動を行っている場合を含みます。）をいいます。 ｱ. 山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。） ｲ. アメリカンフットボール ｳ. リュージュ、ボブスレー、スケルトン ｴ. 航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）の操縦。ただし、職務として操縦する場合を除きます。 ｵ. スカイダイビング ｶ. ハンググライダー、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）またはジャイロプレーンへの搭乗
⑥	社会教育関係団体の管理下	社会教育関係団体の指導監督者の指揮、監督および指導下をいいます。
⑦	社会教育関係団体の指導監督者	社会教育関係団体の会長、部長、監督、キャプテン等で、その団体の指揮、監督および指導を行っている者をいいます。
⑧	学校または保育所の管理下	学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校または児童福祉法に基づく保育所における次の場合をいいます。 ｱ. 学校教育法の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業または保育所の保育を受けている場合 ｲ. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合 ｳ. 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合 ｴ. 通常の経路および方法により通学する場合（住居と学校外において前記ｱ. の授業もしくは前記ｲ. の課外指導が行われる場所またはその場所以外において集合もしくは解散する場所との間を合理的な経路および方法により往復する場合を含みます。） ｵ. 学校が管理する寄宿舎にある場合
⑨	スポーツ活動	「運動競技」、「身体運動」または「野外活動」であって、心身の健全な発達を図るためのものをいいます。
⑩	文化活動	スポーツ活動以外の社会教育活動をいいます。
⑪	自宅	記名被保険者の居住の用に供する建物（敷地を含みます。）をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においてはドアより内側の専用居住区画（専用使用権のある共用部分を含みます。）をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物（敷地を含みません。）をいいます。

第４条（保険金を支払わない場合）

(1)　当会社は、普通保険約款第７条（保険金を支払わない場合）および第８条（保険金を支払わない場合）に規定する損害ならびに特別約款第２条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　被保険者の心神喪失

②　被保険者またはその指図による暴行もしくは殴打

③　学校または保育所の管理下において行う団体活動の遂行

④　団体活動を行い、または指導することを職務としている被保険者（他人に使用されてこれらの職務を行っている者を除きます。）については、その職務遂行

⑤　被保険者が公務員（特別職公務員のうちスポーツ推進委員、部活動指導員等の非常勤で団体活動を行う者を除きます。）として職務上遂行した業務

⑥　社会教育関係団体または被保険者が所有、使用または管理する不動産もしくはその従物たる動産
⑦　自動車（自動二輪車および原動機付自転車を含みます。）の所有、使用または管理
⑧　船舶（原動力が人力または風力であるものを除きます。）の所有、使用または管理
⑨　航空機（グライダー、飛行船ならびにモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機およびパラプレーン等の超軽量動力機を含みます。）の所有、使用または管理
⑩　狩猟

(2)　当会社は、A種の活動、B種の活動またはC種の活動を行うものとしてこの保険契約に加入した者がD種の活動を行うことによって生じた他人の身体の障害または財物の損壊に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(3)　この保険契約において、特別約款第３条（管理下財物免責の修正）の規定によって読み替えられた普通保険約款第８条（保険金を支払わない場合）②の規定は、次のとおり読み替えます。

「②　被保険者が所有、使用または管理する財物（社会教育関係団体が練習・合宿等の目的で一時的に使用または管理するスポーツ用具等の動産ならびに土地およびそれを覆う芝等の定着物を含み、宿泊設備・体育施設等およびその従物たる畳または建具等の動産を除きます。）の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任」

第５条（契約の取消し）

この保険契約において、被保険者による詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は普通保険約款16条（保険契約の取消し）の規定を、その行為を行った被保険者に対して個別に適用します。

第６条（記名被保険者の異動）

(1)　保険期間の中途において記名被保険者を増員または減員する場合は、保険契約者は、書面により増員者または減員者の氏名、年齢（生年月日等の年齢に相当する事項を含みます。）および性別を当会社に通知し、当会社の承認を得なければなりません。

(2)　当会社は、(1) の増員者に対しては、保険期間１年間に対する保険料を請求し、また、(1) の減員者に対しては、既に払い込まれた保険料を返還しません。

(3)　当会社は、(2) の保険料を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(4)　当会社は、(1) の場合において、保険料に関する規定の変更特約条項第４節第１条（保険料の返還、追加または変更）の規定を適用しません。

第７条（保険金の請求書類）

被保険者は、保険金の支払を請求する場合は、当会社が普通保険約款第25条（保険金の請求）(3) の規定に基づき求める書類または証拠のほか、社会教育関係団体の指導監督者が発行する事故証明書を当会社に提出しなければなりません。

第８条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款および特別約款ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

15.　各種特約条項【全加入区分共通】

原子力危険不担保特約条項

(1)　当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの物の原子核反応または原子核の崩壊・分裂等による放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害（放射能汚染または放射線障害を含みます。）に対しては、保険金を支払いません。

①　核燃料物質（使用済燃料を含みます。）
②　核原料物質
③　放射性元素
④　放射性同位元素
⑤　①から④までのいずれかにより汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）

(2)　(1) の規定は、医学的または産業的な利用に供される放射性同位元素（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）については、その使用、貯蔵または運搬中に生じた原子核反応または原子核の崩壊もしくは分裂による損害に限り、適用しません。ただし、その使用、貯蔵または運搬に関し法令違反があった場合を除きます。

専門職業危険不担保特約条項

当会社は、この保険契約に適用される特別約款または特約条項にこれと異なる規定がある場合を除き、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

①　疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案、もしくは診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の医療行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
②　美容整形、医学的堕胎、助産または採血その他医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
③　薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
④　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為
⑤　建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

汚染危険不担保特約条項

第１条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出（以下「排出等」といいます。）または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、汚染物質の排出等について、次のすべての条件に該当する場合を除きます。

① 汚染物質の排出等が不測であること。

② 汚染物質の排出等の原因となる事故（以下「事故」といいます。）が突発的に発生したこと。

③ 汚染物質の排出等が急激であること。

④ 事故が発生してから７日以内に被保険者が汚染物質の排出等を発見し、かつ21日以内に賠償責任保険普通保険約款第12条（事故の発生）(1) ①に規定する事項を当会社に通知すること。

第２条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
汚染物質	固体状、液体状または気体状等の物質の状態および酸性またはアルカリ性等の物質の性質にかかわらず、次のいずれかのものをいいます。 ｱ. 有害な化学物質 ｲ. 危険物質 ｳ. アおよびイのほか、生物に有害な物質または土壌、大気もしくは水の汚染の原因となる物質 ｴ. 臭気 ｵ. 石油物質
石油物質	次のいずれかに該当する物質をいいます。 ｱ. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油類 ｲ. アの石油類より誘導される化成品類 ｳ. アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣
汚染浄化費用	その名称が何であるかにかかわらず、汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、脱毒、中和等に要するすべての費用をいいます。

第３条（汚染浄化費用の取扱い）

当会社は、汚染浄化費用またはこれによる損失に対しては、保険金を支払いません。ただし、第１条（保険金を支払わない場合）ただし書の場合において、被保険者が他人に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を除きます。

石綿損害等不担保特約条項

当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかの事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性

② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する発がん性その他の石綿と同種の有害な特性

共同保険に関する特約条項（賠償責任保険用）

第１条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第２条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第３条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第２条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第４条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

16.スポーツ安全保険特約書【全加入区分共通】

公益財団法人スポーツ安全協会（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共栄火災海上保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社、大同火災海上保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社及びＡＩＧ損害保険株式会社（以下この8社を「乙」という。）は、傷害保険普通保険約款（以下「傷害普通約款」という。）、スポーツ安全協会傷害保険特約（以下「傷害特約」という。）、スポーツ安全協会傷害保険特約（学校管理下外担保）（以下「傷害特約（学校管理下外担保）」という。）、熱中症危険担保特約、細菌性食中毒等担保特約、通院保険金支払限度日数変更特約、通院保険金の支払要件変更に関する特約、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約、共同保険に関する特約、突然死葬祭費用担保特約及び後遺障害追加支払等級限定補償特約に基づく傷害保険契約並びに賠償責任保険普通保険約款（以下「賠償責任普通約款」という。）、施設所有（管理）者特別約款（以下「賠償責任特別約款」という。）、スポーツ安全協会賠償責任保険特約条項（以下「賠償責任特約条項」という。）、原子力危険不担保特約条項、専門職業危険不担保特約条項、汚染危険不担保特約条項、石綿損害等不担保特約条項及び共同保険に関する特約条項に基づく賠償責任保険契約について、次のとおり特約書を締結する。

この場合において、甲及び乙は、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社（以下「丙」という。）に定め、丙はこの特約書に基づく保険契約の締結、保険料の領収、保険金の支払、その他この保険契約に関する一切の事務を処理する。

第１章　保険責任に関する事項

（保険契約者及び被保険者）

第１条　保険契約者は甲とし、被保険者は甲に登録されている社会教育関係団体のうち、保険契約加入依頼の手続きをした団体（以下「団体」という。）の構成員全員とする。ただし、団体員名簿に記載されている構成員に限る。

２　前項の団体とは、代表者を置き、かつ団体の構成員が明確に把握されている構成員４名以上の団体をいう。

（加入区分）

第２条　被保険者は、傷害特約第３条及び賠償責任特約条項第３条の用語の定義に基づき、その目的、活動の実態等により次のとおり区分する。

加入区分	被保険者の範囲	募集帳票等における表記	補償対象となる団体活動
A	（1）中学生以下の者（特別支援学校高等部の生徒を含む。）	子ども	文化活動又はスポーツ活動
	（2）高校生以上の者（特別支援学校高等部の生徒を除く。）	大人	文化活動
AW	中学生以下の者（特別支援学校高等部の生徒を含む。）	子ども	文化活動又はスポーツ活動（個人活動を含む。）
B	65歳以上の者	大人（65歳以上）	スポーツ活動（文化活動を行っている場合も含む。）
C	高校生以上64歳以下の者（特別支援学校高等部の生徒を除く。）	大人（64歳以下）	スポーツ活動（文化活動を行っている場合も含む。）
D	全年齢の者	子ども・大人	危険度の高いスポーツ活動（文化活動及び危険度の高いスポーツ活動以外のスポーツ活動を行っている場合も含む。）
短期スポーツ教室	全年齢の者	子ども・大人	短期スポーツ教室におけるスポーツ活動（文化活動を行っている場合も含む。）

２　加入区分Ｂ及びＣにおける被保険者の年齢は、保険期間開始日と保険料分担金の支払手続きを行った日のいずれか遅い日における満年齢とする。ただし、第４条（5）に規定する方法により保険料の払込を行った場合は、各団体の構成員となった日における満年齢とする。

３　第１項表中の団体活動とは、傷害特約第３条及び賠償責任特約条項第３条に規定された各団体活動をいい、団体の指示・命令に基づいた以下の活動を含むものとする。

イ　国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本レクリエーション協会等（加盟団体及びその傘下団体を含む。）が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会又は競技会に団体の代表として参加して行う活動

ロ　大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動

ハ　一定の資格等を有する者が行う指導等の活動

ニ　団体が総合型地域スポーツクラブ又は会員制スポーツクラブである場合において、それら団体が指定する場所において行う活動

ホ　昇級・昇段試験又は資格取得の各種審査会等に参加して行う活動

４　この保険への加入は、同一団体で１口に限る。

５　加入区分の誤り等、加入手続きに不備があった場合には、乙は保険金を支払わないことがある。

６　傷害特約第３条②ｳ.（ｳ）及び賠償責任特約条項第３条②ｳ.（ｳ）に定義する３か月とは、教室の開催日の初日から３か月後の応当日までをいう。

（保険料分担金、保険金額・支払限度額及び免責金額）

第３条　この特約書に基づく保険契約の保険料分担金、保険金額・支払限度額及び免責金額は、１被保険者につき次のとおりとする。

<table>
<tr><td rowspan="2">加入区分</td><td rowspan="2">保険料分担金（1人年額）</td><td colspan="4">傷害保険</td><td rowspan="2">賠償責任保険（支払限度額）</td></tr>
<tr><td>死亡（保険金額）</td><td>入院日額（保険金額）</td><td>通院日額（保険金額）</td><td>突然死葬祭費用（支払限度額）</td></tr>
<tr><td>A</td><td>790円</td><td>2,000万円</td><td>4,000円</td><td>1,500円</td><td>180万円</td><td>対人・対物賠償合算 1事故につき5億円とする。ただし、対人は1名につき1億円限度とする。（免責金額なし）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">AW</td><td rowspan="4">1,440円</td><td colspan="5">「団体活動中とその往復途中」での事故</td></tr>
<tr><td>2,100万円</td><td>5,000円</td><td>2,000円</td><td>180万円</td><td>対人･対物賠償合算 1事故5億500万円とする。ただし、対人は1名につき1億500万円を限度とする。（免責金額なし）</td></tr>
<tr><td colspan="5">「団体活動中とその往復途中」以外での事故
（日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒・突然死葬祭費用は補償の対象外）</td></tr>
<tr><td>100万円</td><td>1,000円</td><td>500円</td><td>対象外</td><td>対人･対物賠償合算 1事故500万円（免責金額なし）</td></tr>
<tr><td>B</td><td>1,190円</td><td>600万円</td><td>1,800円</td><td>1,000円</td><td>180万円</td><td rowspan="4">対人・対物賠償合算 1事故につき5億円とする。ただし、対人は１名につき１億円限度とする。（免責金額なし）</td></tr>
<tr><td>C</td><td>1,840円</td><td>2,000万円</td><td>4,000円</td><td>1,500円</td><td>180万円</td></tr>
<tr><td>D</td><td>10,990円</td><td>500万円</td><td>1,800円</td><td>1,000円</td><td>180万円</td></tr>
<tr><td>短期スポーツ教室</td><td>790円</td><td>2,000万円</td><td>4,000円</td><td>1,500円</td><td>180万円</td></tr>
</table>

第１級の後遺障害保険金の支払事由となった傷害を被った日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存していることを条件として、当会社が支払った後遺障害保険金の額の50％に相当する額を追加して被保険者に支払います。

２　前項に規定する保険料分担金は年額とし、中途加入の場合においても同額とする。

３　保険期間の中途において当該団体を脱退した被保険者に対しては、保険料分担金の払戻しは行わない。

（保険責任期間）

第４条　乙の保険責任は、傷害普通約款第11条（3）、傷害特約第６条（3）、傷害特約（学校管理下外担保）第３章第２条及び第３章第３条（3）、賠償責任普通約款第５条（1）の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　団体が保険期間開始前（毎年４月１日午前０時まで）に甲に保険料分担金をそえて、保険契約への加入依頼を行った場合、当該団体の構成員に係わる保険責任期間は、毎年４月１日午前０時に始まり、翌年３月31日午後12時に終わる。

(2)　団体が保険期間開始後に甲に保険契約への加入依頼を行った場合、当該団体の構成員に係わる保険責任期間は次のうちいずれか遅い日の翌日の午前０時に始まり、保険期間の終期に終わる。

イ　団体が甲に送付した甲の定める加入依頼書及び団体員名簿を同封した封筒に押捺された郵便局の消印日

ロ　団体が保険料分担金を甲の指定する銀行の口座に振込み又は振替えた日

(3)　団体が保険期間開始後に、当該団体の構成員の増員者について甲に加入依頼を行った場合、当該増員者に係る保険責任期間は前号と同一とする。

(4)　(1)から(3)の規定にかかわらず、団体が甲の指定するインターネットを通じて甲に保険契約への加入依頼を行う場合は、保険料分担金を甲の指定する銀行等の金融機関又は収納代行会社（以下、「指定収納機関」という。）を通じて支払うこととし、当該団体の構成員（増員者を含む。）に係わる保険責任期間は、保険期間の初日又は次のうちいずれか遅い日の翌日の午前０時に始まり、保険期間の終期に終わる。

イ　団体が甲の指定するインターネットを通じて所要事項の入力を行い、甲に保険契約への加入依頼を行った日

ロ　団体が指定収納機関へ保険料分担金の支払手続きを行った日

(5)　(3)の規定にかかわらず、以下の各号に定める要件を満たしている団体が保険期間開始後に団体の増員者の加入依頼を行った場合、当該団体の増員者に係る保険責任期間は、当該団体の構成員となった日の翌日の午前０時に始まり、保険期間の終期に終わる。ただし、「ヘ」の要件を満たさなかった場合には、その期日の前月分以降の増員者の通知がされなかったものとみなし、乙は保険責任を負わないものとする。

イ　保険責任期間開始時において、甲が指定するインターネットによって加入手続きを行っていること。

ロ　200名以上の構成員が所属する団体であること。

ハ　会員名簿が常設されており、定期的に新入会員及び脱退会員の修正が行われていること。

ニ　会員登録日が客観的に分かる会員申込書の保管又は会員証の発行を行っていること。

ホ　毎月１か月間の増員者をとりまとめ、翌月10日（インターネットシステムが休止日の場合にはその翌日。以下「通知日」といいます。）までに被保険者氏名及びその他甲が定める事項を甲が指定するインターネットにより通知を行うこと。

ヘ　前号の通知を行った日からその日を含めて10日（金融機関が休業日の場合にはその翌営業日）以内に、前号の増員者分の保険料分担金を指定収納機関へ支払手続きを行うこと。

(6)　(1)から(5)の規定にかかわらず、傷害特約第３条②ウ及び賠償責任特約条項第３条②ウに定義する活動（以下「短期スポーツ教室」といいます。）を行う団体における当該団体の構成員（増員者を含む。）に係わる保険責任期間は、保険期間の初日又は次のうちいずれか遅い日の午前０時に始まり、保険期間の終期若しくは短期スポーツ教室の開催が終わる日の午後12時のいずれか早い日に終わる。

イ　団体が甲の指定するインターネットを通じて所要事項の入力を行い、甲に保険契約への依頼を行った日の翌日

ロ　団体が指定収納機関へ保険料分担金の支払手続きを行った日の翌日

ハ　短期スポーツ教室の開催期間の初日

２　前項の規定にかかわらず、保険料分担金の振込依頼を受けた銀行等の金融機関が振込済通知書の付帯書類として甲の定める加入依頼書及び団体員名簿を甲に送付するときの保険の始期は、保険期間の初日又は甲の定める保険料分担金を甲の指定する銀行の口座に振込んだ日の翌日の午前０時とする。

３　団体が次の各号に定める要件をいずれも満たしているときは、当該団体の構成員に係る保険責任期間は第１項(1)と同一とする。

(1)　団体がこの保険契約の保険料分担金の全部又は一部について地方公共団体の支出を受けており当該地方公共団体の会計年度の初日が保険期間の初日と同一であること。

(2)　保険期間開始前に甲経由で乙に加入依頼書を提出すること。

(3)　保険期間の初日（保険期間の初日が当該行政機関の休日の場合は休日明けの初日とする。）からその日を含めて10日目の日（金融機関が休業日の場合にはその翌営業日）までに保険料分担金の支払手続きを行うこと。

（加入者の通知）

第５条　甲は、団体からの加入依頼を受付けたときは加入依頼書に受付日、保険料分担金入金日、その他必要事項を記入したうえ、これを契約区分毎に整理するものとする。

２　甲は、毎月末日までに前月分の加入者について、乙に通知を行うものとする。

３　前項の通知に遅滞又は脱漏があった場合において、甲に故意又は重大な過失があったときは、乙は、当該通知の対象となる被保険者の被った傷害又は損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額、入院保険金日額及び通院保険金日額とみなす。

各被保険者の保険金額、入院保険金日額及び通院保険金日額	＝	保険証券記載の被保険者１名あたりの保険金額、入院保険金日額及び通院保険金日額	×	遅滞又は脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づく保険料の合計額 ／ 遅滞又は脱漏の生じた通知日以前に遅滞及び脱漏がなかった場合の保険料の合計額

４　前項の規定は、乙が第２項の通知の故意若しくは重大な過失による遅滞若しくは脱漏があることを知った時から前項の規定により保険金を支払う旨の甲に対する通知をしないで１か月を経過した場合又は被保険者が加入した時から５年を経過した場合にはこの限りでない。

（保険引受割合）

第６条　この特約書による乙の保険引受割合は、次のとおりとする。ただし、乙は、単独別個に保険契約上の権利を有し義務を負い連帯しない。

東京海上日動火災保険株式会社	%
損害保険ジャパン株式会社	%
三井住友海上火災保険株式会社	%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	%
日新火災海上保険株式会社	%
AIG損害保険株式会社	%
共栄火災海上保険株式会社	%
大同火災海上保険株式会社	%

第２章　甲が行う事務取扱処理に関する事項

（保険料分担金の受領及び送金）
第７条　甲は、毎月末日までに、原則として、団体から受領した前月分の保険料分担金を、その明細を付して丙の本社又は丙の指定する場所へ払込まなければならない。
（加入者名簿の備付け）
第８条　甲は、団体から受付けた加入依頼書（写）及び団体員名簿（写）を加入者名簿として備付け、常に整備しなければならない。
（事故の証明）
第９条　甲は、被保険者が本保険契約に基づき、保険金請求を行おうとするときは、団体の指導監督者に、当該事故が団体の管理下において団体活動を行っている間に生じた事故である旨の証明書を交付させるものとする。ただし、被保険者が、傷害特約（学校管理下外担保）に基づき、保険金請求を行おうとするときは、この限りでない。
２　団体の指導監督者が、前項の証明書に故意に不実の記載をし、又は事実を隠したときは、乙は、それによって乙が被った損害の額を差し引いて保険金を支払うこととする。
（保険金支払に関する協議）
第10条　甲は、丙と被保険者との間で保険金支払いに関し、意見の相異が生じた場合には、協議の上、両者の意見の調整を行うものとする。
（事務取扱処理の細則）
第11条　この特約書に基づく事務取扱処理に関して必要な細則は、甲及び丙の間で別に定めるものとする。

（以下省略）

Ⅶ. 資　料

１．スポーツ安全協会登録会員一覧表　※財団法人・社団法人等の法人種別は省略

(1) 日本スポーツ協会加盟および準加盟の競技団体

日本陸上競技連盟
日本水泳連盟
日本サッカー協会
全日本スキー連盟
日本テニス協会
日本ボート協会
日本ホッケー協会
日本ボクシング連盟
日本バレーボール協会
日本体操協会
日本バスケットボール協会
日本スケート連盟
日本レスリング協会
日本セーリング連盟
日本ウエイトリフティング協会
日本ハンドボール協会
日本自転車競技連盟
日本ソフトテニス連盟
日本卓球協会
全日本軟式野球連盟
日本相撲連盟
日本馬術連盟
日本フェンシング協会
全日本柔道連盟
日本ソフトボール協会
日本バドミントン協会
全日本弓道連盟
日本ライフル射撃協会
全日本剣道連盟
日本近代五種協会
日本バイアスロン連盟
日本ラグビーフットボール協会
日本山岳・スポーツクライミング協会
日本カヌー連盟
全日本アーチェリー連盟
全日本空手道連盟
日本アイスホッケー連盟
全日本銃剣道連盟
日本クレー射撃協会
全日本なぎなた連盟
全日本ボウリング協会
日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟

日本野球連盟
日本綱引連盟
少林寺拳法連盟
日本ゲートボール連合
日本武術太極拳連盟
日本ゴルフ協会
日本カーリング協会
日本パワーリフティング協会
日本オリエンテーリング協会
日本グラウンド・ゴルフ協会
日本トライアスロン連合
日本バウンドテニス協会
日本エアロビック連盟
日本チアリーディング協会
日本スポーツチャンバラ協会
日本ドッジボール協会
日本ペタンク・ブール連盟
ワールドスケートジャパン
日本ダンススポーツ連盟
日本アメリカンフットボール協会
日本フライングディスク協会

(2) 都道府県体育・スポーツ協会

(3) 上記以外の体育・スポーツ団体

日本障がい者スポーツ協会
日本レクリエーション協会
日本サイクリング協会
日本スイミングクラブ協会
合気会
全日本大学野球連盟
日本高等学校野球連盟
全国スポーツ推進委員連合
日本武術連盟
日本一輪車協会
日本スポーツクラブ協会
全国高等学校体育連盟
日本自動車連盟
日本躰道協会

(4) 社会教育関係団体

日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
ボーイスカウト日本連盟
ガールスカウト日本連盟
日本赤十字社「日本青少年赤十字」
全国子ども会連合会
日本ユースホステル協会
日本青年団協議会
日本PTA全国協議会
全国高等学校PTA連合会
日本海洋少年団連盟
全日本鼓笛バンド・フォームバンド連盟

2．加入手続先（スポーツ安全協会）一覧表

支　部　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号	金融機関名
北海道支部	062-8572	札幌市豊平区豊平５条 11 － 1 － 1 道立総合体育センター内 北海道スポーツ協会内	011(820)1709	北洋銀行 郵便局
青森県支部	039-3505	青森市大字宮田字高瀬 22 － 2 青森県スポーツ協会内	017(718)1136	青森銀行 みちのく銀行
岩手県支部	020-0133	盛岡市青山４－ 13 － 30 岩手県体育協会内	019(648)0400	郵便局
宮城県支部	981-0122	宮城郡利府町菅谷字舘 40 － 1　宮城県総合運動公園(グランディ・21)内 宮城県スポーツ協会内	022(356)6066	七十七銀行
秋田県支部	010-0974	秋田市八橋運動公園１－５　秋田県スポーツ科学センター内 秋田県体育協会内	018(883)0360	秋田銀行
山形県支部	990-2412	山形市松山２－ 11 － 30 山形県スポーツ協会内	023(642)8321	山形銀行、荘内銀行、 郵便局
福島県支部	960-8043	福島市中町８－２　福島県自治会館６階	024(526)4600	東邦銀行 郵便局
茨城県支部	310-0911	水戸市見和１－ 356 － 2 茨城県水戸生涯学習センター分館　茨城県スポーツ協会内	029(297)7600	常陽銀行 郵便局
栃木県支部	321-0152	宇都宮市西川田４－１－１ 栃木県スポーツ協会内	028(612)5178	足利銀行 郵便局
群馬県支部	371-0047	前橋市関根町 800 ALSOK ぐんま総合スポーツセンター本館内 群馬県スポーツ協会内	027(237)0832	群馬銀行 郵便局
埼玉県支部	362-0031	上尾市東町３－ 1679　スポーツ総合センター内 埼玉県スポーツ協会内	048(779)9580	郵便局
千葉県支部	263-0011	千葉市稲毛区天台町 323　千葉県総合スポーツセンター 千葉県スポーツ協会内	043(254)0075	千葉銀行 郵便局
東京都支部	160-0013	新宿区霞ヶ丘町４－２ Japan Sport Olympic Square10 階　東京都体育協会内	03(5738)7577	みずほ銀行
神奈川県支部	221-0855	横浜市神奈川区三ツ沢西町３－１　県立スポーツ会館 神奈川県スポーツ協会内	045(311)0653	横浜銀行 郵便局
新潟県支部	950-0933	新潟市中央区清五郎 67 － 12　デンカビッグスワンスタジアム 新潟県スポーツ協会内	025(287)8080	第四北越銀行
富山県支部	939-8252	富山市秋ヶ島 183　富山県総合体育センター内 富山県体育協会内	076(429)1230	北陸銀行
石川県支部	920-0355	金沢市稚日野町北 222 石川県体育協会内	076(268)3100	郵便局
福井県支部	918-8027	福井市福町３－ 20 福井県スポーツ協会内	0776(34)2719	福井銀行
山梨県支部	400-0836	甲府市小瀬町 840 山梨県スポーツ協会内	055(243)3920	山梨中央銀行 郵便局
長野県支部	380-8570	長野市南長野字幅下 692 － 2 長野県庁７階	026(219)2474	八十二銀行 郵便局
岐阜県支部	502-0817	岐阜市長良福光大野 2675 － 28　岐阜メモリアルセンター内 岐阜県スポーツ協会内	058(295)6360	十六銀行 大垣共立銀行
静岡県支部	422-8004	静岡市駿河区国吉田５－１－１	054(262)3039	静岡銀行、スルガ銀行、 清水銀行
愛知県支部	460-0007	名古屋市中区新栄１－ 49 － 10　愛知県教育会館３階 愛知県スポーツ協会内	052(264)4048	郵便局
三重県支部	510-0261	鈴鹿市御薗町 1669 三重県スポーツ協会内	059(372)8100	百五銀行
滋賀県支部	520-0807	大津市松本１－２－ 20	077(523)3860	滋賀銀行 関西みらい銀行
京都府支部	601-8047	京都市南区東九条下殿田町 70　京都テルサ内 京都府スポーツ協会内	075(692)3459	京都銀行 郵便局

支　部　名	郵便番号	所　　在　　地	電話番号	金融機関名
大阪府支部	556-0011	大阪市浪速区難波中３－４－36　大阪府立体育会館内 大阪府スポーツ協会内	06(6643)5234	りそな銀行 郵便局
兵庫県支部	650-0011	神戸市中央区下山手通４－16－３　兵庫県民会館内 兵庫県体育協会内	078(332)2380	みなと銀行 郵便局
奈良県支部	630-8501	奈良市登大路町 30 奈良県スポーツ協会内	0742(22)5791	南都銀行
和歌山県支部	640-8262	和歌山市湊通丁北１－２－１ 和歌山県教育庁生涯学習局スポーツ課内　和歌山県体育協会内	073(433)8390	紀陽銀行 郵便局
鳥取県支部	680-8570	鳥取市東町１－220 鳥取県スポーツ協会内	0857(26)8724	鳥取銀行 山陰合同銀行
島根県支部	690-0015	松江市上乃木 10－４－２　島根県立水泳プール内 島根県体育協会内	0852(21)5388	山陰合同銀行
岡山県支部	700-0012	岡山市北区いずみ町２－１－３ ジップアリーナ岡山内　岡山県スポーツ協会内	086(201)3811	中国銀行
広島県支部	730-0011	広島市中区基町４－１ 広島県体育協会内	082(223)7865	郵便局
山口県支部	753-8501	山口市滝町１－１　県政資料館２階 山口県体育協会内	083(921)6185	山口銀行
徳島県支部	770-0942	徳島市昭和町３－35－１ 徳島県スポーツ協会内	088(655)3660	徳島大正銀行
香川県支部	760-0004	高松市西宝町２－６－40　香川県教育会館４階 香川県スポーツ協会内	087(833)1583	百十四銀行
愛媛県支部	790-0843	松山市道後町２－９－14 愛媛県県民文化会館別館内　愛媛県スポーツ協会内	089(911)1199	伊予銀行 愛媛銀行
高知県支部	780-0850	高知市丸ノ内１－７－52　高知県庁西庁舎１階 高知県スポーツ協会内	088(820)1755	高知銀行 四国銀行
福岡県支部	812-0852	福岡市博多区東平尾公園２－１－４ 福岡県立スポーツ科学情報センター内	092(622)5775	福岡銀行 西日本シティ銀行
佐賀県支部	849-0923	佐賀市日の出２－１－11　佐賀県スポーツ会館内 佐賀県スポーツ協会内	0952(30)7716	佐賀銀行
長崎県支部	852-8118	長崎市松山町２－５　長崎県営野球場内 長崎県スポーツ協会内	095(845)2926	十八親和銀行 郵便局
熊本県支部	861-8012	熊本市東区平山町 2776　県民総合運動公園　陸上競技場内 熊本県スポーツ協会内	096(213)9015	肥後銀行 郵便局
大分県支部	870-0908	大分市青葉町１　大洲総合運動公園スポーツ交流館 大分県スポーツ協会内	097(552)0400	大分銀行
宮崎県支部	889-2151	宮崎市大字熊野字島山 1443－12 宮崎県スポーツ協会内	0985(55)3136	宮崎銀行
鹿児島県支部	890-0062	鹿児島市与次郎１－４－20 鹿児島県スポーツ協会内	099(813)1108	鹿児島銀行
沖縄県支部	900-0026	那覇市奥武山町 51－２　沖縄県体協スポーツ会館内 沖縄県スポーツ協会内	098(857)0017	琉球銀行

スポーツ安全協会本部（インターネット加入の場合）
〒105-0003　東京都港区西新橋1－６－11
インターネット加入専用：0570-087109（固定電話）※市内通話料金のご負担での通話が可能です。
03-5510-0033（上記電話番号がご利用いただけない電話）

3．保険事故通知先、保険金請求先（東京海上日動）一覧表

都道府県名	事　務　所　名	郵便番号	所　在　地	Ｔ　Ｅ　Ｌ
北海道	北海道損害サービス部内 北海道スポーツ安全保険コーナー	060-8531	札幌市中央区大通西3－7 北洋大通センター	フリーダイヤル 0120-789-027 （札幌）(011) 271-7432 FAX（札幌）(011) 271-1328
青　森 岩　手 宮　城 秋　田 山　形 福　島	東北損害サービス部内 東北スポーツ安全保険コーナー	980-8460	仙台市青葉区中央2－8－16 仙台東京海上日動ビル６Ｆ	フリーダイヤル 0120-789-037 （仙台）(022) 225-6326 FAX（仙台）(022) 225-7157
茨　城 栃　木 群　馬 埼　玉 千　葉 東　京 神奈川 新　潟 山　梨 長　野	本店損害サービス第二部内 関東スポーツ安全保険コーナー	105-8551	東京都港区西新橋3－9－4	フリーダイヤル 0120-789-047 （東京）(03) 6632-0479 FAX（東京）(03) 6402-3561
岐　阜 愛　知 三　重	名古屋損害サービス第一部内 東海スポーツ安全保険コーナー	460-8541	名古屋市中区丸の内2－20－19	フリーダイヤル 0120-789-057 （名古屋）(052) 201-9654 FAX（名古屋）(052) 201-9649
静　岡	静岡損害サービス部内 静岡スポーツ安全保険コーナー	420-8585	静岡市葵区紺屋町17－1 葵タワー 10F	フリーダイヤル 0120-789-059 （静岡）(054) 254-4235 FAX（静岡）(054) 254-4237

都道府県名	事　務　所　名	郵便番号	所　在　地	Ｔ　Ｅ　Ｌ
富　山 石　川 福　井 滋　賀 京　都 大　阪 兵　庫 奈　良 和歌山	関西損害サービス第一部内 近畿スポーツ安全保険コーナー	541-8555	大阪市中央区高麗橋3－5－12 淀屋橋東京海上日動ビル9Ｆ	フリーダイヤル 0120-789-067 (大阪)(06) 6203-0677 FAX(大阪)(06) 6203-0646
鳥　取 島　根 岡　山 広　島 山　口 徳　島 香　川 愛　媛 高　知	中国損害サービス部内 中･四国スポーツ安全保険コーナー	730-8730	広島市中区八丁堀3－33	フリーダイヤル 0120-789-085 (広島)(082) 511-9483 FAX(広島)(082) 511-9273
福　岡 佐　賀 長　崎 熊　本 大　分 宮　崎 鹿児島 沖　縄	九州損害サービス第一部 九州スポーツ安全保険コーナー	812-8705	福岡市博多区綱場町3－3	フリーダイヤル 0120-789-095 (福岡)(092) 281-8375 FAX(福岡)(092) 281-8199

4．東京海上日動営業店一覧表

保険内容についてはスポーツ安全協会本・支部または下記へご照会ください。

都道府県名	事　務　所　名	郵便番号	所　　在　　地	Ｔ　Ｅ　Ｌ
北 海 道	札幌中央支店　金融公務チーム	060 － 8531	札幌市中央区大通西３－７北洋大通りセンター 17 階	011 － 271 － 7285
青　　森	青森中央支社	030 － 0861	青森市長島２－ 19 －１青森東京海上日動ビル２Ｆ	017 － 775 － 2424
岩　　手	盛岡支店　営業課	020 － 8580	盛岡市開運橋通５－１盛岡東京海上日動ビル５Ｆ	019 － 654 － 8124
宮　　城	仙台支店　営業課	980 － 8460	仙台市青葉区中央２－８－ 16 仙台東京海上日動ビルディング 10 Ｆ	022 － 225 － 6321
秋　　田	秋田支店　営業課	010 － 0001	秋田市中通２－５－ 21 秋田東京海上日動ビル３Ｆ	018 － 832 － 9179
山　　形	山形支社	990 － 8522	山形市松波１－１－５山形東京海上日動ビル２Ｆ	023 － 632 － 5510
福　　島	福島支社	960 － 8041	福島市大町７－３福島センタービル４Ｆ	024 － 523 － 1161
茨　　城	茨城中央支社	310 － 0015	水戸市宮町１－３－ 41 水戸ノースフロント８Ｆ	029 － 233 － 9207
栃　　木	栃木支店　営業課	320 － 8511	宇都宮市馬場通り４－１－１うつのみや表参道スクエア８Ｆ	028 － 600 － 7141
群　　馬	前橋支社	371 － 0023	前橋市本町２－ 13 － 11　前橋センタービル７Ｆ	027 － 235 － 7714
埼　　玉	埼玉中央支店　営業課	330 － 9515	さいたま市大宮区桜木町１－ 10 － 17 シーノ大宮サウスウイング 10 Ｆ	048 － 650 － 8381
千　　葉	千葉支店　営業課	260 － 0031	千葉市中央区新千葉１－４－３WESTRIO 千葉フコク生命ビル 11 Ｆ	043 － 301 － 7740
東　　京	公務第二部　文教公務室	102 － 8014	千代田区三番町６－４ラ・メール三番町 10 Ｆ	03 － 3515 － 4133
神 奈 川	横浜中央支店　金融公務課	220 － 8565	横浜市西区みなとみらい３－６－４みなとみらいビジネススクエア６Ｆ	045 － 224 － 3519
新　　潟	新潟中央支社	950 － 8545	新潟市中央区万代２－３－６新潟東京海上日動ビル７Ｆ	025 － 241 － 4105
富　　山	富山支社	930 － 8522	富山市神通本町１－６－５富山東京海上日動ビル６Ｆ	076 － 433 － 6631
石　　川	金沢支店　営業課	920 － 8536	金沢市広岡３－１－１金沢パークビル７階	076 － 233 － 6666
福　　井	福井中央支社	918 － 8558	福井市毛矢１－ 10 －１セーレンビル７Ｆ	0776 － 36 － 2079
山　　梨	山梨支店　営業課	400 － 0032	甲府市中央１－ 12 － 28 甲府東京海上日動ビル５Ｆ	055 － 237 － 6269
長　　野	長野支店　営業課	380 － 8508	長野市南県町1081 長野東京海上日動ビル７Ｆ	026 － 224 － 0306
岐　　阜	岐阜支店　営業課	500 － 8671	岐阜市金町６－４岐阜東京海上日動ビルディング 11 Ｆ	058 － 264 － 5181
静　　岡	静岡支店　営業課	420 － 8585	静岡市葵区紺屋町 17 －１葵タワー 13 Ｆ	054 － 254 － 0281
愛　　知	愛知金融公務部	460 － 8541	名古屋市中区丸の内２－ 20 － 19 名古屋東京海上日動ビルディング 14 階	052 － 201 － 2046
三　　重	津支社	514 － 0028	津市東丸之内 33 －１津フェニックスビル９Ｆ	059 － 224 － 0221
滋　　賀	大津支社	520 － 0044	大津市京町２－５－ 10　大津神港ビル６Ｆ	077 － 522 － 9071
京　　都	京都支店　営業課	600 － 8570	京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町 22 京都東京海上日動ビル７Ｆ	075 － 241 － 1156
大　　阪	関西公務金融部　大阪公務課	541 － 0043	大阪市中央区高麗橋３－５－ 12 淀屋橋東京海上日動ビル 10 Ｆ	06 － 6203 － 0518
兵　　庫	関西公務金融部　神戸公務金融課	650 － 0024	神戸市中央区海岸通７第二神港ビル５Ｆ	078 － 333 － 7241
奈　　良	奈良支社	630 － 8115	奈良市大宮町６－２－ 19 奈良東京海上日動ビル	0742 － 35 － 8501
和 歌 山	和歌山支社	640 － 8227	和歌山市西汀丁38 Regulusビル４Ｆ	073 － 431 － 5281
島　　根	山陰中央支社	690 － 8526	松江市御手船場町 565 －８松江東京海上日動ビル６Ｆ	0852 － 25 － 2212
鳥　　取	鳥取支社	680 － 0011	鳥取市東町２－ 351 鳥取東京海上日動ビル１Ｆ	0857 － 23 － 2201
岡　　山	岡山支社　営業課	700 － 8585	岡山市北区柳町２－ 11 － 19 岡山東京海上日動ビル５Ｆ	086 － 227 － 2852
広　　島	広島支店　営業課	730 － 8730	広島市中区八丁堀３－ 33 広島ビジネスタワー６Ｆ	082 － 511 － 9093
山　　口	山口中央支社	754 － 0021	山口市小郡黄金町７－ 43 ＴＫビル３Ｆ	083 － 974 － 1820
徳　　島	徳島支社	770 － 8520	徳島市八百屋町２－７朝日生命徳島ビル３Ｆ	088 － 626 － 2940
香　　川	高松中央支社	760 － 8527	高松市古新町３－１東明ビル 11 Ｆ	087 － 822 － 3295
愛　　媛	愛媛支店　営業課	790 － 8561	松山市本町２－１－７松山東京海上日動ビル７Ｆ	089 － 915 － 0077
高　　知	高知支社	780 － 0870	高知市本町４－１－ 16 高知電気ビル６Ｆ	088 － 823 － 2575
福　　岡	福岡中央支店　金融公務室	812 － 8705	福岡市博多区綱場町３－３福岡東京海上日動ビル３Ｆ	092 － 281 － 8344
佐　　賀	佐賀支店　営業課	840 － 0801	佐賀市駅前中央１－６－ 25 佐賀東京海上日動ビル７Ｆ	0952 － 23 － 1390
長　　崎	長崎支社	850 － 8543	長崎市興善町３－５長崎東京海上日動ビル４Ｆ	095 － 823 － 7156
熊　　本	熊本支店　営業課	862 － 0975	熊本市中央区新屋敷１－ 14 － 35 熊本東京海上日動ビル７Ｆ	096 － 372 － 6310
大　　分	大分支社	870 － 8562	大分市荷揚町３－６大分東京海上日動ビル５Ｆ	097 － 536 － 2151
宮　　崎	宮崎支店　営業課	880 － 8511	宮崎市広島２－５－ 11 宮崎東京海上日動ビル４Ｆ	0985 － 23 － 2902
鹿 児 島	鹿児島支店　営業課	892 － 8567	鹿児島市加治屋町 12 －５鹿児島東京海上日動ビル７Ｆ	099 － 225 － 6251
沖　　縄	沖縄支店	900 － 0016	那覇市前島２－ 21 － 13 ふそうビル８Ｆ	098 － 867 － 7733

本内容は令和２年 12 月末時点の確定内容をもとに記載しています。

MEMO

MEMO

スポーツ安全保険の解説

令和３年３月

発　行　者　　公益財団法人　スポーツ安全協会

〒105-0003　東京都港区西新橋1－６－11
電話（03）5510－0022
FAX（03）5510－0020

令和3年3月作成